大船渡市
高齢者福祉計画
第７期介護保険事業計画

（計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）

大　船　渡　市

は　じ　め　に

わが国においては、急速な高齢化の進行と人口減少が大きな社会問題になっています。

本市においても、平成29年９月末における高齢化率は35.6％で、全国平均の約27.7％を大幅に上回って高齢化が進行しており、人口の減少とともに高齢化率はさらに上昇していくと見込まれます。

平成12年４月に介護保険制度がスタートして間もなく18年になりますが、いまや介護保険制度は私たちの生活に定着し、制度の果たすべき役割は非常に大きくなっています。

こうしたことから、介護の需要は今後も確実に増えていくと見込まれ、また、介護の状況も高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加などにより、一層複雑化しております。

さらに、介護の支え手となる人材の不足や、社会保障費の増大なども制度継続の大きな課題となっています。

このため、介護の問題解決を専門サービスのみに頼るのではなく、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、介護・予防・医療・生活支援・住まいの５つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築が必要かつ急務とされているところであり、本市におきましてもその実現に向けて取り組んで参りました。

地域包括ケアシステムの実現には、介護・医療のサービスの充実はもちろんですが、地域において住民がお互いを支えあう自主的な体制の整備が非常に重要であります。

このため、市では市民の皆様のご理解をいただきながら進めてきており、徐々に意識の醸成が図られ、地域において様々な活動が行われているところであります。

このような状況のもと、本市では、これまでの「大船渡市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画」を総括し、新たに取り組む内容を加え、平成30年度から平成32年度までの３年間を計画期間とする「大船渡市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」を策定いたしました。

新しい計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）を見据え、要介護者個々の状態に応じた適切なサービスが提供されるようサービスの充実に取り組むとともに、高齢者の日常生活を地域で支える体制の整備と多様な主体によるサービスの提供を推進することとしています。

また、認知症施策や介護・医療の連携など、介護保険制度の改正の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る計画としております。

本市におきましては、この計画に基づき、保険財政の健全な運営を図りながら、介護保険サービスの必要なサービス量の確保に努め、引き続き高齢者の福祉施策を積極的に推進して参ります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご審議をいただき、貴重なご意見やご提言をいただきました大船渡市ささえあい長寿推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメント及び地域説明会等で貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様や関係機関、団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年３月

大船渡市長　戸　田　公　明

目　　次

第１章　計画の概要 3

１　計画策定の趣旨 3
２　計画の位置づけ 4
（１）根拠法令等 4
（２）他の計画等との関係 4
３　基本的理念 5
（１）地域包括ケアシステムの構築と強化 5
（２）社会参加と生きがいに満ちた高齢期の創造 5
（３）高齢者の尊厳を守る支援 5
（４）健康づくり・介護予防の推進 5
（５）介護保険サービスの充実 5
（６）震災後の支援体制の継続 5
４　計画の期間 6
５　計画の策定体制 7
（１）アンケート調査の実施 7
（２）高齢者保健福祉推進室幹事会の開催 7
（３）計画策定協議会の開催 7
（４）パブリックコメントの実施 7

第２章　高齢者の現状と高齢者福祉サービスの状況 11

１　高齢者の状況 11
（１）人口構造と高齢者数の推移 11
（２）高齢者のいる世帯の状況 13
２　アンケート調査結果 14
（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 14
（２）在宅介護実態調査 15
３　介護保険サービスの状況 16
（１）被保険者数の推移 16
（２）要支援・要介護認定者数の推移 16
（３）認知症高齢者の推移 19
（４）介護保険サービスの利用状況 20
（５）地域包括支援センターの活動状況 36
（６）介護給付費の状況 42
（７）第６期介護保険事業費の計画値と実績値 45
（８）介護給付費準備基金の推移 49
４　高齢者福祉サービスの状況 50
（１）高齢者の就業状況 50
（２）高齢者の生きがいづくり・社会参加活動の状況 51
（３）高齢者福祉サービスの利用状況 53

第３章　高齢者福祉の方向性と施策の展開 59
１　地域包括ケアシステムの深化・推進 59
２　高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 64
３　介護予防・健康づくりの推進 64
４　日常生活を支援するサービスの整備充実 65
（１）介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進 65
（２）高齢者福祉サービスの充実 66
５　認知症高齢者への支援 66
６　介護人材の確保及び介護サービスの向上 66
第４章　介護保険事業計画の方向性と施策の展開 71
１　介護保険事業の基本的方向性 71
（１）介護保険事業における市の責務 71
（２）介護保険サービスの範囲 71
（３）介護保険サービスの基盤整備の方向性 72
２　日常生活圏域の設定 73
３　地域密着型サービスの方向性 75
４　地域包括支援センターによる介護予防と自立支援の推進 75
（１）指定介護予防支援事業 75
（２）地域支援事業 75
５　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 77
（１）介護予防・重度化防止の取組と評価 77
（２）介護予防・日常生活支援総合事業の充実 77
（３）地域リハビリテーション活動支援事業の充実 78
６　地域包括支援センターの機能強化 78
（１）生活支援・介護予防サービスの充実 78
（２）多職種が連携した地域ケア会議の定期的開催 78
（３）地域包括支援センターと在宅介護支援センター等との役割分担・連携強化 79
（４）地域包括支援センターの適切な運営及び評価 79
７　認知症対策の推進 79
（１）認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 80
（２）認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 80
（３）介護者への支援 80
（４）認知症の人やその家族の視点の重視 80
８　医療・介護連携の推進 81
（１）地域の医療・介護の資源の把握 81
（２）医療・介護関係機関のネットワーク構築の推進 81
（３）在宅医療・介護連携に関する相談支援と地域住民への普及啓発 81
９　地域共生社会の実現に向けた取組の推進 82
（１）「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進 82
（２）共生型サービスの創設 82
10　要介護認定・給付の適正化とサービスの質的向上 83
（１）介護給付適正化事業 83

（２）利用者負担軽減への取組 83
（３）サービス提供事業者、関係機関との協働による介護保険事業の推進 83
（４）相談や問い合わせの対応 84
11　介護予防・日常生活支援総合事業の推進 86
12　2025 年度（平成 37 年度）に向けた第７期介護保険事業計画の位置づけ 87

第5章　介護サービス事業費の見込み及び介護保険料 91

１　高齢者及び要支援・要介護認定者等の将来推計 91
（１）人口と高齢者数の将来推計 91
（２）被保険者数の見込み 92
（３）要支援・要介護認定者数の推計 93
（４）認知症高齢者の推計 94
２　介護保険サービス事業量の見込みと施設等整備計画 95
（１）介護保険サービス事業量の見込み 95
（２）施設等整備計画 97
３　介護サービス給付費の見込み 98
４　第１号被保険者の保険料 101

資　料　編 105

アンケート調査の実施結果について 107
（１）介護予防介護・日常生活圏域ニーズ調査 108
（２）在宅介護実態調査 117
計画策定の経過 122
大船渡市ささえあい長寿推進協議会条例 123
大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱 124
大船渡市ささえあい長寿推進協議会委員、大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会委員 125

本計画における表記について

①天皇陛下の生前退位が予定されていますが、平成 31 年５月１日以降の新元号が決まっていないことから、平成 31 年以降の年の元号表記は「平成」のままとしています。

②各表において、端数処理のため比率の合計が 100％にならない場合があります。

③各表において、千円未満の端数処理のため、合計と内訳が一致しない場合があります。

第１章
計 画 の 概 要

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすことができるよう、介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の方向性と円滑な実施のための基本事項を示した「高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」を策定します。

平成 27 年の国勢調査によると、日本の高齢者人口は、3,347 万人まで上昇し、総人口に占める高齢者割合は 26.6％となり、人口、割合共に過去最高となっています。

本市において高齢者割合は、平成 29 年 11 月末現在で、35.7％となっており、市民のおよそ３人に１人が高齢者となっています。さらに、人口推計によると平成 37 年には、高齢者割合が 38.7％にまで達すると予測されています。

今後ますます進行する高齢化対策として、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの５つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を構築し、その地域に相応しいサービス提供体制を整備することが重要であるとしています。

制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大し、介護保険制度自体の持続可能性をも揺るがす事態になってきています。このような状況の中で、団塊の世代が 75 歳以上となり高齢化が一段と進む 2025 年度（平成 37 年度）に向けて、これまでの施策の実施状況や課題等を踏まえ、高齢者福祉及び介護保険事業の更なる充実が求められています。

平成 29 年５月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保していくことを目指すものとなっています。

こうしたことから、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をより一層推進し、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年を計画期間とする「大船渡市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」を策定するものです。

２　計画の位置づけ

（１）根拠法令等

本計画は、介護保険法（平成９年 12 月 17 日法律第 123 号）第 117 条に基づく「介護保険事業計画」であり、老人福祉法（昭和 38 年７月 11 日法律第 133 号）第 20 条の８に基づく「高齢者福祉計画」を一体的に策定するものです。

■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

■高齢者福祉計画

地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

（２）他の計画等との関係

本計画は、大船渡市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画の見直しを図るとともに、市の基本指針である大船渡市総合計画を最上位計画とし、社会状況の変化を視野に入れ、特にも今後の高齢者を取り巻く状況を踏まえながら、主に、保健、医療、福祉分野の関係する法律及び計画との連携を図りながら推進するものとします。

３　基本的理念

（１）地域包括ケアシステムの構築と強化

高齢者の尊厳の保持、自立支援の介護保険制度の理念に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるために、地域の実情に応じた創意工夫により、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムを構築します。

また、地域共生型社会の実現に向けて、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスの創設をはじめとした包括的な支援と取組を推進します。

（２）社会参加と生きがいに満ちた高齢期の創造

高齢者が地域の中でいきいきと暮らしていくことができるように、地域での支えあい活動も含めた社会参加を促進し、生きがいを持って生活できる施策を進めます。

より身近な場所でのサロン活動等の開催を支援し、趣味活動を中心とした集いの場の拡大と利用促進を図ります。

また、高齢者がその豊富な経験や知識・技能を生かし、地域社会を支える担い手として活躍できるよう支援していきます。

（３）高齢者の尊厳を守る支援

地域包括支援センターやそのほかの関係機関、地域住民などと連携し、成年後見制度などの権利擁護事業の普及啓発をはじめ、虐待防止と早期発見のためのネットワークづくりに取り組み、高齢者の尊厳を守る地域社会の実現を目指します。

（４）健康づくり・介護予防の推進

介護予防支援事業、地域支援事業や介護予防サービスなどを一人ひとりの状態に適した内容で実施するほか、地域包括支援センターを中心に関係機関の支援の強化や連携により、継続的、効果的な事業展開を図ります。

（５）介護保険サービスの充実

介護保険サービスについては、今後のサービス需要の動向を見据えた整備を進めるとともに、サービスを提供する事業者に対しては、介護技術やケアマネジメント技術の質の向上を図るため、事例検討会や学習会を開催するなど、支援体制づくりを積極的に進めます。

（６）震災後の支援体制の継続

いまだ大きく残る東日本大震災の影響を的確に見極め、生活支援サービスの充実に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携を密にし、支援を継続します。

4　計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は３年を１期とするものと定められており、老人福祉計画は、老人福祉法において介護保険事業計画と一体のものとして作成することが定められていることから、本計画の期間は平成30年度から平成32年度までの３年間となります。

また、第６期計画と同様に団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度（2025 年度）までを見据えた中長期的な取組を推進する計画となります。

５　計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、次のような取組を行いました。

（１）アンケート調査の実施

65 歳以上の一般高齢者及び要介護（要支援）認定者の実態を把握し、各種サービスの利用意向等を計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

■調査対象・期間・方法

調査対象	調査期間	調査方法	配布件数	回収件数 【率】
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	平成29年 ４月	郵送による 配布・回収	1,340 件 （無作為抽出）	880件 【65.7%】
②在宅介護実態調査 要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方			840 件 （無作為抽出）	507件 【60.4%】

（２）高齢者保健福祉推進室幹事会の開催

市役所内に設置している高齢者保健福祉推進室幹事会を開催し、関係部課との連絡調整等を行いました。

（３）計画策定協議会の開催

地域の実情を反映した計画となるよう、介護保険の被保険者、医師、歯科医師、薬剤師、介護保険のサービス提供事業所の代表者、その他公益を代表する者を委員として構成する「大船渡市ささえあい長寿推進協議会」、「大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」において協議を行い、計画策定を進めました。

（４）パブリックコメントの実施

介護保険制度の内容等を市民に周知するとともに、本計画についての意見・提言等を広く聴取するため、以下について取り組みました。

① パブリックコメントを実施
② 事業者連絡会を通じて、介護サービス従事者等から意見聴取
③ 住民説明会を開催

第２章
高齢者の現状と高齢者福祉サービスの状況

第２章　高齢者の現状と高齢者福祉サービスの状況

１　高齢者の状況

（１）人口構造と高齢者数の推移

■人口の推移

住民基本台帳から平成 25 年以降の本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向で推移しており、平成 29 年では 37,394 人となっています。また、65 歳以上の高齢人口は増加傾向にあり、平成 29 年では 13,316 人となっています。

■大船渡市の人口実績と推移

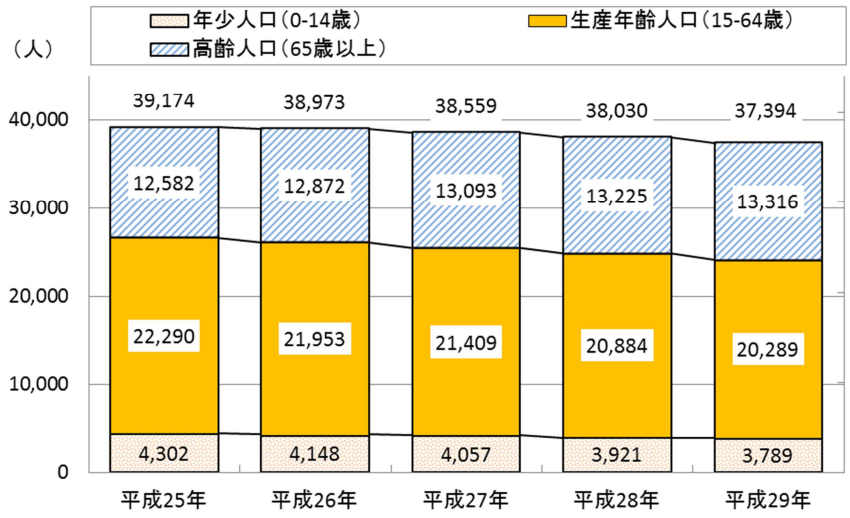

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

■年齢３区分人口構成比の推移

年齢３区分人口構成比の推移をみると、高齢人口割合が増加する一方で、生産年齢人口割合及び年少人口割合は減少傾向で推移しており、高齢化が進行している状況が分かります。

平成 29 年 10 月 1 日現在の高齢人口割合（高齢化率）は 35.6%となっています。

■大船渡市の年齢３区分人口構成比の推移

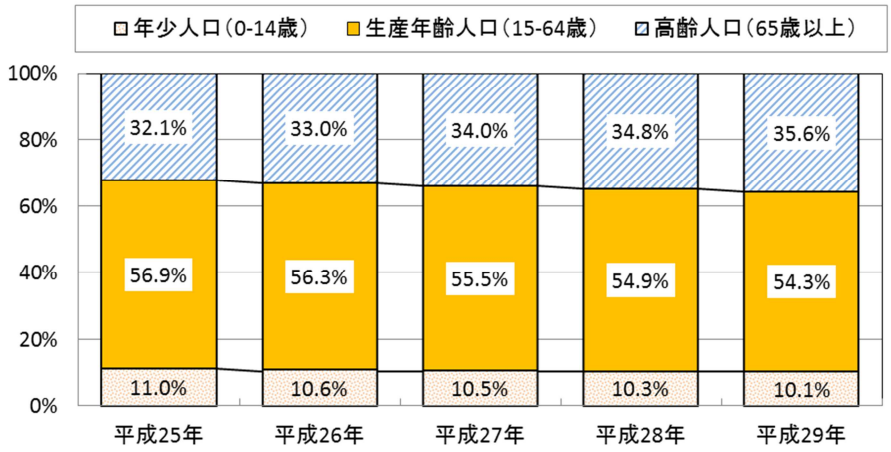

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■高齢者の割合

本市の高齢者数を 65 歳以上 75 歳未満（前期高齢者）と、75 歳以上（後期高齢者）に区分し人口構成比の推移をみると、「後期高齢者」が「前期高齢者」を人数・比率ともに上回っています。

平成 29 年 10 月 1 日現在の前期高齢者は 5,988 人、比率は 45.0%、後期高齢者は 7,328 人、比率は 55.0%となっています。

■大船渡市の高齢者の人口実績と推移

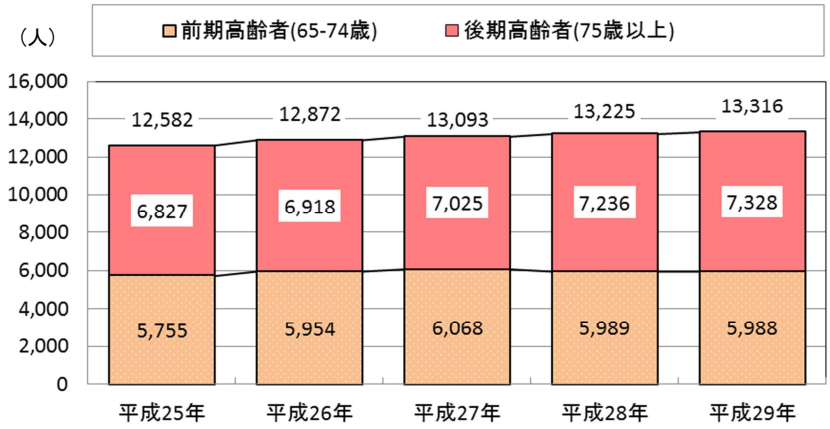

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

■大船渡市の高齢者比率の推移

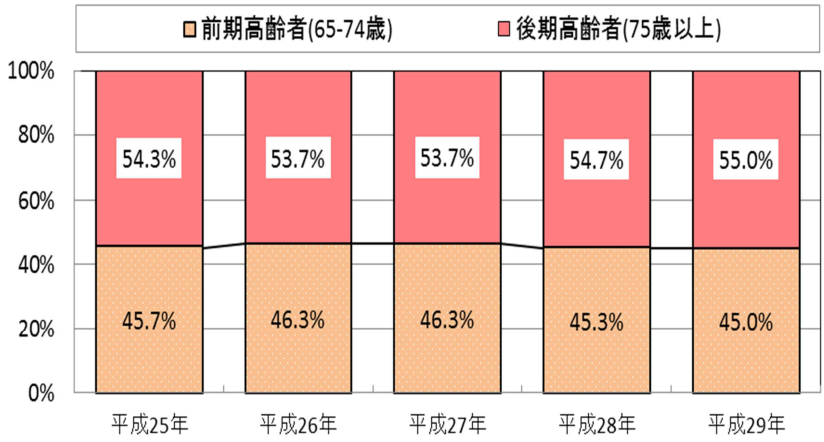

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本市の世帯数の推移をみると、全世帯数が減少している中で、65 歳以上の世帯員のいる世帯は増加しており、平成 27 年では全体の 57.5%の世帯に高齢者がいることが分かります。さらに、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯いずれも、世帯数、比率ともに増加しており、特に高齢者単身世帯の増加が顕著となっています。

	平成 22 年	平成 27 年
全　世　帯　数 （一般世帯総数）	14,798 世帯	14,489 世帯
65 歳以上世帯員のいる世帯	8,186 世帯	8,334 世帯
（対全世帯数比）	55.3%	57.5%
高齢者単身世帯	1,405 世帯	1,680 世帯
（対全世帯数比）	9.5%	11.6%
高齢夫婦世帯※	1,726 世帯	1,770 世帯
（対全世帯数比）	11.7%	12.2%

※高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の 1 組の一般世帯。　　資料：国勢調査

2　アンケート調査結果

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①　運動器の機能低下について

運動器（骨、関節、筋肉、靭帯、神経など体の動きを担当する器官）の機能低下は、全体の 30.3%が該当者となっています。

年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85 歳以上の 62.9%が該当者となっています。

75 歳以上の後期高齢者になると該当者が増えることから、その対策が必要です。

また、居住地区別では、「赤崎地区」の 37.7%が最も多く、次いで「立根地区」が 34.5%となっています。

②　転倒リスクについて

転倒リスクは、全体の 38.2%が該当者となっています。

85 歳以上の 57.3%が該当者となっており、運動器の機能低下と同様に 75 歳以上から該当者が多くなっており、その対策が必要です。また、居住地区別では、「日頃市地区」が 48.9%と半数近くが該当者となっています。

③　閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向は、全体の 34.1%が該当者となっています。

年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85 歳以上の 56.2%が該当者となっています。

75 歳以上から該当者が増えることから、その対策が必要です。

また、居住地区別では、「日頃市地区」が 48.9%と最も多く、次いで「綾里地区」が 48.1%となっています。

④　口腔機能の低下について

口腔機能低下は、全体の 29.0%が該当者となっています。

年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85 歳になると急激に該当者が増えることから、その対策が必要です。

居住地区別では、「日頃市地区」が 40.0%と最も多く、次いで「綾里地区」が 32.7%となっています。

⑤　低栄養傾向について

低栄養傾向の状況は、全体の 1.0%が該当者となっています。

全体的に該当者は少ない状況となっており、70 歳～74 歳、80 歳～84 歳の 1.3%が該当者となっています。

居住地区別では、「吉浜地区」が 2.7%と最も多く、次いで「立根地区」の 2.4%となっています。

⑥　認知機能の低下について

認知機能低下は、全体の 49.7%が該当者となっています。他のリスク項目と比較しても該当者が非常に多く、75 歳以上の後期高齢者では 50.0%と半数が対象となることからその対策が必要です。

居住地区別では、「盛地区」が 61.7%と最も多く、次いで「立根地区」が 54.8%となっています。

⑦　ＩＡＤＬの低下について

ＩＡＤＬの低下は、全体の 21.0%が該当者となっています。

年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85 歳以上の 50.0%が該当者となっています。

居住地区別では、「日頃市地区」が 26.7%と最も多く、次いで「未崎地区」が 25.5%となっています。

※ＩＡＤＬとは「手段的日常生活動作」とも呼ばれ、排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作ＡＤＬ（日常生活動作）に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことを指します。また薬の管理、金銭管理、趣味活動、公共交通機関関連の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれます。

⑧　うつ傾向について

うつ傾向は、全体の 49.8%が該当者となっています。認知機能と同様に他のリスク項目と比較しても該当者が非常に多い項目となっています。また、85 歳以上の 57.9%が最も多くなっていますが、全体的に 65 歳以上高齢者全体で半数が該当者となっており、自殺の要因として考えられる項目であることから早急な対策が必要です。

居住地区別では、「赤崎地区」が 59.6%と最も多く、次いで「盛地区」が 55.3%となっています。

（２）在宅介護実態調査

要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方の、現在抱えている傷病は、「認知症」が 34.3%と最も多くなっています。

また 14.3%の方が介護を理由として家族や親族が離職・転職しています。

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 28.6%で最も多くなっています。

主な介護者が不安に感じる介護等の内容では、「認知症状への対応」が 35.0%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が 30.5%となっています。

このことから、認知症や移送サービスへの対応が求められています。

3　介護保険サービスの状況

（１）被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数は、平成 29 年では 25,681 人で、その推移をみると概ね横ばいに推移しています。被保険者種類別に増減をみると、第１号被保険者は平成 25 年以降増加傾向で推移しています。また、第２号被保険者は年々減少しています。

■大船渡市の介護保険被保険者数の推移（実績）

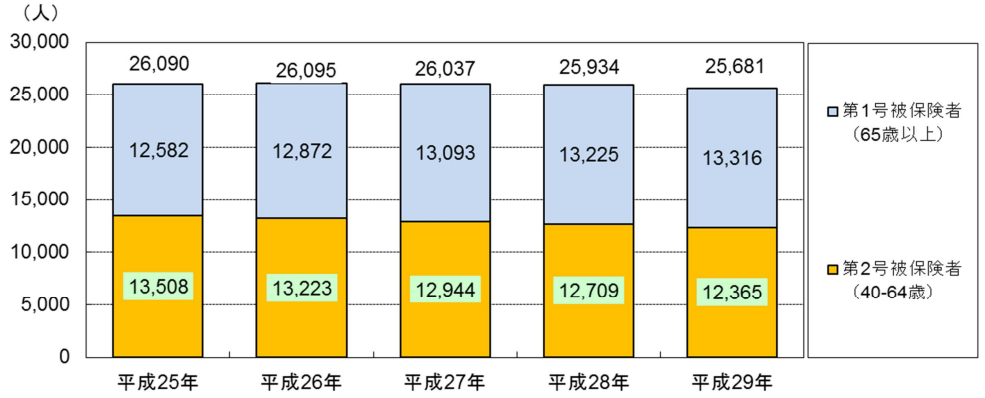

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）要支援・要介護認定者数の推移

■被保険者種類別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成 25 年３月から増加傾向で推移していましたが、平成 28 年３月以降は減少傾向に転じています。

被保険者種類及び年齢別に認定者数をみると、75 歳以上の第１号被保険者が大半を占めています。

■大船渡市の要支援・要介護認定者数の推移（被保険者種別）

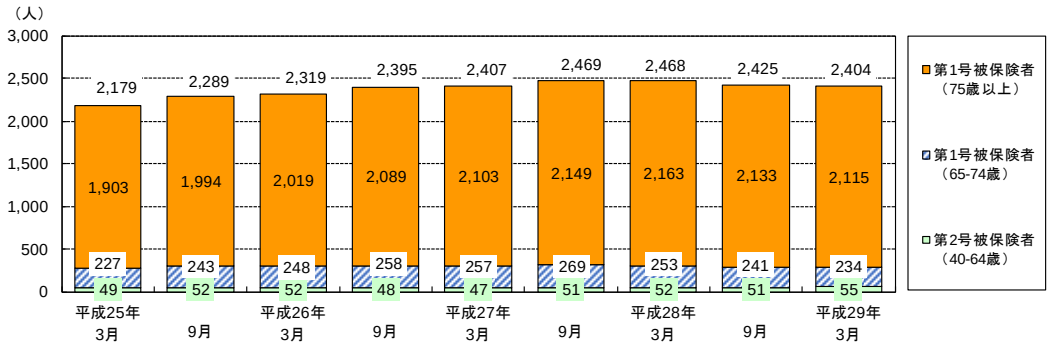

資料：介護保険事業状況報告

■第１号被保険者の要介護（要支援）認定率

第１号被保険者の要介護（要支援）認定率は、平成 27 年度以降減少傾向で推移しており、平成 29 年度の認定率は 17.9%となっています。

また、各年度とも前期高齢者に比べて後期高齢者の要介護（要支援）認定率が、大幅に高くなっています。

■要介護（要支援）認定率の推移　　（人）

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第１号被保険者		12,597	12,869	13,082	13,219	13,315
	前期高齢者（65～74歳）	5,742	5,933	6,045	5,968	5,977
	後期高齢者（75歳以上）	6,855	6,936	7,037	7,251	7,338
第１号被保険者の要介護（支援）認定者		2,237	2,347	2,418	2,374	2,388
	前期高齢者（65～74歳）	243	258	269	241	224
	後期高齢者（75歳以上）	1,994	2,089	2,149	2,133	2,164
認定率		17.8%	18.2%	18.5%	18.0%	17.9%
	前期高齢者（65～74歳）	4.2%	4.3%	4.4%	4.0%	3.7%
	後期高齢者（75歳以上）	29.1%	30.1%	30.5%	29.4%	29.5%

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

■第１号被保険者の要介護度別認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数の推移を要介護度別にみると、認定者の合計は平成 27 年度以降減少傾向ですが、構成比は概ね横ばいに推移しています。

比較的軽度の認定者の構成比が高くなっており、要介護２までの認定者が約６割を占めています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）

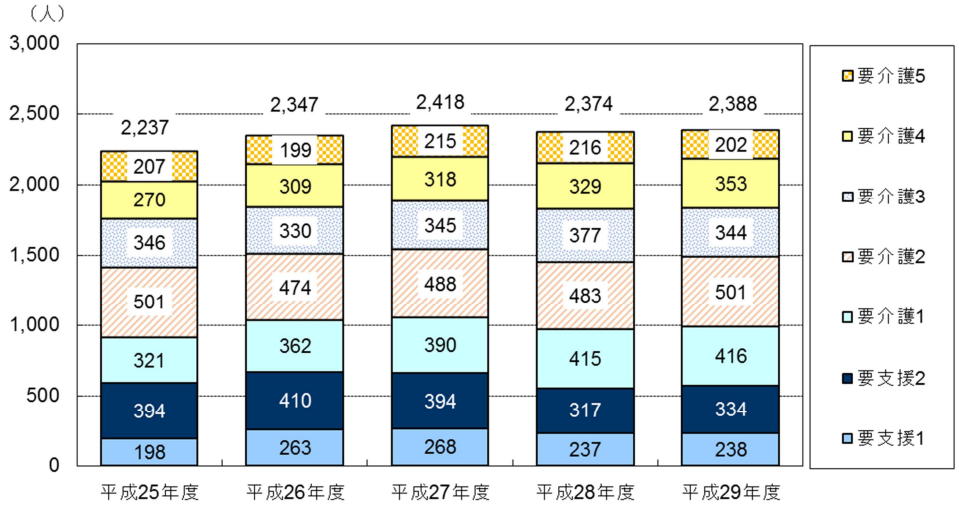

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

■要支援・要介護度別の認定者構成比の推移

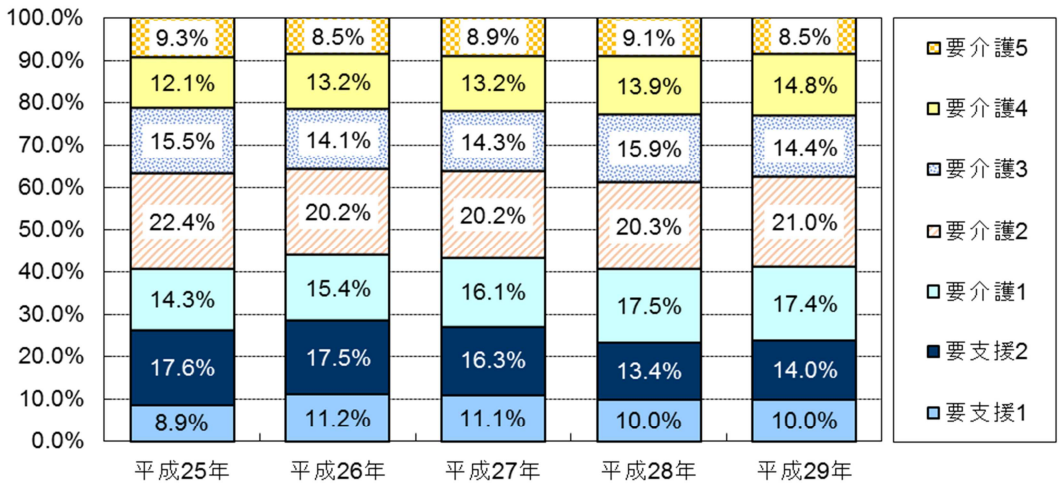

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）

（３）認知症高齢者の推移

本市の認知症高齢者は、平成 27 年度には 1,945 人で、高齢者人口に占める割合は 14.8%でした。平成 28 年度以降は総人口の減少に伴い高齢化率は上昇し、認知症高齢者の割合も 15%を超えました。

認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者は、見守りや支援が必要な状態であり、認知症高齢者全体の約７割以上を占めています。

全国的な高齢化の進行に加え、震災後の環境の変化等により、今後も認知症高齢者の増加が見込まれます。

認知症予防のための個々の取組を推進し、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を強化するとともに、それを支える地域や、医療・介護等の関係機関がさらなる連携を深め、それぞれの立場で取組を進める体制づくりが重要です。

■認知症高齢者の推移

区　　分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、家庭内、社会的にほぼ自立している。	564人	521人	728人
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	878人	936人	886人
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	386人	420人	447人
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	108人	111人	105人
Ｍ	著しい精神障害や問題行動あるいは重い身体疾患が見られ、専門療養を必要とする。	9人	4人	1人
計		1,945人	1,992人	2,167人
人　口		38,167人	37,633人	37,264人
高　齢　者　人　口		13,147人	13,268人	13,342人
高　齢　化　率		34.4%	35.3%	35.8%
高齢人口に占める割合		14.8%	15.0%	16.2%

※平成 27、28 年度は３月 31 日時点　　平成 29 年度は 12 月 31 日時点

（４）介護保険サービスの利用状況

①介護保険サービスの利用状況

■居宅サービス

平成 25 年 3 月からの居宅サービス受給者（利用者）数と認定者数に占めるサービス受給者を示す受給率の推移をみると、受給者数は増加傾向、受給率については、横ばい状態となっています。

■居宅サービス受給者数とサービス受給率の推移

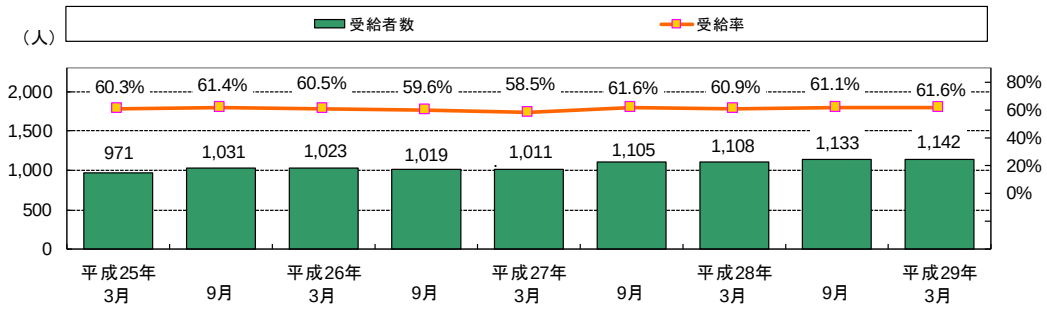

資料：介護保険事業状況報告

■介護予防サービス

平成 25 年 3 月からの介護予防サービスの利用状況をみると、受給者数、受給率ともに増加傾向で推移していましたが、平成 28 年 3 月に「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の提供が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことにより、全体の受給者数、受給率は減少しました。

■介護予防サービス受給者数とサービス受給率の推移

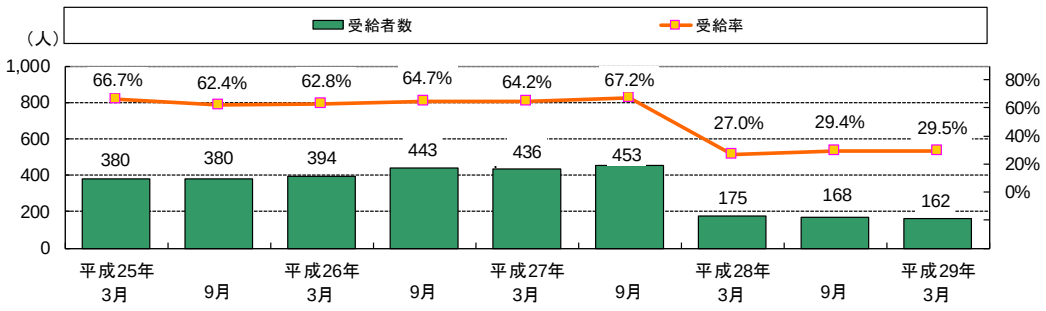

資料：介護保険事業状況報告

■地域密着型サービス

平成 25 年３月からの地域密着型サービスの利用状況をみると、受給者数、受給率ともに増加傾向です。特に平成 28 年９月は大きく受給者数が伸びています。

■地域密着型サービス受給者数とサービス受給率の推移

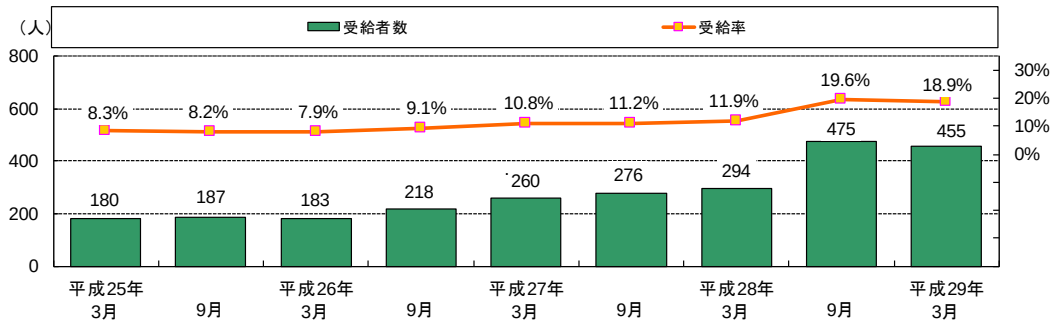

資料：介護保険事業状況報告

■施設サービス

平成 25 年３月からの施設サービスの利用状況をみると、受給者数、受給率ともに概ね横ばいに推移しています。

■施設サービス受給者数とサービス受給率の推移

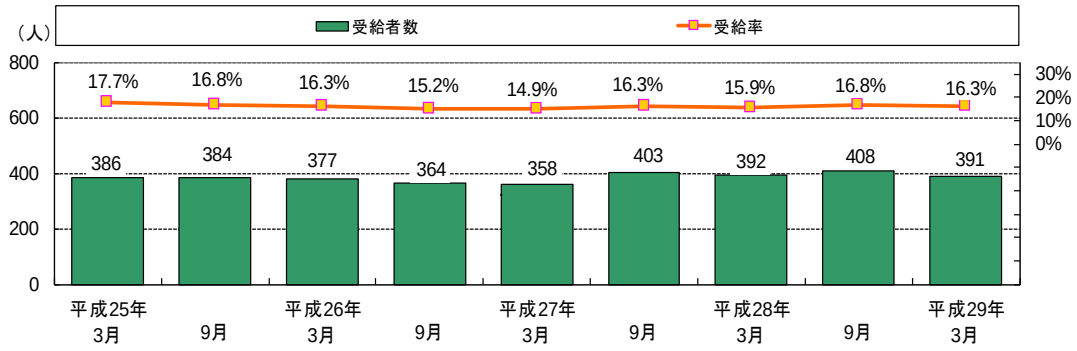

資料：介護保険事業状況報告

②サービス種類別利用状況の推移

■居宅サービス

居宅サービスの種類別利用者数の平成27年度と平成29年度を比較すると、訪問入浴介護、通所介護などが減少傾向で推移しています。

一方、訪問介護、訪問看護や訪問リハビリテーションなどの利用者数は増加傾向です。

■居宅サービス（居宅介護）の種類別利用者数の推移　（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29伸び率
訪問介護	408	425	460	12.7%
訪問入浴介護	31	32	23	-25.8%
訪問看護	61	58	70	14.8%
訪問リハビリテーション	53	56	65	22.6%
居宅療養管理指導	54	41	47	-13.0%
通所介護	599	467	458	-23.5%
通所リハビリテーション	226	222	201	-11.1%
短期入所生活介護	182	211	200	9.9%
短期入所療養介護(介護老健施設)	47	52	39	-17.0%
福祉用具貸与	560	611	636	13.6%
福祉用具購入費	22	6	10	-54.5%
住宅改修費	10	7	10	0.0%
特定施設入居者生活介護	12	14	17	41.7%
居宅介護支援	992	1,038	1,042	5.0%
計(利用者延べ人数)	3,257	3,240	3,278	0.6%

※各年とも介護保険事業報告（11 月分）

■居宅サービス（介護予防）の種類別利用者数の推移　（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29伸び率
介護予防訪問介護	149	0	1	-99.3%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	—
介護予防訪問看護	0	2	6	皆増
介護予防訪問リハビリテーション	15	17	21	40.0%
介護予防居宅療養管理指導	6	7	5	-16.7%
介護予防通所介護	256	1	0	-100.0%
介護予防通所リハビリテーション	55	51	51	-7.3%
介護予防短期入所生活介護	8	8	4	-50.0%
介護予防短期入所療養介護（介護老健施設）	2	2	2	0.0%
介護予防福祉用具貸与	117	105	121	3.4%
介護予防福祉用具購入費	3	6	4	33.3%
介護予防住宅改修費	3	0	3	0.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	2	1	1	-50.0%
介護予防支援	437	160	171	-60.9%
計（利用者延べ人数）	1,053	360	390	-63.0%

※各年とも介護保険事業報告（11月分）

■地域密着型サービス

地域密着型サービスの種類別利用者数の平成27年度と平成29年度を比較すると、地域密着型介護老人福祉施設の利用者が20.3%、小規模多機能型居宅介護が14.2%増加となっています。認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護はともに利用者が減っています。

■地域密着型サービスの種類別利用者数の推移　（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29伸び率
認知症対応型通所介護	28	27	26	-7.1%
小規模多機能型居宅介護	120	133	137	14.2%
認知症対応型共同生活介護	54	48	46	-14.8%
地域密着型介護老人福祉施設	74	89	89	20.3%
地域密着型通所介護	0	196	192	皆増
計（利用者延べ人数）	276	493	490	77.5%

※各年とも介護保険事業報告（11月分）

■施設サービス

施設サービスの種類別利用者数の平成27年度と平成29年度を比較すると、総じて横ばい状態で推移しています。

■施設サービスの種類別利用者数の推移　（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29伸び率
介護老人福祉施設	216	218	210	-2.8%
介護老人保健施設	187	189	194	3.7%
介護療養型医療施設	1	1	1	0.0%
計(利用者延べ人数)	404	408	405	0.2%

※各年とも介護保険事業報告（11 月分）

■要介護度別サービス利用状況

要介護度別居宅・地域密着型・施設サービスの利用状況を見てみると、軽度者（要支援１～要介護２）は居宅サービスの利用割合が高くなっており、介護度が重くなるにしたがい、施設サービスを利用する割合が高くなっています。

■要介護度別居宅・施設サービスの利用状況　（単位：人）

区分	居宅サービス		地域密着型サービス		施設サービス		計	
		割合		割合		割合		割合
要支援1	43	91.5%	4	8.5%	0	0.0%	47	100.0%
要支援2	127	92.7%	10	7.3%	0	0.0%	137	100.0%
要介護1	296	69.6%	114	26.8%	15	3.5%	425	100.0%
要介護2	393	69.3%	119	21.0%	55	9.7%	567	100.0%
要介護3	217	54.0%	87	21.6%	98	24.4%	402	100.0%
要介護4	160	40.4%	89	22.5%	147	37.1%	396	100.0%
要介護5	82	39.2%	40	19.1%	87	41.6%	209	100.0%
計	1,318	60.4%	463	21.2%	402	18.4%	2,183	100.0%

※介護保険事業報告（11月分）

③介護保険サービスの種類別利用状況

●居宅サービス

１．訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、掃除、生活相談などの生活援助を行っています。

■訪問介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	393	419	452
計画値	411	445	483
対計画比	95.6%	94.2%	93.6%

■介護予防訪問介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	145	2	1
計画値	146	158	0
対計画比	99.3%	1.3%	皆増

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

２．訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどのために通所できない場合や自宅での入浴介助が安全に行えない場合などに、移動入浴車により入浴サービスを行っています。

なお、介護予防訪問入浴介護の利用実績はありません。

■訪問入浴介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	34	31	27
計画値	33	31	24
対計画比	103.0%	100.0%	112.5%

■介護予防訪問入浴介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	0	0	0
計画値	0	0	0
対計画比	—	—	—

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

３．訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションの看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行っています。

■訪問看護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	53	57	76
計画値	46	48	49
対計画比	115.2%	118.8%	155.1%

■介護予防訪問看護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	1	2	4
計画値	3	3	4
対計画比	33.3%	66.7%	100.0%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

４．訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、心身機能の維持回復、日常生活の自立のためのリハビリテーションを行っています。

■訪問リハビリテーションの利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	53	58	69
計画値	51	58	60
対計画比	103.9%	100.0%	115.0%

■介護予防訪問リハビリテーションの利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	11	16	19
計画値	6	7	7
対計画比	183.3%	228.6%	271.4%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

５．居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが、通院が困難な高齢者の自宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、療養上の管理や指導を行っています。

■居宅療養管理指導の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	39	43	50
計画値	23	24	24
対計画比	169.6%	179.2%	208.3%

■介護予防居宅療養管理指導の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	8	7	7
計画値	6	7	7
対計画比	133.3%	100.0%	100.0%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

６．通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンターに通って、他の利用者と一緒に食事や入浴、機能訓練、レクリエーションなどを行っています。

■通所介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	600	458	457
計画値	673	521	564
対計画比	89.2%	87.9%	81.0%

■介護予防通所介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	254	1	0
計画値	272	299	0
対計画比	93.4%	0.3%	―

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

７．通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

主治医の判断に基づき、介護老人保健施設や医療機関に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行っています。

■通所リハビリテーションの利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	229	219	205
計画値	214	231	250
対計画比	107.0%	94.8%	82.0%

■介護予防通所リハビリテーションの利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	57	52	53
計画値	88	95	103
対計画比	64.8%	54.7%	51.5%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

８．短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活支援や機能訓練を行っています。

■短期入所生活介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	161	189	199
計画値	172	207	225
対計画比	93.6%	91.3%	88.4%

■介護予防短期入所生活介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	6	6	5
計画値	6	8	11
対計画比	100.0%	75.0%	45.5%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

９．短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医学的管理のもとでの看護や介護、機能訓練、日常生活上の世話を行っています。

■短期入所療養介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	47	45	49
計画値	65	67	69
対計画比	72.3%	67.2%	71.0%

■介護予防短期入所療養介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	3	2	2
計画値	4	4	4
対計画比	75.0%	50.0%	50.0%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

10．福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護（要支援）認定者に対して、車いす、特殊寝台、歩行器などの福祉用具を貸与しています。

■福祉用具貸与の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	556	604	647
計画値	610	661	716
対計画比	91.1%	91.4%	90.4%

■介護予防福祉用具貸与の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	106	102	111
計画値	97	114	132
対計画比	109.3%	89.5%	84.1%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

11. 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

要介護（要支援）認定者に対して、ポータブルトイレや入浴イス等の福祉用具の購入費を支給しています。

■特定福祉用具購入の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	14	13	13
計画値	12	12	13
対計画比	116.7%	108.3%	100.0%

■特定介護予防福祉用具購入の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	3	3	3
計画値	4	4	4
対計画比	75.0%	75.0%	75.0%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

12. 住宅改修・介護予防住宅改修

要介護（要支援）認定者が自宅において自立した日常生活を営めるように、住宅改修を行った場合の費用を支給しています。

対象となる住宅改修は、手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替えなどです。

■住宅改修の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	6	7	6
計画値	5	5	5
対計画比	120.0%	140.0%	120.0%

■介護予防住宅改修の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	2	2	2
計画値	2	2	2
対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

13. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している高齢者に、日常生活上の介護や機能訓練などを行っています。

■特定施設入居者生活介護の利用状況 （単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	11	15	17
計画値	16	17	17
対計画比	68.8%	88.2%	100.0%

■介護予防特定施設入居者生活介護の利用状況 （単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	2	1	1
計画値	0	0	0
対計画比	皆増	皆増	皆増

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

14. 居宅介護支援・介護予防支援

在宅の要介護（要支援）認定者がサービスを適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターのケアマネジャー等が本人の心身の状況や希望を勘案しながらケアプランの作成、調整を行っています。

■居宅介護支援の利用状況 （単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	969	1,025	1,079
計画値	1,088	1,142	1,198
対計画比	89.1%	89.8%	90.1%

■介護予防支援の利用状況 （単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	432	157	164
計画値	471	510	553
対計画比	91.7%	30.8%	29.7%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

●地域密着型サービス

１．定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 24 年度に創設されたサービスであり、介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問したり、利用者の通報や電話などに随時対応するサービスです。

本サービスを提供する事業所が市内に無いため、実績はありません。

２．夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に訪問したり、緊急時など利用者の求めに応じて随時訪問するサービスです。

本サービスを提供する事業所が市内に無いため、実績はありません。

３．認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービス施設を利用し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練などを行っています。

■認知症対応型通所介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	27	27	27
計画値	32	35	38
対計画比	84.4%	77.1%	71.1%

■介護予防認知症対応型通所介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	0	0	0
計画値	0	0	0
対計画比	—	—	—

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

４．小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設への、「通い」を中心として、利用者の心身状態や置かれている環境に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援、訓練、健康管理などを行っています。

■小規模多機能型居宅介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	109	112	123
計画値	68	73	78
対計画比	160.3%	153.4%	157.7%

■介護予防小規模多機能型居宅介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	13	18	15
計画値	11	12	14
対計画比	118.2%	150.0%	107.1%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

５．認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、介護スタッフの支援を受けながら、少人数で共同生活を営んでおり、家庭的な環境のもとで、食事や買い物、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練などを行っています。

■認知症対応型共同生活介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	52	47	46
計画値	65	66	72
対計画比	80.0%	71.2%	63.9%

■介護予防認知症対応型共同生活介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実績値	0	0	0
計画値	0	0	0
対計画比	―	―	―

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

６．特定施設入居者生活介護

小規模な有料老人ホーム（定員 29 人以下）などにおいて、地域密着型サービス計画に基づき、入浴、食事、機能訓練などのサービスを行っています。

本サービスを提供する施設が市内に無いため、実績はありません。

７．介護老人福祉施設入居者生活介護

小規模な特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）において、地域密着型サービス計画に基づき、入浴、食事、健康管理などのサービスを行っています。

■介護老人福祉施設入居者生活介護の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	77	88	88
計画値	63	64	65
対計画比	122.2%	137.5%	135.4%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

８．複合型サービス

平成 24 年度に創設されたサービスであり、利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への訪問介護看護、通所介護看護、宿泊を柔軟に提供するサービスです。

本サービスを提供する事業所が市内に無いため、実績はありません。

●施設サービス

１．介護老人福祉施設

在宅生活が困難な寝たきりや認知症の高齢者が利用する施設で、入所者の入浴、排せつ、食事などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理のサービスを行っています。

■介護老人福祉施設の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	201	207	210
計画値	223	241	261
対計画比	90.1%	85.9%	80.5%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

２．介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な高齢者が入所する施設で、医学的な管理のもとでの看護や介護、機能訓練、日常生活の支援を行っています。

■介護老人保健施設の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	173	184	192
計画値	219	237	257
対計画比	79.0%	77.6%	74.7%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

３．介護療養型医療施設

病状は安定しているものの、長期にわたり療養が必要な高齢者が入所する施設で、医学的管理のもとで医療や介護などを行っています。

■介護療養型医療施設の利用状況　（単位：人/月）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実績値	1	1	1
計画値	3	3	4
対計画比	33.3%	33.3%	25.0%

※平成 27 年、28 年度は介護給付費等請求額通知書の月平均

（５）地域包括支援センターの活動状況

本市では、地域で暮らす高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のため、介護、福祉、保健、医療等様々な面から総合的に支援する地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等を配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう関係機関と連携を図り、各種事業を推進しています。

震災後の高齢者の生活環境は激変し、閉じこもりや孤立による心身の機能低下、うつ病や認知症等の増加も懸念されることから、介護予防事業の拡大と、地域での見守り、支え合い体制の充実を図っていく必要があります。

■指定介護予防支援事業所（介護予防支援事業）

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所としての機能を有し、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用することで、本人が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防支援を行っています。なお、業務の一部については、市内外の指定居宅介護支援事業所に業務を委託して実施しています。

■要支援認定者数

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
要支援 1	270 人	235 人	247 人
要支援 2	365 人	298 人	326 人
計	635 人	533 人	573 人

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■介護予防サービス計画作成状況

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
地域包括支援センター	225 人	175 人	189 人
市内事業所	187 人	177 人	185 人
市外事業所	14 人	7 人	7 人
計	426 人	359 人	381 人
利用率	67.1%	67.4%	66.0%

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

本市においては平成 28 年 3 月に介護予防･日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始し、次のような事業を行っています。

●介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応することを目的とし、訪問型サービスなどに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供し、これらのサービスが適切に利用できるようケアマネジメントを行っています。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
実施者数	265 人	2,697 人	1,616 人

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

●一般介護予防事業

これまで、一次予防事業・二次予防事業として実施してきた介護予防事業を、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民が主体的に介護予防に取り組み、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指して、以下の事業を実施しています。

〈介護予防把握事業〉

65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない、または認定後サービスを利用していない高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯を中心に家庭訪問を実施し（ただし 75 歳以上を優先する）、自宅で閉じこもりや栄養不足など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、主体的な介護予防の取組を行えるよう支援しています。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
対象地区	盛町	赤崎町・吉浜地区	大船渡町・綾里地区
対象者数	409 人	270 人	871 人
実施者数	304 人	184 人	140 人

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

〈介護予防普及啓発事業〉

65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防に関する基本的な知識の普及を目的とした事業を実施し、住民一人ひとりの主体的な介護予防活動を支援しています。

（単位：回/人）

区　　分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度※	
	開催回数	延参加者数	開催回数	延参加者数	開催回数	延参加者数
元気アップ↑教室	60	755	60	895	60	805
介護予防教室	8	138	2	31	1	12
筋力向上教室	50	559	50	334	－	－
湯っこで健康づくり事業	21	572	20	459	9	201
高齢者ふれあい活動事業	14	344	13	266	5	71
老人クラブ等活動支援	6	71	6	56	3	40
健康相談	67	841	67	899	60	805
計	226	3,280	218	2,940	138	1,934

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

〈地域介護予防活動支援事業〉

○介護予防ボランティア養成事業

介護予防の知識を有した住民ボランティアの育成や活動支援を行い、ボランティアが地域でより有意義な活動ができるよう支援しています。

（単位：回/人）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
開催回数	6	6	5
参加者数（実人数）	22	41	49
参加者数（延人数）	130	154	140

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

○サロン等講師派遣事業

サロン等の自主グループ活動へ講師を派遣し、その活動を支援しています。

（単位：回/人）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
開催回数	7	17	23
延参加者数	113	237	416

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

○高齢者交流サロン運営事業

高齢者の積極的な社会参加を促し、住民主体の通いの場の確保、介護予防を目的にサロンを運営する団体に補助金を交付しています。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
補助団体数	－	8	9

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

●包括的支援事業

○介護予防ケアマネジメント事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等を利用する介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、アセスメント、ケアプラン作成、モニタリング、評価等を行い支援します。

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
ケアマネジメント数	265 件	203 件	205 件

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

○総合相談支援事業

高齢者やその家族、地域における関係者等からの相談に対し、保健・医療・福祉・介護サービスをはじめとする適切な機関や制度・サービスにつなぎながら、継続的に支援を行っています。市が直営で設置する大船渡市地域包括支援センターでの総合相談支援のほか、市内４か所の在宅介護支援センターに相談窓口の設置と高齢者の実態把握を委託し、より身近な場所で支援ができるようにしています。

■相談窓口

名　称	委託先
大船渡市地域包括支援センター	（直　営）
大船渡市在宅介護支援センター	医療法人　　勝久会
大船渡市福祉の里在宅介護支援センター	社会福祉法人　成仁会
末崎町在宅介護支援センター	社会福祉法人　典人会
三陸在宅介護支援センター	社会福祉法人　三陸福祉会

■相談・実態把握の状況

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談延件数	1,686 件	1,661 件	851 件
実態把握調査延件数	23 件	59 件	57 件

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

○権利擁護事業

判断能力が低下し、かつ本人を支援する親族もいない場合など、権利侵害行為の対象になっている高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、権利行使の支援を専門的に行います。高齢者虐待の予防や早期発見、成年後見制度の活用促進、措置への支援、関係機関と連携した困難事例への対応等人権・権利を護る目的で必要な支援を行っています。

■虐待対応状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
虐待対応件数	17 件	20 件	13 件

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員が中心となって包括的・継続的に高齢者を支援することができるように、地域包括支援センターが介護支援専門員に対して、ケース対応に対する助言を行うなどの支援をしたり、多職種が連携できるネットワークづくりを行っています。

また、個々の介護支援専門員の資質向上のための研修や地域ケア会議の開催等を行っています。

■地域ケア会議

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
開催回数	12 回	12 回	17 回
参加者数	482 人	553 人	249 人

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

●任意事業

○家族介護用品支給事業

在宅の重度要介護者（要介護４・５）の介護を行っている家族に対し、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図るため、紙おむつや尿取りパットを支給しています。

利用件数は、ここ数年増加傾向となっています。

■家族介護用品支給事業の利用状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
利用件数	42 件	61 件	36 件

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

○家族介護慰労手当支給事業

在宅の重度要介護者（要介護４・５）等の介護を行っている家族に対し、経済的負担の軽減や重度要介護者等の在宅生活の継続を図るため、一定の期間介護保険サービスの利用や医療機関への入院を行わず在宅で介護した家族に対して、介護慰労手当を支給しています。

ここ数年間、利用者はありません。

■家族介護慰労手当支給事業の利用状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
支給件数	0 件	0 件	0 件

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

○住宅改修支援事業

指定居宅介護支援事業所が、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者または要支援者の住宅改修理由書を作成した場合、１件につき 2,000 円を助成しています。

■住宅改修支援事業の利用状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数	15 件	12 件	12 件（見込）

○介護給付等費用適正化事業

介護給付の適正化が図られるよう国が示す指針に基づき、介護給付適正化主要５事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④介護給付費通知、⑤縦覧点検、医療情報との突合）を実施しています。

（６）介護給付費の状況

■介護保険給付費の現状

本市の介護保険給付費について前年度からの伸び率をみると、平成 26 年度は 1.3%減、平成 27 年度は 10.0%増、平成 28 年度は 0.8%増、平成 29 年度は 3.6%増となっています。

サービス体系別にみると、施設サービス給付費、地域密着型サービス給付費いずれも増加傾向で推移しています。

給付費の構成については、平成 29 年度では居宅サービス給付費が 39.6%、地域密着型サービス給付費が 23.5%、施設サービス給付費が 36.9%となっています。平成 25 年度以降居宅サービス給付費の構成比が減少してきている状況です。

■介護給付費の推移

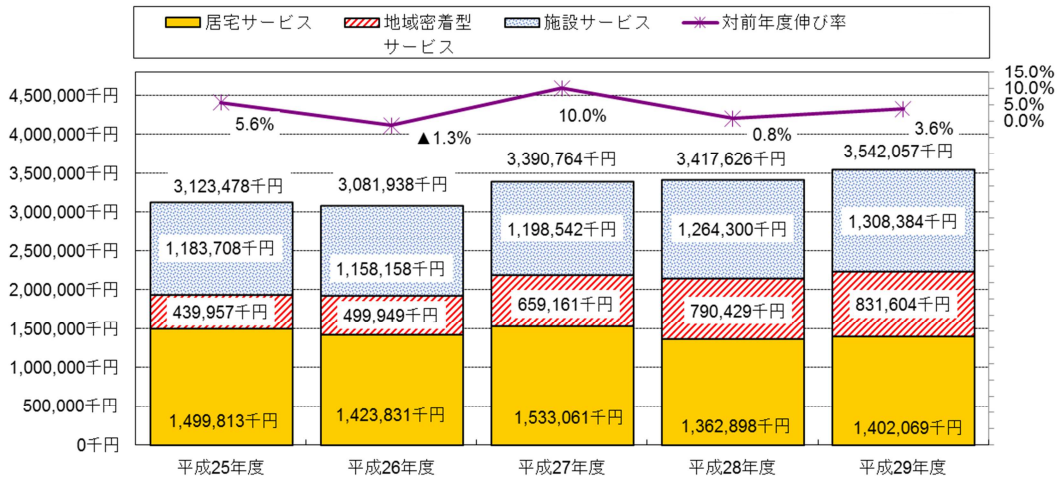

資料：介護保険事業状況報告（平成 29 年度は見込）

■介護給付費の構成比

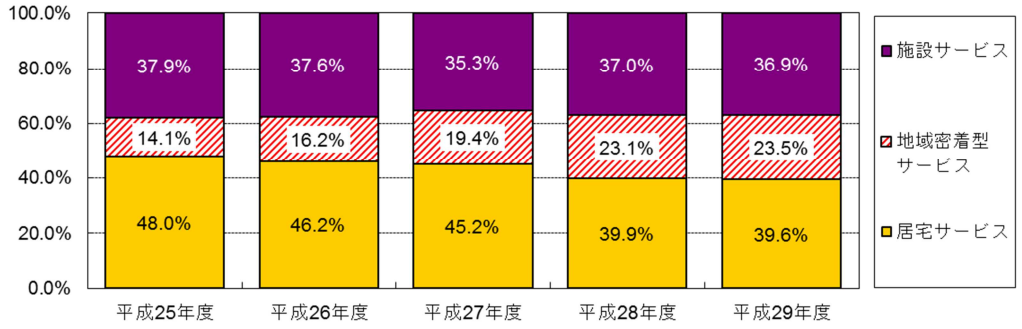

資料：介護保険事業状況報告（平成 29 年度は見込）

■居宅サービス給付費の現状

居宅サービスの給付費は平成 25 年度以降ほぼ横ばいに推移していましたが、平成 28 年度に大きく減少し、平成 29 年度は横ばいに推移しています。各年とも介護給付が約 9 割を占めています。

■居宅サービス給付費の推移

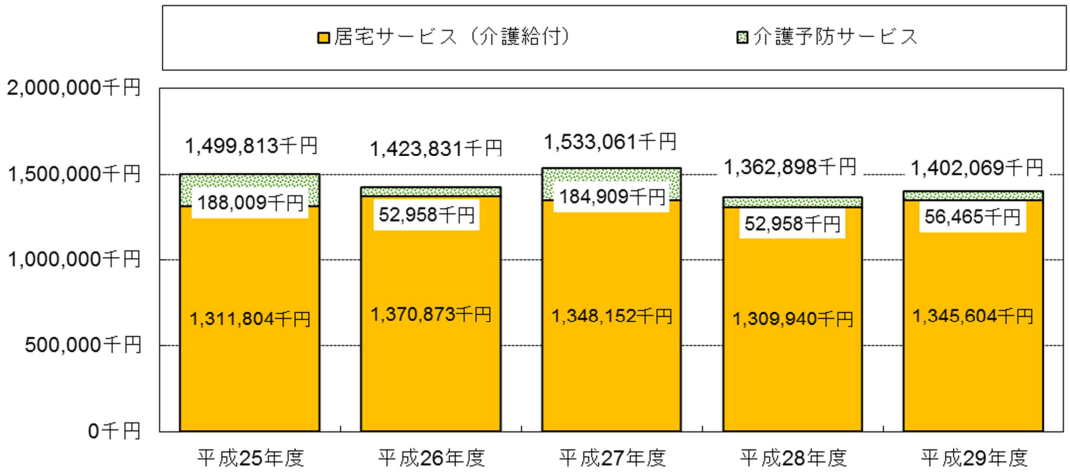

資料：介護保険事業状況報告（平成 29 年度は見込）

■地域密着型サービス給付費の現状

地域密着型サービスの給付費は、平成 25 年度以降増加傾向で推移しています。
予防給付についても、平成 25 年度以降増加傾向で推移しています。

■地域密着型サービス給付費の推移

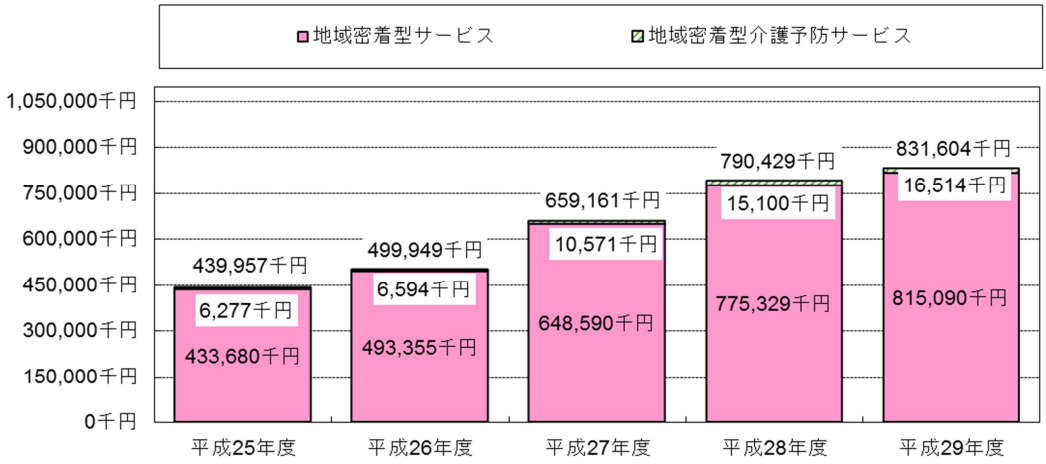

資料：介護保険事業状況報告（平成 29 年度は見込）

■施設サービス給付費の現状

施設サービスの給付費は、平成 25 年度以降概ね横ばい傾向で推移しています。

なお、各年度とも、介護老人保健施設給付費、介護老人福祉施設給付費で全体の約 9 割を占めています。

■施設サービス給付費の推移

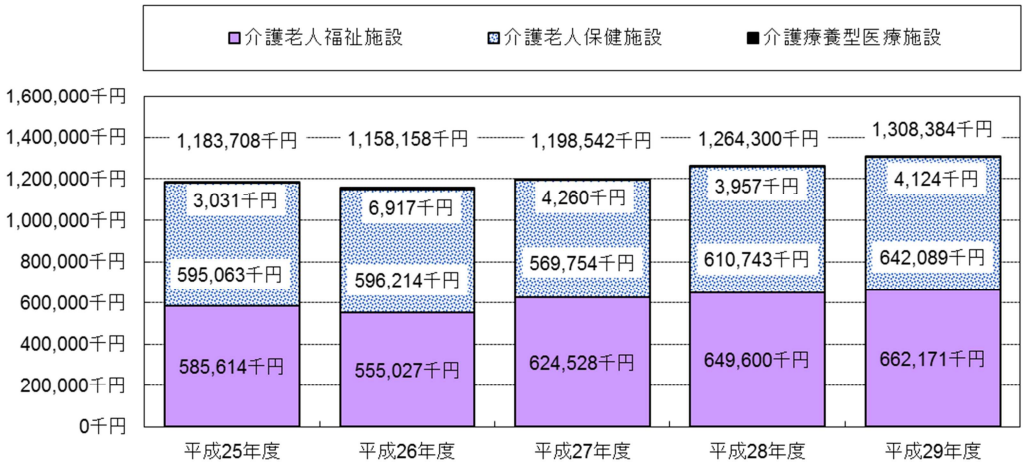

資料：介護保険事業状況報告（平成 29 年度は見込）

（７）第６期介護保険事業費の計画値と実績値

■介護保険給付費の推移

第６期計画期間の平成 27 年度及び平成 28 年度における標準給付費の計画値と実績値を比較すると、平成 27 年度で 90.3%、平成 28 年度で 87.0%となっています。

■介護給付費の推移　（単位：千円）

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
サービス給付費	居宅サービス給付費	1,449,962	1,176,905	81.2%	1,418,760	1,127,826	79.5%	1,512,989	1,156,835	76.5%
	介護予防サービス給付費	231,886	162,193	69.9%	261,806	44,720	17.1%	83,229	48,313	58.0%
	地域密着型サービス給付費	557,670	659,160	118.2%	744,534	790,429	106.2%	791,987	831,604	105.0%
	施設サービス給付費	1,399,476	1,194,282	85.3%	1,514,572	1,260,343	83.2%	1,640,577	1,308,384	79.8%
	居宅介護支援（介護予防支援）給付費	218,479	193,962	88.8%	230,190	190,352	82.7%	223,336	196,921	88.2%
給付費以外の費用	特定入所者介護サービス費等給付額	117,776	171,912	146.0%	118,734	177,314	149.3%	119,700	209,308	174.9%
	高額介護サービス費等給付額	22,986	34,642	150.7%	23,009	55,236	240.1%	23,032	54,030	234.6%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	3,273	4,121	125.9%	3,567	4,717	132.2%	3,888	5,330	137.1%
	審査支払手数料	5,139	4,171	81.2%	5,668	4,183	73.8%	6,252	4,269	68.3%
	地域支援事業費	60,191	70,195	116.6%	61,046	158,766	260.1%	276,664	200,727	72.6%
標準給付費計		**4,066,838**	**3,671,544**	**90.3%**	**4,381,886**	**3,813,886**	**87.0%**	**4,681,654**	**4,015,721**	**85.8%**

■居宅サービス給付費（介護給付）

居宅サービス給付費（介護給付）の計画値と実績値を比較すると、各年度とも対計画比で約８割近い実績値となっています。

■居宅サービス給付費の計画値と実績値　（単位：千円）

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅サービス		1,449,962	1,176,905	81.2%	1,418,760	1,127,826	79.5%	1,512,989	1,156,835	76.5%
	①訪問介護	225,986	173,963	77.0%	244,969	188,381	76.9%	265,534	227,249	85.6%
	②訪問入浴介護	17,878	16,825	94.1%	17,211	15,383	89.4%	13,587	14,886	109.6%
	③訪問看護	27,216	31,103	114.3%	28,036	29,157	104.0%	28,880	38,790	134.3%
	④訪問リハビリテーション	25,059	20,630	82.3%	30,948	21,171	68.4%	34,483	23,295	67.6%
	⑤居宅療養管理指導	1,919	3,136	163.4%	1,949	3,345	171.6%	1,980	4,247	214.5%
	⑥通所介護	545,643	426,429	78.2%	422,511	319,564	75.6%	457,979	277,457	60.6%
	⑦通所リハビリテーション	169,922	167,211	98.4%	183,866	180,486	98.2%	198,989	165,317	83.1%
	⑧短期入所生活介護	201,563	147,867	73.4%	242,883	170,781	70.3%	252,278	194,775	77.2%
	⑨短期入所療養介護	69,213	52,422	75.7%	70,519	47,963	68.0%	72,365	47,636	65.8%
	⑩福祉用具貸与	111,966	96,217	85.9%	121,426	101,384	83.5%	131,615	107,932	82.0%
	⑪福祉用具購入費	5,218	4,892	93.8%	5,300	4,642	87.6%	5,383	3,070	57.0%
	⑫住宅改修	7,041	8,723	123.9%	7,152	9,021	126.1%	7,265	7,174	98.7%
	⑬特定施設入居者生活介護	41,338	27,488	66.5%	41,990	36,548	87.0%	42,651	45,007	105.5%
居宅介護支援		193,851	171,247	88.3%	203,480	182,114	89.5%	213,560	188,769	88.4%

■介護予防サービス給付費（予防給付）

介護予防サービス給付費（予防給付）の計画値と実績値を比較すると、「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始された影響もあり、各年度とも計画値を下回っています。

■介護予防サービス給付費の計画値と実績値　（単位：千円）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護予防サービス	**231,886**	**162,193**	**69.9%**	**261,806**	**44,720**	**17.1%**	**83,229**	**48,313**	**58.0%**
①介護予防訪問介護	35,329	31,913	90.3%	38,322	277	0.7%	0	121	—
②介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
③介護予防訪問看護	999	297	29.7%	1,048	972	92.8%	1,100	2,357	214.3%
④介護予防訪問リハビリテーション	3,237	4,227	130.6%	3,402	5,425	159.5%	3,570	10,101	282.9%
⑤介護予防居宅療養管理指導	508	610	120.1%	533	531	99.6%	559	678	121.3%
⑥介護予防通所介護	130,236	84,731	65.1%	149,317	104	0.1%	0	0	—
⑦介護予防通所リハビリテーション	45,117	25,037	55.5%	48,907	21,324	43.6%	53,013	20,321	38.3%
⑧介護予防短期入所生活介護	5,482	2,387	43.6%	8,117	2,675	33.0%	11,531	2,813	24.4%
⑨介護予防短期入所療養介護	2,114	1,771	83.8%	2,207	1,339	60.7%	2,348	437	18.6%
⑩介護予防福祉用具貸与	5,728	6,710	117.2%	6,724	6,735	100.2%	7,781	7,234	93.0%
⑪特定介護予防福祉用具購入費	1,535	1,005	65.5%	1,581	983	62.2%	1,629	1,667	102.3%
⑫介護予防住宅改修	1,601	1,796	112.2%	1,648	3,280	199.0%	1,698	1,543	90.9%
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	0	1,708	—	0	1,075	—	0	1,041	—
介護予防支援	24,628	22,715	92.2%	26,710	8,238	30.8%	9,776	8,152	83.4%

■地域密着型サービス給付費（介護給付・予防給付）

地域密着型サービスの計画値と実績値をみると、平成 27 年度及び平成 28 年度とも計画値を上回りました。

サービス別に比較すると、各年度とも④小規模多機能型居宅介護、⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績値は計画値を大きく上回っています。

■地域密着型サービス給付費の計画値と実績値　（単位：千円）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域密着型サービス	**549,802**	**648,590**	**118.0%**	**736,689**	**775,329**	**105.2%**	**783,285**	**815,090**	**104.1%**
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
②夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
③認知症対応型通所介護	33,011	28,054	85.0%	35,739	28,730	80.4%	38,677	27,492	71.1%
④小規模多機能型居宅介護	156,484	238,663	152.5%	167,408	241,834	144.5%	179,927	240,372	133.6%
⑤認知症対応型共同生活介護	153,264	157,742	102.9%	155,673	134,655	86.5%	169,313	136,781	80.8%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	207,043	224,131	108.3%	208,876	252,511	120.9%	212,189	273,809	129.0%
⑧複合型サービス	0	0	—	0	0	—	0	0	—
⑨地域密着型通所介護	0	0	—	168,993	117,599	69.6%	183,179	136,636	74.6%
介護予防地域密着型サービス	**7,868**	**10,570**	**134.3%**	**7,845**	**15,100**	**192.5%**	**8,702**	**16,514**	**189.8%**
①介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
②介護予防 小規模多機能型居宅介護	7,868	10,570	134.3%	7,845	15,100	192.5%	8,702	16,514	189.8%
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—

■施設サービス給付費

施設サービス給付費の計画値と実績値を比較すると、各年度とも計画値を下回っています。

■施設サービス給付費の計画値と実績値　（単位：千円）

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
施設サービス	**1,399,476**	**1,198,542**	**85.6%**	**1,514,572**	**1,264,300**	**83.5%**	**1,640,577**	**1,308,384**	**79.8%**
①介護老人福祉施設	673,884	624,528	92.7%	729,117	649,600	89.1%	789,093	662,171	83.9%
②介護老人保健施設	713,946	569,754	79.8%	772,774	610,743	79.0%	837,743	642,089	76.6%
③介護療養型医療施設	11,646	4,260	36.6%	12,681	3,957	31.2%	13,741	4,124	30.0%

（８）介護給付費準備基金の推移

第６期介護保険事業計画期間中の介護給付費は年々増加しましたが、平成 27 年度と平成 28 年度の２年間で１億５千万円弱の剰余金が発生し、将来にわたる財政の健全運営に資するため、介護給付費準備基金に積み立てました。

■介護給付費準備基金の状況　（単位：円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
①当初残高		548,557,453	606,374,447	695,412,462
②取崩額		0	0	205,794,000
③積立額	原資	57,645,000	89,005,000	98,615,000
	利息	171,994	33,015	167,000
④年末残高（①－②＋③）		606,374,447	695,412,462	588,400,462

4　高齢者福祉サービスの状況

（１）高齢者の就業状況

平成 27 年の国勢調査によると、市内における総就業者数に占める高齢者就業者数の割合は 15.1%となっており、産業別では漁業や農業等の第１次産業に最も多く従事しています。また、高齢者人口に占める高齢者就業率は 21.8%となっており、高齢者の約５人に１人が就業していることがわかります。

■高齢者の就業状況　　（単位：人）

区　分		総就業者数	高齢者就業者数	総就業者数に占める高齢者	高齢者人口に占める高齢者就業率
第１次産業	農業	475	254	53.5%	1.9%
	林業	76	13	17.1%	0.1%
	漁業	842	336	39.9%	2.6%
	小　計	**1,393**	**603**	**43.3%**	**4.6%**
第２次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	79	10	12.7%	0.1%
	建設業	2,763	424	15.3%	3.2%
	製造業	2,743	316	11.5%	2.4%
	小　計	**5,585**	**750**	**13.4%**	**5.7%**
第３次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	96	4	4.2%	0.0%
	情報通信業	115	6	5.2%	0.0%
	運輸業・郵便業	818	94	11.5%	0.7%
	卸売・小売業	2,723	414	15.2%	3.2%
	金融・保険業	242	14	5.8%	0.1%
	不動産業	196	43	21.9%	0.3%
	学術研究・専門・技術サービス業	428	54	12.6%	0.4%
	宿泊業・飲食サービス業	883	166	18.8%	1.3%
	生活関連サービス業・娯楽業	595	141	23.7%	1.1%
	医療・福祉	2,298	169	7.4%	1.3%
	教育・学習支援業	816	53	6.5%	0.4%
	複合サービス事業	443	27	6.1%	0.2%
	その他のサービス業	1,039	199	19.2%	1.5%
	公務（他に分類されないもの）	933	68	7.3%	0.5%
	小　計	**11,625**	**1,452**	**12.5%**	**11.1%**
分類不能の産業		235	48	20.4%	0.4%
合　計		**18,838**	**2,853**	**15.1%**	**21.8%**

資料：平成 27 年国勢調査（平成 27 年　国勢調査による高齢者人口 13,093 人）

■大船渡市シルバー人材センターの状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
会員数	281 人	271 人	252 人
受注件数	2,690 件	2,721 件	2,720 件
就業延人員	24,292 人日	25,015 人日	25,944 人日
就業率	81.9%	86.3%	88.1%
契約金額	124,357 千円	125,598 千円	134,647 千円

資料：大船渡市シルバー人材センター（各年度３月 31 日現在）

（２）高齢者の生きがいづくり・社会参加活動の状況

■老人クラブ

高齢者の地域づくりや社会貢献への積極的参加は、生きがいづくりだけではなく、心身の健康の維持にもつながることから、老人クラブ活動を支援しています。

老人クラブは、市内各地域において組織され、自主的な活動を行っている団体で、地域に根ざした社会参加活動や生きがいづくりに関する活動や各種の奉仕活動を行っているほか、大船渡市老人クラブ連合会を結成して、相互の連携による活動も積極的に行っています。

老人クラブの加入状況は、会員数、60 歳以上人口に占める加入率とも年々減少しており、平成 29 年度の会員数は 1,283 人、加入率が 8.0%となっています。

これは、高齢者の余暇の過ごし方や価値観の多様化、震災の影響等により加入が少なくなってきていることなどが理由にあげられます。

■老人クラブへの加入状況

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	42	42	40
会員数	1,388 人	1,393 人	1,283 人
60 歳以上人口	16,159 人	16,154 人	16,031 人
加入率	8.5%	8.6%	8.0%

資料：大船渡市老人クラブ連合会（各年度４月１日現在。60 歳以上人口は３月末現在。平成 29 年度は 10 月末現在。）

■地区別の加入状況

区分	クラブ数	会員数	60歳以上人口	加入率
盛町	2	78人	1,597人	4.8%
大船渡町	4	137人	3,454人	3.9%
末崎町	6	90人	1,943人	4.6%
赤崎町	5	153人	1,845人	8.2%
猪川町	1	89人	1,669人	5.3%
立根町	1	56人	1,682人	3.3%
日頃市町	6	244人	915人	26.6%
綾里	8	219人	1,180人	18.5%
越喜来	6	148人	1,145人	12.9%
吉浜	1	69人	601人	11.4%
計	40	1,283人	16,031人	8.0%

資料：大船渡市老人クラブ連合会（平成 29 年 4 月 1 日現在。60 歳以上人口は平成 29 年 10 月末現在。）

■敬老事業

高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老会開催補助金交付事業や敬老祝金支給事業を実施しています。

敬老祝金支給事業については、敬老祝金として、それぞれ節目の年齢に応じて支給しています。

事業開始当時に比べ、現在の平均寿命が男女とも延びており、今後も高齢化の進行に伴って、対象者は増加していく傾向にあると見込まれます。

■敬老会開催事業補助金の交付対象者数

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対 象 者 数	7,329 人	7,574 人	7,681 人

■敬老祝金の支給状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
88 歳到達者	276 人	291 人	288 人
100 歳到達者	23 人	11 人	14 人(見込み)

■学習・スポーツ活動と社会参加

①大船渡市老連親睦交流大運動会

三陸総合運動公園を会場に、大船渡市老人クラブ連合会が主催し、大船渡市社会福祉協議会と市が共催して、年１回開催しています。競技は「徒競走」や「ボール送り」、「玉入れ」など笑顔があふれる大会となっています。また、県大会の予選を兼ねている競技もあり、高齢者の活躍の場としても大きな役割を果たしています。

②「福祉の里センター杯」グラウンド・ゴルフ岩手県大会

盛川河川敷を会場に、岩手県立福祉の里センター主催で市などが後援して、年１回開催しています。高齢者をはじめ多くの方が参加し、競技を通じて親睦を図り、健康づくりにも繋がっています。また、景品にサンマが含まれるなど、特色のある大会として親しまれています。

岩手県立福祉の里センターと連携しながら、本大会の支援を行います。

③大船渡市老人クラブ大会

大船渡市民文化会館を会場に、大船渡市老人クラブ連合会が主催し、大船渡市社会福祉協議会と市などが後援して、年１回開催しています。高齢者が一堂に会し、功労者の表彰や演芸などが行われています。

（３）高齢者福祉サービスの利用状況

■生活支援ショートステイ事業

高齢者の日常生活を支える家族が入院等による不在や虐待などの理由により、家庭における介護が一時的に困難となった場合に、特別養護老人ホーム等の空き部屋を活用して、入浴や食事の提供、機能訓練等の日常生活上のサービスを提供します。

対象者は、要介護（要支援）認定を受けて介護保険のショートステイを利用することが多いため、ここ数年利用実績はありませんが、震災の影響により高齢者を取り巻く環境が大きく変化していることから、今後、実情に応じたサービスの提供が必要とされます。

■老人福祉電話設置事業

ひとり暮らし高齢者等に対して電話加入権を貸与し、固定電話を引くことにより関係機関と連絡を取りやすくし、高齢者の孤独感を和らげています。

■老人福祉電話設置事業の利用状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
総設置件数	２件	２件	２件

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■ひとり暮らし高齢者等地域サポート事業

ひとり暮らし高齢者に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置の設置を行っています。

ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、今後も需要が伸びていくと予想されます。なお、平成 23 年度から、震災により被害を受け、緊急時に連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの高齢者の方などを対象とした、携帯型の緊急通報機器貸与事業もあわせて行っています。

■ひとり暮らし高齢者等地域サポート事業の利用状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度※
総設置台数	153 台	145 台	147 台
うち新規設置台数	27 台	22 台	21 台

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■緊急通報用携帯機器貸与事業の利用状況

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総設置台数	28 台	8 台	5 台

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■高齢者日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、火災を未然に防止し安全確保を図るため、自動消火器や火災警報器、電磁調理器を給付しています。

火災警報器については、消防法の改正により一般住宅の寝室、階段への設置が義務付けられていますが、ひとり暮らし高齢者世帯においては、設置必須箇所全てに設置していない家庭も見られることから、消防署などの関係機関と連携し今後も利用促進を図るとともに、自動消火器、電磁調理器についても、広報等により周知を図っていく必要があります。

■高齢者日常生活用具給付等事業の利用状況

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
自動消火器	1 件	1 件	0 件
火災警報器	－	1 件	0 件
電磁調理器	2 件	－	0 件

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■訪問理美容サービス助成支援事業

心身の障害や疾病等の理由により、理容院・美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、在宅でサービスを受けられるようにするため、訪問による理美容サービスを利用した場合に、その経費の一部を助成しています。

今後においても、事業の趣旨を広報等により広く周知し、利用促進を図ります。

■訪問理美容サービス助成支援事業の利用状況

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
実利用人数	５人	３人	２人
延利用回数	７回	６回	３回

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業

要援護高齢者や重度身体障害者に対し、家族介護者の負担の軽減、在宅福祉の向上を図るため、住宅改修を行った場合の経費の一部を補助しています。

昔からの住宅は段差などが多く、高齢者などが住むには不便なため、それらを解消することで、在宅生活を支援しています。

■高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業の利用状況

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
利用人数	15 人	14 人	17 人

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

■老人保護措置事業

環境上や経済的な理由などの様々な事情により、自宅で生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置しています。

今後においても、被措置者については継続して入所措置することにより、心身の健康の保持及び生活の安定を図っていくとともに、民生委員、ケアマネジャー、ケースワーカーなどの支援関係者と連携し、在宅生活が困難である高齢者の把握に努めていく必要があります。

■老人保護措置事業の利用状況

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度※
措置人数	36 人	40 人	42 人

※平成 29 年度は 11 月末時点の実績

第３章
高齢者福祉の方向性と施策の展開

第３章　高齢者福祉の方向性と施策の展開

１　地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、地域包括ケアシステムの深化を図り、①住み慣れた地域で高齢者の生活を支えることができる体制を構築すること、②介護の状態に応じた適切なサービスの整備と提供、③高齢者の活躍の場を広げ、よりいきいきとした老後の生活を実現すること を基本方針とし、地域住民が主体となって住民同士がお互いに支え合う「支え合い活動（生活支援サービス）」を推進します。

大船渡市における地域包括ケアシステムのイメージ図

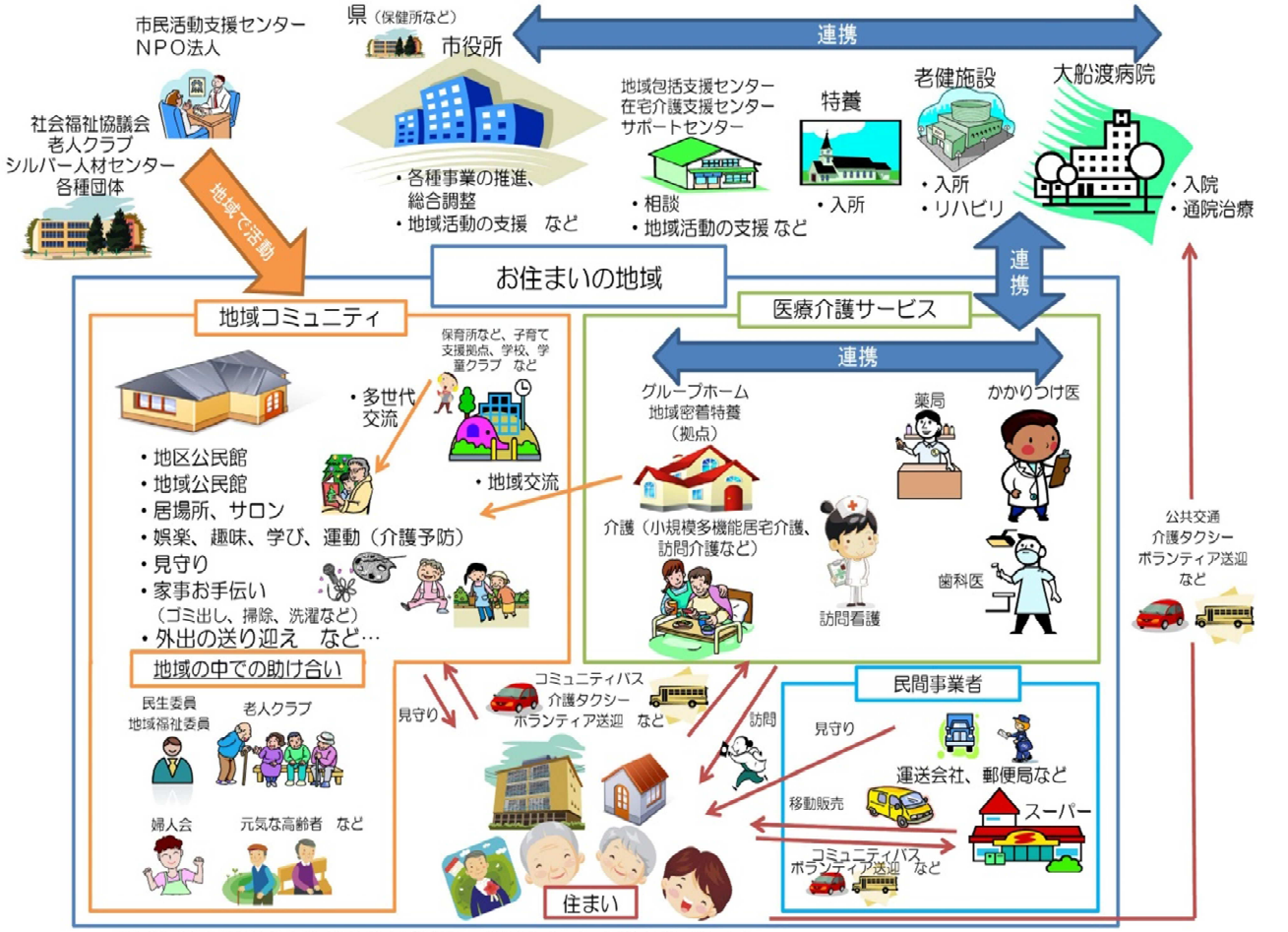

（注）これはイメージ図であり、これ以外にも様々な主体が関わって地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

■具体的な取組

高齢者の状態に合わせて、次のような取組を進めます。

○介護が必要な高齢者（要介護の方）

①施設・設備の整備の推進

将来的な施設サービス利用者の推移を勘案し、既存施設の有効活用、中長期的な入所待機者の見通しなどを踏まえた整備を行います。

また、在宅での介護サービスを提供できるよう、拠点となる事業所の整備を支援します。

②在宅医療介護連携推進に向けた取組

医療ニーズと介護ニーズを併せてもつ高齢者が在宅でも必要な医療・介護のケアを効率的に受けることができるよう、医療関係者（気仙医師会、気仙歯科医師会、気仙薬剤師会など）、介護事業者、その他の関係者間で有効な情報連携を行い、切れ目のないチームケア体制の構築に努めます。

また、医療介護連携のためのＩＣＴ（情報通信ネットワーク）システム「未来かなえネット」の有効活用を進めていきます。

③認知症施策の推進

平成 29 年度から認知症総合支援事業を開始し、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の全世帯配布等を実施しました。医療介護福祉関係者だけでなく、広く市民が認知症について正しく理解し、それぞれの立場で取組ができる体制づくりを目指します。

また、認知症予防と、認知症の人と家族を地域で支えるため、認知症予防教室、認知症サポーター養成講座、認知症講演会等を開催します。

さらに、成年後見制度や権利擁護の利用を推進するとともに、認知症カフェ等による地域ぐるみでの取組を支援します。

○現在介護が必要ではない高齢者（要支援の方、元気高齢者の方）

①介護予防事業の推進

各種の介護予防事業を実施し、要支援・要介護状態にならないよう取組を進めます。

また、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域において専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域づくりを進めます。

②生活支援事業の充実・地域での支え合い活動の創出

高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように、地域住民が主体となって住民同士がお互いに支え合う「支え合い活動（生活支援サービス）」を推進します。

そのため、市レベルで、地域での支え合い活動の創出に向けた話し合いを行う「大船渡市地域助け合い協議会」（第一層の協議体）を継続して開催し、大船渡市における地域支え合いについて話し合いを進めます。

また、先進的な支え合い活動事例を学ぶ市民オープン参加の「大船渡市地域助け合い創出研究会」を継続して開催します。

さらに、地区公民館のコミュニティエリアを単位として、課題の把握・解決に向けた話し合いを行う「地域助け合い協議会」（地区版）（第二層の協議体）の設置を促進し、地域での支え合い活動の創出に向けた取組を支援するとともに、協議体・生活支援コーディネーター・市が相互に協力して、地域で生活する高齢者のニーズと地域資源の把握を進めていきます。

平成 29 年度までに設立済の地区については、生活支援コーディネーターと連携を図りながら、その活動を支援しているところですが、未設置の地区においては、説明会や勉強会を開催するなどして、設立に向けて話し合いを進めていきます。

また、その活動を通じて、高齢者のニーズに対応した支え合い活動（生活支援サービス）の創出を進めていきます。

高齢化が進む中、こうした地域での支え合い活動に、元気な高齢者が参加することで、自身の介護予防にもつながり、よりいきいきとした暮らしを送ることができるようになります。

※【協議体】

地域の多様な主体がメンバーとなり、現在取り組んでいることの洗い出しを行うことや、無理なく始められること、すぐにでもできることなどをみんなで、話し合う仕組み。協議体のメンバーは地域によって変わります。

※【生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）】

協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、人と人、人と場所、思い、情報、活動など、地域の様々なものをつなげ、組み合わせていく調整役となります。

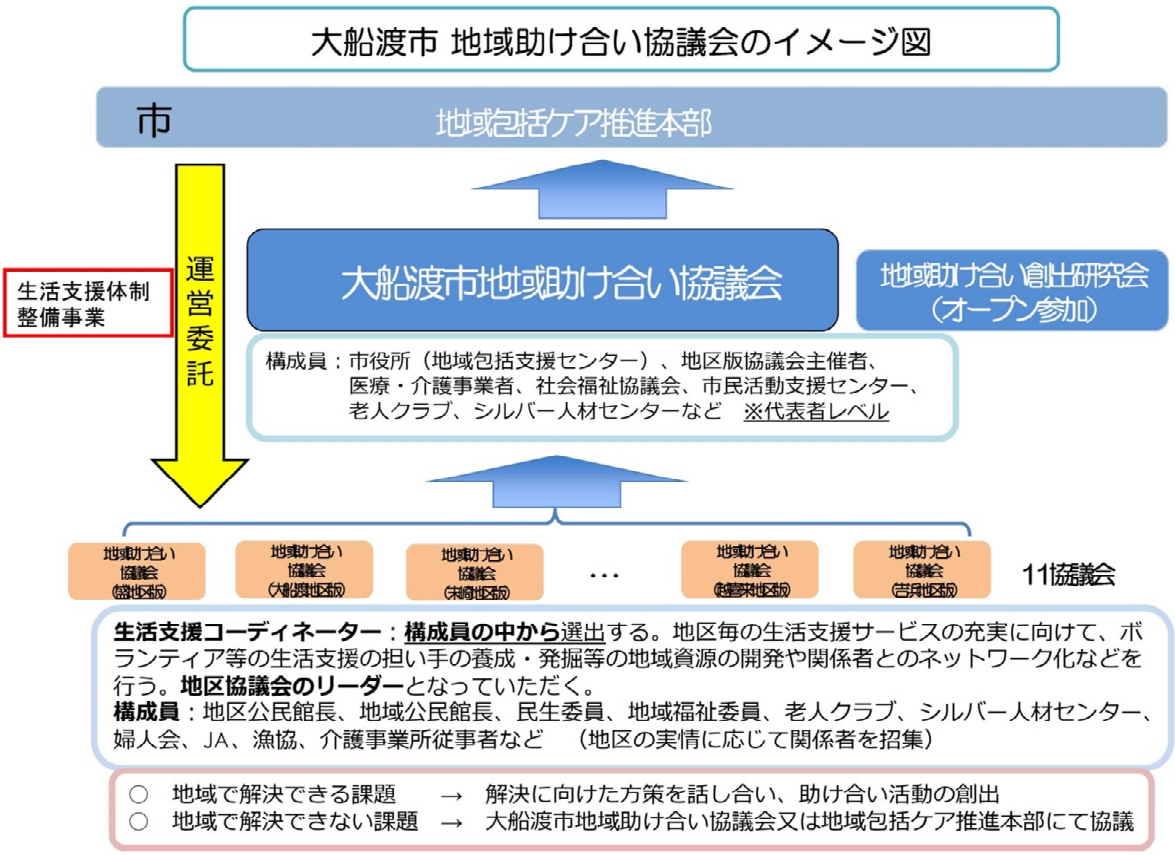

【支え合い活動（生活支援サービス）の例】

サロン活動、趣味・娯楽の場、居場所づくり、見守り・安否確認、ゴミ出し、話し相手、買い物や移動の支援など

【協議体と生活支援コーディネーターの活動例】

○支え合い活動についてのニーズ把握

○地域で活動している団体・社会資源の把握

○地域に必要なサービスや社会参加等の創出

○地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付け

○サービス提供主体、地域の諸団体、介護サービス事業所間の連携・協働の促進

＜指標＞

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度（見込み）	平成 30 年度～平成 32 年度
地域包括ケア推進本部会議	3 回	4 回	3 回	各年度 3 回
地域助け合い協議会（第一層協議体）	3 回	3 回	3 回	各年度 3 回
地域助け合い創出研究会	8 回	3 回	3 回	各年度 3 回
地域助け合い協議会（地区版）（第二層協議体）設置数	1 地区	4 地区	1 地区	5 地区
生活支援コーディネーター数	2 人	5 人	2 人	13 人

③認知症施策の推進（再掲）

平成 29 年度から認知症総合支援事業を開始し、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置、認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の全世帯配布等を実施しました。医療介護福祉関係者だけでなく、広く住民が認知症について正しく理解し、それぞれの立場で取組ができる体制づくりを目指します。

また、認知症予防と、認知症の人と家族を地域で支えるため、認知症予防教室、認知症サポーター養成講座、認知症講演会等を開催します。

さらに、成年後見制度や権利擁護の利用を推進するとともに、認知症カフェ等による地域ぐるみでの取組を支援します。

○その他の取組

①高齢者の住まいの確保

居住の実態や持ち家の改修状況等を踏まえて、高齢者の居住ニーズの把握に努め、住宅施策等との連携を図ります。

高齢者のみならず、すべての人にとってやさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指すとともに、高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適に生活ができるよう、高齢者・障害者にやさしい住まいづくり推進事業（住宅改修）の実施やユニバーサルデザインを推進します。

②安全で快適なまちづくりの推進

近年社会問題となっている高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を未然に防ぐため、関係機関の協力を得ながら防犯に関する意識の啓発に努めるとともに、高齢者の交通安全対策の推進などにも、市民と行政が一体となって取り組みます。

また、震災を機に、全国的に住民の防災への関心やニーズが高まっており、災害から高齢者を守る体制づくりが求められています。災害時の安全確保については、高齢者が安全に避難対応できるよう防災意識の啓発を行うとともに、自主防災組織等の地域ぐるみの協力体制の推進に努めます。

2　高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、誰もが社会とのかかわりを持ちながら、健康で生きがいのある生活を送ることが重要です。

そのためには、高齢者がそれぞれの知識・経験・技能を生かすことができる環境づくりを推進し、地域における高齢者の就労支援を図ることが必要です。

市では関係機関と連携し、シルバー人材センターにおける就業先の拡充や高齢者就業相談の充実に取り組み、就業機会の確保に努めます。

また、地域のコミュニティに携わることによる生きがいづくりを推進するため、老人クラブ活動を引き続き支援するとともに、地域ボランティア活動や趣味・サークル活動などの社会参加を促進します。

3　介護予防・健康づくりの推進

高齢者が病気や寝たきりにならず、健康で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターと関係機関との連携により、既存の社会資源や新たなサービスを有効に活用し、高齢者一人ひとりの自主的な介護予防、健康づくりを支援します。

また、関係機関と連携して市民の健康状態の把握と分析に努め、健康寿命の延伸に取り組みます。

加齢に伴う心身の機能低下の予防や認知症の予防、口腔機能の向上、フレイル（虚弱になり身体の機能が低下した状態）予防など、介護予防に対する意識を高めるため、高齢者が興味や意欲を持って教室等に参加できるよう、事業内容や周知方法を工夫しながら普及啓発を行い、介護予防のさらなる充実を図ります。

介護予防を効果的に展開するためには、一人ひとりの身体状況や生活環境に応じたサービスが継続的に提供される仕組みづくりと、地域ぐるみで介護予防に取り組む環境づくりが重要です。

そのため、地域で活動するNPO団体や社会福祉協議会等とも連携し、ボランティア等の介護予防の担い手の研修や活動の支援を行い、高齢者の自立支援を促進します。

さらに、高齢者が、自身の持つ知識や経験を生かし、就労やボランティア活動、趣味の活動等に積極的に取り組むことは、地域での介護予防の担い手になると同時に自らの介護予防や生きがいへとつながることから、「社会参加を通じた介護予防」を促進します。

また、地域において、リハビリテーションの専門職等を積極的に活用し、住民主体の介護予防活動を推進します。

4　日常生活を支援するサービスの整備充実

（１）介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

地域住民が自立支援･介護予防といった理念や高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有し、地域包括ケアに対する知識の向上を図ることが重要です。

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等にもなるため、積極的に支援していく必要があります。

また、生活支援コーディネーターや地域助け合い協議会を通じ、世代を越えて地域住民がともに支え合う体制づくりを推進することが重要です。

こうしたことを踏まえ、多様な主体が参加し、日常生活を支援するサービス基盤の整備を推進します。

（２）高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の状態に応じて日常生活を支援するとともに、家族等介護者の負担の軽減を図っていく必要があります。

こうしたことから、「ひとり暮らし高齢者等地域サポート事業」などの高齢者福祉サービスを今後も継続して実施するとともに、国等の有利な財政支援制度等を活用しながら、サービスの充実に努めます。

５　認知症高齢者への支援

認知症については、早期の段階からの適切な診断と対応が必要であり、認知症に関する正しい知識と理解に基づいた本人と家族への支援や、地域で見守る認知症サポーターの養成、見守り等のネットワークシステムの強化を進めるとともに、認知症の人と家族を支えるため、地域での総合的・継続的な支援体制の確立に努めます。

認知症ガイドブック（ケアパス）の普及により、認知症の進行に合わせた、医療や介護サービスをはじめとする地域の社会資源を明確にし、相談機関等の支援体制について市民への周知を図ります。

また、認知症予防に積極的に取り組めるよう、介護予防事業の中で認知症を予防する生活習慣等を普及させ、自助の能力を高めます。

さらに、認知症について正しい知識を持ち、医療・介護・生活支援等のネットワークを活用した支援ができる人材の育成に努め、地域での相談支援体制の充実を図ります。

認知症で判断能力が低下し日常生活の維持が困難となったり、認知症に伴う介護負担により家族等からの虐待を受けている高齢者の尊厳ある生活や人権・権利の問題に対応するため、地域包括支援センターが中心となり、大船渡市社会福祉協議会などの関係機関等と連携を図りながら、総合相談・権利擁護・成年後見制度利用等により、各種問題への取組を強化します。

６　介護人材の確保及び介護サービスの向上

市内の介護事業所においては、介護人材の不足が深刻化して、適正なサービス提供やサービスの拡大に影響を及ぼしており、今後ますます増大する介護ニーズに対応するため、市内の事業所や関係機関と連携し、介護人材の確保や方策を見出す必要があります。

介護人材確保対策として、外国人の雇用、介護の仕事に対するイメージアップ、介護関係の資格取得のための経費の助成、介護ロボットの導入支援などが挙げられます。

まず、介護人材を補うための外国人の雇用については、情報共有等を通じて現場の声を聴きながら、介護事業所への外国人技能実習制度等の周知を図って検討を促していきます。

また、介護の仕事に対するイメージアップを図り、将来の職業選択の一助となるよう、高校生をはじめ地域住民を対象に介護の知識や技術の研修や職場体験等を実施します。

さらに、介護事業所における介護ロボットの導入を支援し、介護従事者の負担軽減や労働環

境の改善に努めます。

介護サービスの向上については、市の所管である地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の指導監査をはじめ、介護給付費適正化事業の実施や適切な助言等を通じ、良質なサービス提供につなげていきます。

また、地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議、介護事業所職員等関係者の研修、多職種連携・協働による機会を通して、適正なサービスの提供、介護職員の資質の向上を図ります。

＜指標＞

介護の職場体験事業参加者

年　度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
参加者	10 人（見込）	20 人	25 人	30 人	50 人

第４章
介護保険事業計画の方向性と施策の展開

第４章　介護保険事業計画の方向性と施策の展開

１　介護保険事業の基本的方向性

（１）介護保険事業における市の責務

保険者である市は、市民や関係機関の理解と協力のもと、介護保険事業の安定的かつ効率的な運営を図り、「市民のための介護保険制度」を構築していく責務があります。

今後も公平で適切な要介護（要支援）認定の実施、保険給付の審査・支払、介護保険料の賦課・徴収、介護保険サービス提供基盤の整備促進、地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定・監督、介護保険サービスの質の向上、介護保険事業計画の進捗管理等に取り組みます。

同時に、相談や情報提供の充実、関連施策の推進、関係機関との連携強化、サービスの利用支援体制づくりに努め、介護保険事業のさらなる充実を図ります。

また、震災の発生以後、市内の高齢者を取り巻く生活基盤が大きく変化したことに伴い、今後求められる介護保険サービスの動向を的確に見極め、ニーズに対応した取組を行います。

（２）介護保険サービスの範囲

介護保険制度では、法で定めた全国一律の保険給付以外に、保険者の裁量により、市町村特別給付や保健福祉事業の法定外サービスを実施することができるとされています。

これらの法定外サービスを実施すると、第２号被保険者（40～64 歳）に提供されるサービスを含め、65 歳以上の高齢者がその費用を負担することになり、第１号被保険者の介護保険料の上昇を招きます。

したがって、第７期介護保険事業計画における介護保険給付対象となるサービスはこれまでと同様、介護保険法に定められた範囲とし、法定外の上記サービスについては、高齢者福祉施策等において充実を図ります。

（３）介護保険サービスの基盤整備の方向性

介護保険サービスについては、誰もが住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて引き続き基盤整備を推進します。

入所施設の整備に当たっては、将来的な施設サービスの利用者の推移や、既存施設の有効活用、中長期的な入所待機者の見通しなどを踏まえた整備計画とします。

国や県の補助金等を効果的に活用し、施設設備の整備の推進を図ります。

また、復興特区制度を活用したサービス事業所については、認定期間終了後も継続してサービス利用が可能となるように、関係機関と連携しながら検討を進めます。

※　介護保険の財源構成

総給付費に対する第１号被保険者（65 歳以上）の負担割合について、第７期からは 22%から 23%に引き上げられ、第２号被保険者（40～64 歳）の負担割合は、28%から 27%に引き下げとなります。

また、地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）に対する第１号被保険者の負担割合も 23%に引き上げられることから、国・県・市の負担割合はそれぞれ 38.5%(△0.5%)・19.25%（△0.25%）・19.25%（△0.25%）に引き下げとなります。

区　分		国	県	市	第１号被保険者保険料	第２号被保険者保険料
介護給付費	居宅給付費	25.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
	施設等給付費	20.0%	17.5%	12.5%	23.0%	27.0%
地域支援事業費	介護予防事業・日常生活支援総合事業	25.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
	包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23.0%	－

２　日常生活圏域の設定

高齢者を支える体制づくりにおいては、高齢者が家族や地域とのつながりを失うことなく、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、個々の状態に応じた様々なサービスが提供されることが重要です。

第７期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステムの深化を図り、認知症施策や医療・介護連携の取組、コミュニティの活動など、地域で高齢者を支える体制づくりを推進するため、盛地区、大船渡地区、末崎地区、赤崎地区、猪川地区、立根地区、日頃市地区、綾里地区、越喜来地区、吉浜地区の 10 地区として設定します。

■日常生活圏域のエリア

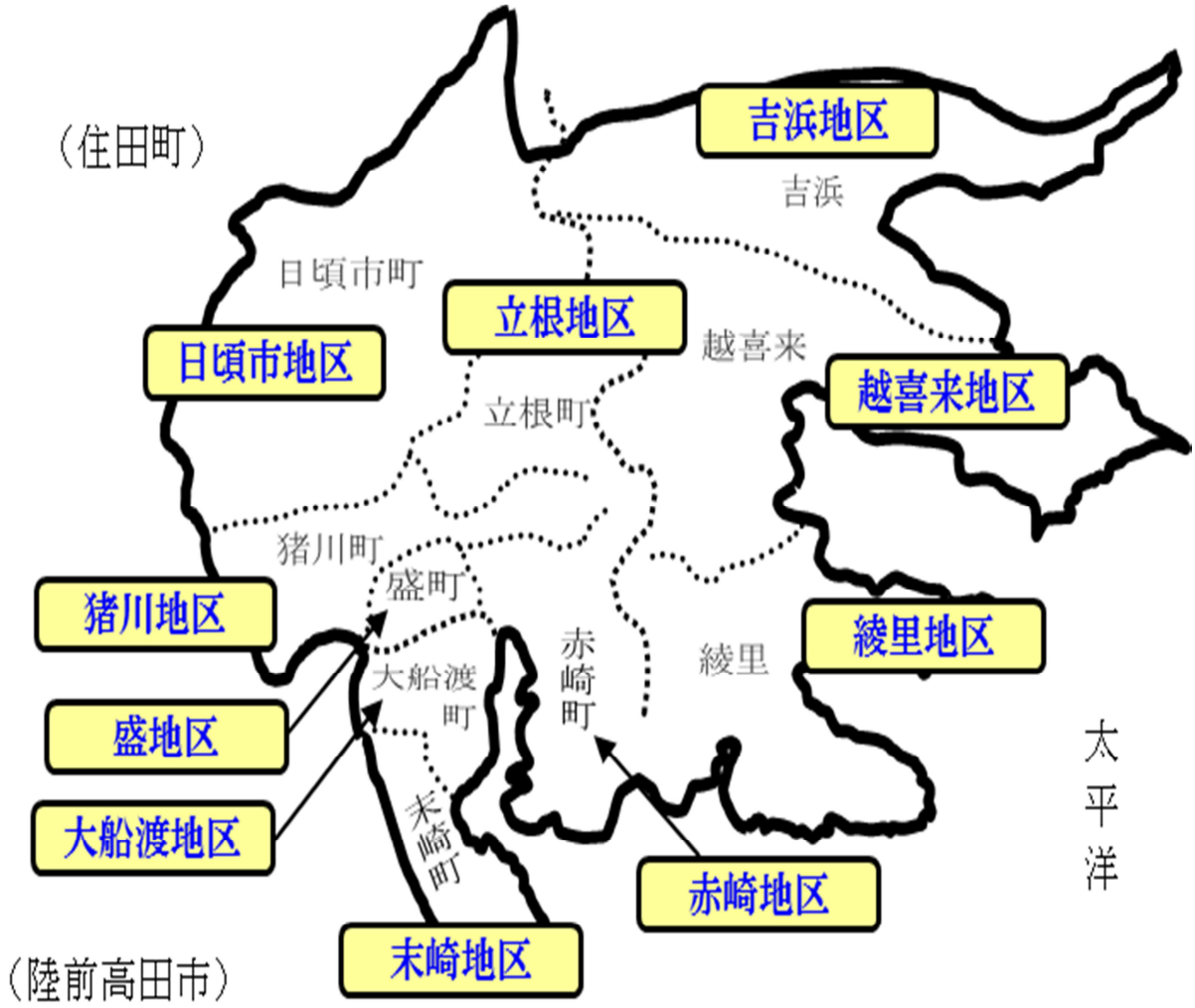

■日常生活圏域の人口等の状況

圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率	面積
盛	3,739人	1,348人	36.1%	5.29㎢
大船渡	8,076人	2,900人	35.9%	14.38㎢
末崎	4,206人	1,637人	38.9%	14.93㎢
赤崎	4,372人	1,529人	35.0%	28.88㎢
猪川	4,479人	1,377人	30.7%	26.43㎢
立根	4,381人	1,376人	31.4%	21.89㎢
日頃市	1,904人	741人	38.9%	74.30㎢
綾里	2,532人	994人	39.3%	34.78㎢
越喜来	2,392人	933人	39.0%	53.64㎢
吉浜	1,292人	498人	38.5%	48.78㎢
計	37,373人	13,333人	35.7%	323.30㎢

（平成 29 年 10 月 31 日現在）

■日常生活圏域の介護サービス基盤整備状況等（平成 29 年度末見込）

圏域	居宅サービス							地域密着型サービス					施設サービス		介護相談窓口
	訪問リハ	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所リハ	訪問介護	短期入所	特定施設	居宅介護支援事業所	通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能居宅介護	グループホーム	地域密着型老人福祉施設	老人福祉施設	老人保健施設	
単位	箇所	箇所	箇所	箇所	床数	床数	箇所	箇所	箇所	床数	床数	床数	床数	床数	床数		
盛	6	1	1				5				9	29			2
大船渡	1		1	2	20		4	2	1	9	9		38	152	1
末崎				1						6		29			1
赤崎										9	9				
猪川					10	50		1					42		
立根	1			2	21		2	2					81		
日頃市				1						9					
綾里								1		9	9				
越喜来	1	1		1	10		1	1		9	9	28	30		1
吉浜															
計	9	2	2	7	61	50	12	7	1	51	45	86	191	152	5

※休止中の事業所は除く

※空床利用のショートステイは除く

３　地域密着型サービスの方向性

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加していることから、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるように、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス施設の活用を進めます。

事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、事業者、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、保健医療サービス提供者等が密接な連携を図るよう努めます。

また、地域に開かれたサービスとすること、サービスの質を確保することを目的として、利用者の家族や住民の代表者、市職員等を構成員とする運営推進会議を開催し、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにします。

地域密着型サービスは、保険者である市が事業者の申請に基づき指定を行い、指定後の指導監督などの権限も有しています。

市では計画的な実地指導を行い、事業者が適切な運営を行うことができるよう支援していきます。

＜指標＞

実地指導実施率

年　度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実地指導事業所数	５か所	４か所	３か所	４か所
実施率	100%	100%	100%	100%

４　地域包括支援センターによる介護予防と自立支援の推進

事業を円滑に推進できるよう、職員体制の強化を図り、効率的な運営を進めます。

また、介護保険の被保険者、医師、歯科医師、薬剤師、介護保険サービス事業所の代表者などで構成する「大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」を開催し、公正な運営が継続できるようにします。

（１）指定介護予防支援事業

高齢化が進み認定者が増加することにより、予防給付の対象となる要支援者の増加も見込まれます。介護予防サービス等の適切な利用により、重症化予防や地域で自立した日常生活が継続できるよう介護予防支援を行います。

（２）地域支援事業

平成 27 年施行の改正介護保険法により、本市においては平成 28 年３月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行し、また、在宅医療・介護連携及び認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備、地域ケア会議の実施を位置づけるなど、包括的支援事業の充実を図りました。

介護予防・日常生活支援総合事業においては、介護予防・生活支援サービス事業により要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、ケアマネジメントだけでなく、地域の

課題に即したサービスを創出できることから、地域で暮らし続けるためのサービスの在り方を検討していきます。

一般介護予防事業においては、自らが積極的に介護予防に取り組むため、具体的な生活目標を見つけるための意識づけを推進します。また、個々の得意な分野を生かした介護予防への支援活動が高齢者自らの「生きがい」や「やりがい」となり、地域での役割をもって生活することが、自身にとっての有効な介護予防となることを再認識させ、地域で協力し合いながら介護予防に取り組めるような環境づくりを目指します。

高齢者の心身の機能低下やうつ病、認知症等の発生を予防するため、年間を通じた各種介護予防教室等の開催、ボランティア等による地域での見守り体制の構築に取り組みます。

また、リハビリテーション専門職等を生かした高齢者の自立支援と重度化防止に取り組み、効果的、効率的な事業展開を図ります。

包括的支援事業・任意事業においては、高齢化の進行、独居高齢者や高齢者世帯の増加、虐待などの困難事例に対応するため、相談機能と各関係機関との連携を強化します。

人と人、人と地域とのつながりを通じて、高齢者の通いの場・活躍の場が拡大していくような介護予防による支え合いの地域づくりを推進し、住民同士の相互支援と多様な主体の参画による多様な生活支援サービスの創出を目指します。

■地域支援事業の内容

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス
		通所型サービス
		その他の生活支援サービス
		介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	介護予防把握事業
		介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		一般介護予防事業評価事業
		地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	総合相談支援業務
		権利擁護業務
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
	社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業
		生活支援体制整備事業
		認知症総合支援事業
任意事業	介護給付費等費用適正化事業	介護給付費等費用適正化事業
	家族介護支援事業	家族介護用品支給事業
		家族介護慰労手当支給事業
	その他の事業	住宅改修支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業

５　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

高齢者がその有する能力に応じ、自ら自分に合った社会資源を選択し、活用できるよう支援します。また、高齢者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにするため、生活上の様々な課題を抱える個々の高齢者の実態に即した支援を行います。

地域支援事業や予防給付、医療保険者による保健事業、地域リハビリテーション対策などのサービスが、連続性・一貫性を持って提供される体制づくりに努めます。

高齢者の現状やサービス利用状況、介護予防への取組の結果など、これまでの実績データ等に基づき、効果的な自立支援と重度化予防の取組を行います。

（１）介護予防・重度化防止の取組と評価

本市の特徴を踏まえ、要介護認定者の認定率の低減、要介護度の維持・改善に効果的な取組を行います。また、介護予防事業を普及させ、参加者を増やすとともに、参加者の予防効果を把握・評価し、次年度の取組につなげていきます。

＜指標＞

元気アップ↑教室（介護予防教室）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数	110	110	110	110
参加者数	1, 229	1, 276	1, 300	1, 336

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

住民やＮＰＯなど多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、介護予防・生活支援サービス事業を創出していくとともに、高齢者を支える地域の支え合いの仕組みを推進していきます。

また、サロンなどの住民主体による通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していく必要があります。現在市が把握している団体のほかに、地域で介護予防や見守りなどの取組をしている団体等の把握と連携を進め、さらに新たな地域資源の開発に努めます。

＜指標＞

サロン数

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サロン数	100	105	110	115

（３）地域リハビリテーション活動支援事業の充実

自立支援を進める取組として、地域のリハビリテーション専門職による各種介護予防教室への支援により、介護予防に関する取組を強化します。

＜指標＞

地域リハビリテーション活動支援事業

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
回数	1	8	8	8
参加者数	11	80	100	120

６　地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核となる機関であり、高齢者の多様なニーズに応えるため、保健医療、福祉、介護の各サービスを適切に調整し、さらに高齢者の生活を地域で支えるための住民の共助の取組を合わせた仕組みづくりが必要とされています。

地域の最前線に立って、ニーズに応えていくために、以下のことに取り組んでいきます。

（１）生活支援・介護予防サービスの充実

平成 27 年４月に地域包括支援センターに、第１層の生活支援コーディネーターを配置しました。生活支援コーディネーターが中心となって地域の課題やニーズへの対応策の検討、地域の活動団体や社会資源に関する情報の把握・整理を行い、また、新たな社会資源の掘り起こしを行うことで生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。

（２）多職種が連携した地域ケア会議の定期的開催

高齢者個々の生活課題を共有し、有効な支援への取組を進めていくため、多職種が参画した会議を定期的に開催することにより個別課題を解決し、さらに、地域課題を抽出し地域団体などと一緒に問題の解決を図る地域づくり・社会資源の開発、施策に反映できるよう地域ケア会議を開催します。

ア）地域ケア個別会議

介護支援専門員等との連携により、個別事例の支援内容の検討から、地域に共通する課題の発見、把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高めています。

イ）地域ケア推進会議

地域ケア個別会議で抽出された地域課題の解決のための方策を検討します。

＜指標＞

会議開催回数

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域ケア個別会議	15回	16回	17回
地域ケア推進会議	１回	１回	１回

（３）地域包括支援センターと在宅介護支援センター等との役割分担・連携強化

地域包括支援センターと在宅介護支援センターが緊密に連携し、市民により近い相談と支援の場となるよう、適切な運営の確保に努めます。

また、市の関係部署が連携して、高齢者の健康づくりや介護予防の取組や、個々のライフスタイルに合わせた活動を支援します。

＜指標＞

打合せ会開催回数

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
在宅介護支援センター事業打合せ会	２回	３回	３回

（４）地域包括支援センターの適切な運営及び評価

地域包括支援センターの運営に関しては、「大船渡市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、各業務の評価を行い、適切な運営を確保するとともに、質の向上を図ります。

7　認知症対策の推進

これまでの認知症施策は、受診・対応の遅れによる症状の悪化、認知症高齢者とその家族への支援体制の不足や、医療従事者と介護従事者の連携不足など、様々な課題が指摘されてきました。

国では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（**新オレンジプラン**）を策定しています。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、この新オレンジプランに基づき、実効性のある認知症施策を推進していきます。

（１）認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症は誰もが関わる可能性がある身近な病気であり、普及・啓発等を通じて、地域での理解を深めていきます。

・認知症サポーターの養成
・認知症講演会の開催
・認知症ガイドブック（ケアパス）の活用（平成29年度作成）

＜指標＞

認知症サポーター数（累計）

年　度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
人　数	3,500 人	3,700 人	3,900 人	5,000 人

（２）認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

早期診断・早期対応を軸に、「本人主体」を基本とした医療・介護等の連携により、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく、その時の容態にもっともふさわしい医療・介護等が適切に提供される体制づくりを目指します。

①　発症予防の推進

・ 介護予防教室、認知症予防教室の開催
・ 地域サロン活動の情報提供と活動の支援
・ 認知症地域支援推進員の配置

②　早期診断・早期対応のための体制整備

・ 相談窓口の周知
・ 認知症初期集中支援チームによる対応
・ 認知症ガイドブック（ケアパス）の活用

③　医療・介護等の有機的な連携の推進

・ 認知症ガイドブック（ケアパス）の活用促進
・ 認知症地域支援推進員の活動による関係機関との連携の強化

（３）介護者への支援

介護者の精神的・身体的な負担の軽減や、生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

・ 認知症カフェ開催への支援
・ 認知症の人と家族の会との連携

（４）認知症の人やその家族の視点の重視

これまでの認知症施策は、どちらかといえば地域や医療・介護等の認知症の人を支える側に重点がおかれてきましたが、認知症への社会の理解を深める活動を行うなど、認知症の人やその家族の視点も重視しながら、各種の事業を推進します。

８　医療・介護連携の推進

医療を必要とする重度の要介護者や認知症高齢者が、今後さらに増加していくことにより、医療と介護の連携の必要性がこれまで以上に高まっています。岩手県の地域医療構想において、気仙地域では、高度急性期や急性期は県立大船渡病院を中心として主に公的病院が担い、慢性期については主に民間病院が担うことになっています。しかしながら、本市では慢性期を担うための訪問診療を行う医療機関が不足していることから、今後は気仙医師会等と連携して訪問診療が可能な医師を増やし、在宅医療等の体制整備に取り組む必要があります。

地域の限られた医療･介護資源を有効に活用し、その状態に応じた医療･介護サービスが適切に提供されるよう、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

（１）地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関・薬局・介護事業所等の最新の情報等を把握するとともに、医療・介護関係者や市民に提供します。

（２）医療・介護関係機関のネットワーク構築の推進

地域において切れ目なく在宅医療と介護サービスが提供される体制を構築していくため、地域の医療・介護関係者が参画する会議等を開催し、在宅医療・介護の効果的な連携方法等の情報共有、医療・介護関係職種間の連携における課題の抽出と対応策の検討、多職種でのグループワーク等の研修などを行います。

また、未来かなえネット（ＩＣＴ）を活用し、県立大船渡病院とかかりつけ医、医療機関と訪問看護や訪問リハビリ・介護サービス事業所の連携が効率的に行えるよう、未来かなえ機構と連携し、住民加入者と利用機関の拡大に向けた取組を進めていきます。

＜指標＞

開催回数

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
研修会・講演会 開催回数	２回	３回	４回	６回
課題抽出・対応検討会 開催回数	６回	10 回	12 回	12 回

（３）在宅医療・介護連携に関する相談支援と地域住民への普及啓発

地域包括支援センターが中心となって、関係機関が密接に連携して相談に対応できる体制を構築するとともに、在宅医療に関わる相談窓口について市民への周知を図ります。

また、在宅医療・介護サービスに関する講演会や、資料の配布などによって、地域住民の在宅医療・介護連携に対する理解の促進を図ります。

９　地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域共生社会は、地域包括ケアシステムを包含する概念であり、子どもから高齢者まで、誰もが地域福祉の担い手として活動できる地域づくりを推進します。

（１）「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進

高齢者のみならず、障害者、子どもなど地域で暮らす全ての人々が、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築していく必要があります。

そのため、他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組み、市は地域づくりの支援や福祉サービスの充実、総合相談などの体制づくりを「丸ごと」に行い、また、現在、対象者毎に整備されている縦割りの福祉サービスについても「丸ごと」（共生型サービス）へと転換していきます。

「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進については、福祉各分野の共通事項を定めている「地域福祉計画」が上位計画として位置づけられていることから、本計画においても整合性を図り取り組んでいきます。

（２）共生型サービスの創設

高齢者、障害者、障害児などが同一事業所でサービスを受けやすくするため、公的福祉サービスを総合化・包括化し、介護保険制度と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられることから、市はこれらを推進していきます。

10　要介護認定・給付の適正化とサービスの質的向上

（１）介護給付適正化事業

介護給付適正化は、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ることが目的であり、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

市が取り組む主要な事業は、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、④介護給付費通知、⑤縦覧点検、医療情報との突合の５つとなっています。

具体的には、介護サービス利用者本人または家族に対して、サービスの請求状況と費用等についての通知を行うことで、適正利用への啓発や架空請求等の防止を図り、また、要介護状態等への改善に取り組めるようケアプランを見直し、介護支援専門員への指導や支援を行うなど、適正化事業の実施に努めています。

今後も、県や岩手県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携しながら、介護給付適正化に積極的かつ計画的に取り組んでいきます。

＜指標＞

認定調査票の点検件数

年　度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
件　数	全件実施	全件実施	全件実施	全件実施

ケアプラン点検の実施件数（要介護分）

年　度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
件　数	24 件	36 件	48 件	108 件

介護給付費通知回数

年　度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
回　数	２回	２回	２回	２回

（２）利用者負担軽減への取組

東日本大震災の被災者に対するサービス利用料の負担免除措置については、平成 30 年 12 月 31 日を期限として現在実施していますが、平成 31 年 1 月以降の継続については、国、県の支援策等の動向を考慮しながら、今後検討していきます。

（３）サービス提供事業者、関係機関との協働による介護保険事業の推進

介護保険制度に対する市民の信頼を高め、質の高いサービスを提供するためには、市民や地域の関係機関、サービス提供事業者との連携が必要なことから、様々な機会を通じて市民の介護保険事業に関する周知・理解に努めるとともに、積極的に協力・協働します。

介護保険制度では、利用者が事業者を選択する仕組みとなっていることから、利用者が良質なサービスを選び、安心して利用できることが重要です。今後も引き続き、利用者のための情報公開、ケアマネジメントの体系的見直し、施設サービスの量・質的向上、人材の確保・資質向上等に努めます。

また、保険者として事業者に対し法令遵守や契約条項の履行徹底を図るため、適切な指導等に取り組んでいきます。

（４）相談や問い合わせの対応

市民や介護サービス事業者などから相談や問い合わせを受けた際は、関係機関等と連携を図りながら、迅速かつ適切な問題解決に努めます。また、必要に応じて、介護保険サービス事業者への調査や改善指導などを実施します。

なお、市の行政区域を越える広域的な案件は、岩手県国民健康保険団体連合会に照会するとともに、指定基準に違反する事業者などについては、県に通報し、運営改善命令や指定取り消しなどの適切な行政指導を求めます。

■法令等で定められた苦情処理の流れ

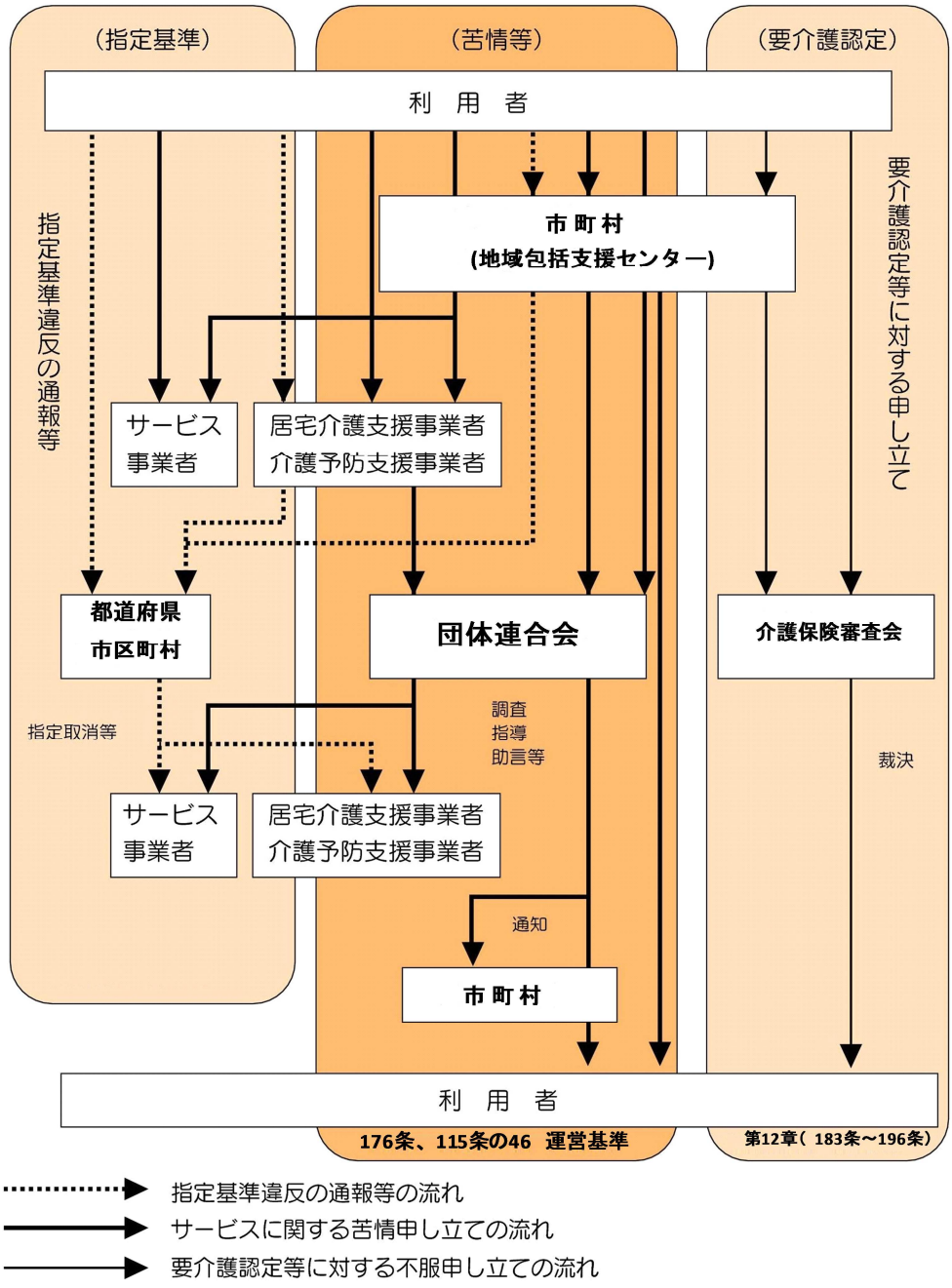

■不服審査の流れ

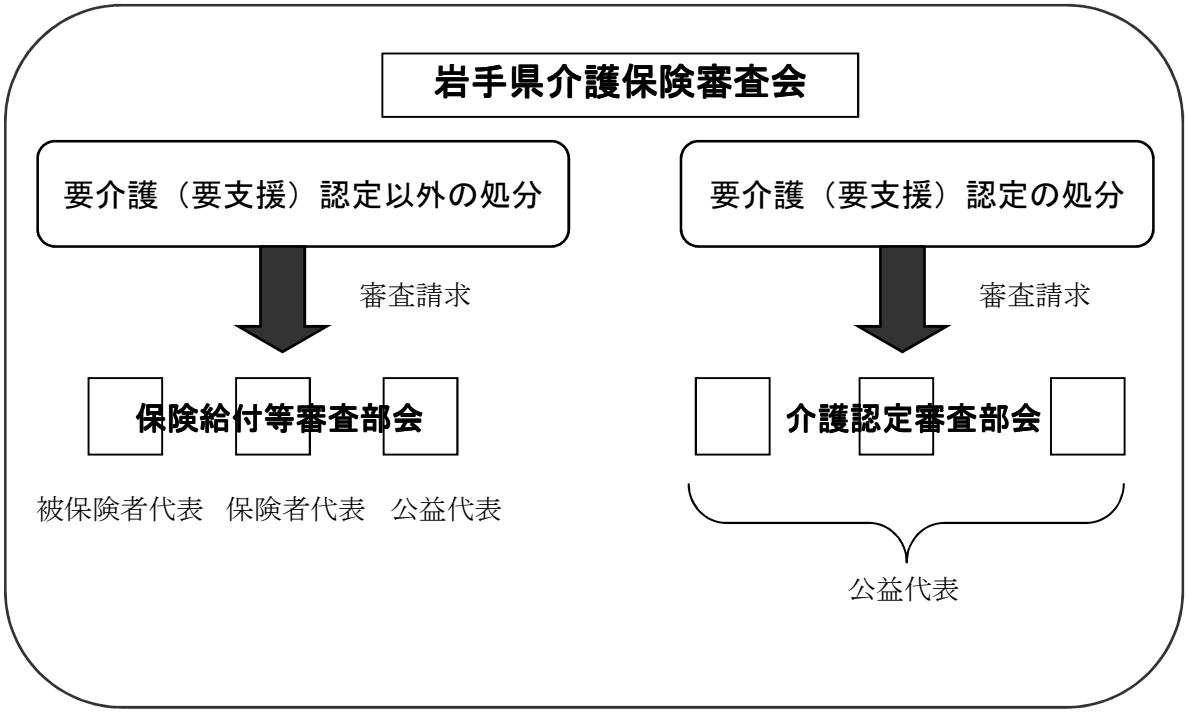

※　要介護（要支援）認定に関する審査請求事案は、複数の介護認定審査部会で審理・裁決を行い、それ以外の事案は、被保険者代表・保険者代表・公益代表の委員で構成する保険給付等審査部会で審理・裁決を行います。

11　介護予防・日常生活支援総合事業の推進

本市において平成28年３月に開始した介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。

介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービス及び通所型サービスについて、それぞれ従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービスを提供しています。

サービスを提供するためには、自立支援と介護予防の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて設定する長期目標、短期目標を利用者とサービス提供者が共有した上で、利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではない適切な介護予防ケアマネジメントが必要です。

今後は、これらの取組を推進するとともに、地域のニーズや資源等の実情を踏まえながら、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業の取組を評価し、新たなサービスの実施を検討していく必要があります。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

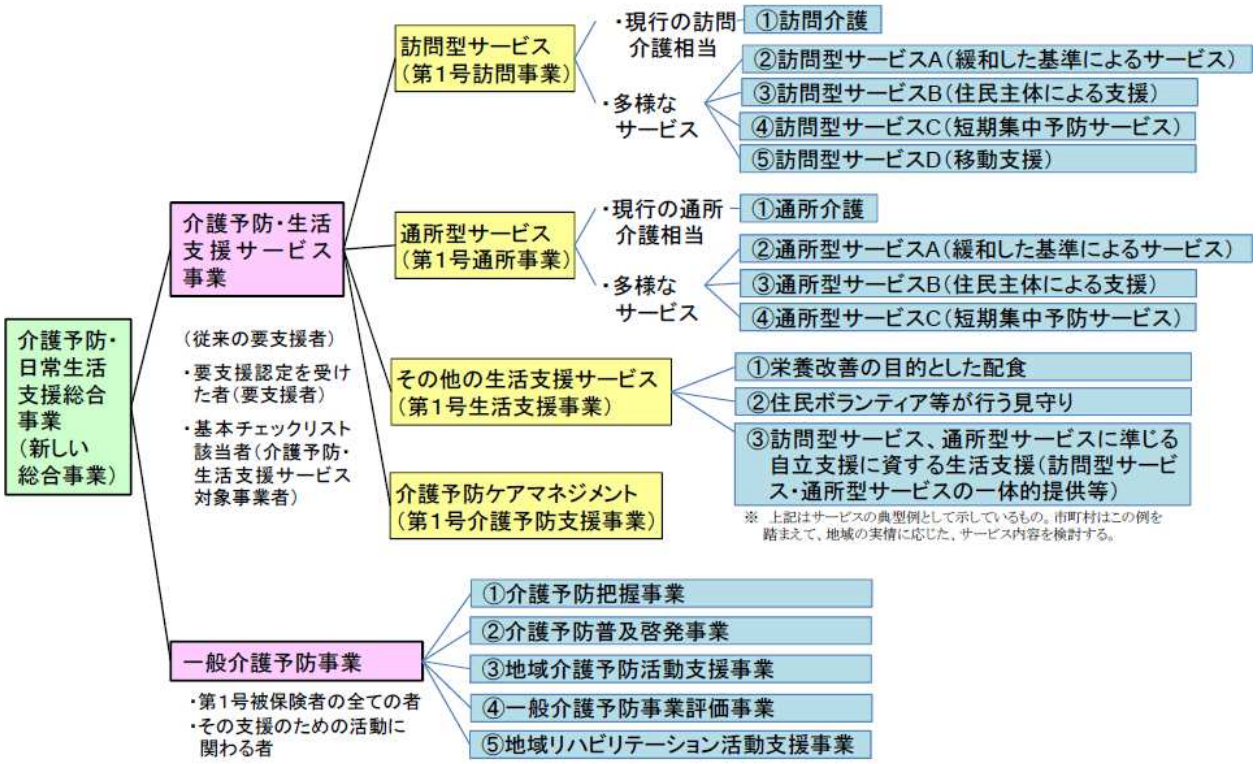

12　2025 年度（平成 37 年度）に向けた第 7 期介護保険事業計画の位置づけ

地域包括ケアシステムの構築の目標年度である 2025 年度（平成 37 年度）は、第 7 期介護保険事業計画の策定時点（平成 29 年度）から 7 年後となりますが、それに向けて、第 7 期介護保険事業計画期間は次のような位置づけとなります。

本市における地域包括ケアシステムでは、次のような姿を目指します。

① 施設入所が必要な方に対して十分な施設サービス及びそれを補完するそのほかのサービスが提供される体制を構築する。
② 地域において、十分な介護サービスが提供される体制を構築する。
③ 在宅生活が可能な方に対して十分な医療介護サービスが提供されるよう、医療と介護の適切な連携体制を構築する。
④ 生活支援・介護予防については、専門的なサービスも確保しつつ、地域における支え合い活動も含めて十分なサービスが提供される体制を構築する。
⑤ 高齢者の生活の基盤となる住まいを確保する。
⑥ 高齢者の活躍の場を広げ、社会的役割を持ち、いきいきとした老後を送ることができる体制を構築する。

地域包括ケアシステムは、短期間で構築できるものではなく、長期的視点を持って作り上げていくことが必要です。第 7 期介護保険事業計画においては、次の取組を進めることにより、同システムの構築と深化を図ります。

① 入所待機者解消に向けて、計画的な入所施設の整備を推進していくこと
② 在宅医療介護連携に向けた取組を進めること
③ 地域での支えあい活動を創出するため、地域での課題について話し合い、解決に向けた方策を検討する体制を構築すること
④ 居住の実態や持ち家の改修状況等も踏まえ、高齢者の居住ニーズの把握に努め、住宅施策等との連携を図ること

第５章
介護サービス事業費の見込み及び介護保険料

第５章　介護サービス事業費の見込み及び介護保険料

１　高齢者及び要支援・要介護認定者等の将来推計

（１）人口と高齢者数の将来推計

本市の過去の人口変化率の実績値を用いて、コーホート変化率法による平成 30 年以降の人口推計を行った結果、本市の人口は減少傾向にあり、平成 32 年では平成 29 年から 1,500 人程度減少し、35,831 人になると推計されます。

また、高齢者人口も減少傾向で推移しますが、総人口の減少が大きく、高齢化比率は上昇すると見込まれます。平成 32 年には、高齢者人口が 13,360 人となり、高齢化率は 37.3%になると推計されます。

また、第７期計画開始から７年後の平成 37 年（2025 年）においては、人口は 32,995 人、高齢者人口は 12,777 人、高齢化率は 38.7%に達する見通しです。

75 歳以上人口については、平成 31 年まで増加し、その後一旦減少に転じ、平成 34 年から再び増加する傾向と見込まれます。

■大船渡市の人口推計

区　分	実績値					推計値			
	平成25年 2013年	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	**平成30年 2018年**	**平成31年 2019年**	**平成32年 2020年**	平成37年 2025年
年少人口 (0-14歳)	4,302 11.0%	4,148 10.6%	4,057 10.5%	3,921 10.3%	3,789 10.1%	**3,697 10.0%**	**3,619 9.9%**	**3,534 9.9%**	3,254 9.9%
生産年齢人口 (15-64歳)	22,290 56.9%	21,953 56.3%	21,409 55.5%	20,884 54.9%	20,289 54.3%	**19,826 53.6%**	**19,372 53.2%**	**18,937 52.9%**	16,964 51.4%
40-64歳人口	13,508 34.5%	13,223 33.9%	12,944 33.6%	12,709 33.4%	12,365 33.1%	**12,189 33.0%**	**12,004 33.0%**	**11,780 32.9%**	10,713 32.5%
高齢者人口 (65歳以上)	12,582 32.1%	12,872 33.0%	13,093 34.0%	13,225 34.8%	13,316 35.6%	**13,435 36.4%**	**13,404 36.8%**	**13,360 37.3%**	12,777 38.7%
前期高齢者 (65-74歳)	5,755 14.7%	5,954 15.3%	6,068 15.7%	5,989 15.7%	5,988 16.0%	**5,961 16.1%**	**5,870 16.1%**	**5,893 16.4%**	5,084 15.4%
後期高齢者 (75歳以上)	6,827 17.4%	6,918 17.8%	7,025 18.2%	7,236 19.0%	7,328 19.6%	**7,474 20.2%**	**7,534 20.7%**	**7,467 20.8%**	7,693 23.3%
合　　計	39,174	38,973	38,559	38,030	37,394	**36,958**	**36,395**	**35,831**	32,995

※人口推計：コーホート変化率法による　　各年 10 月 1 日現在

■人口と高齢化率の推計

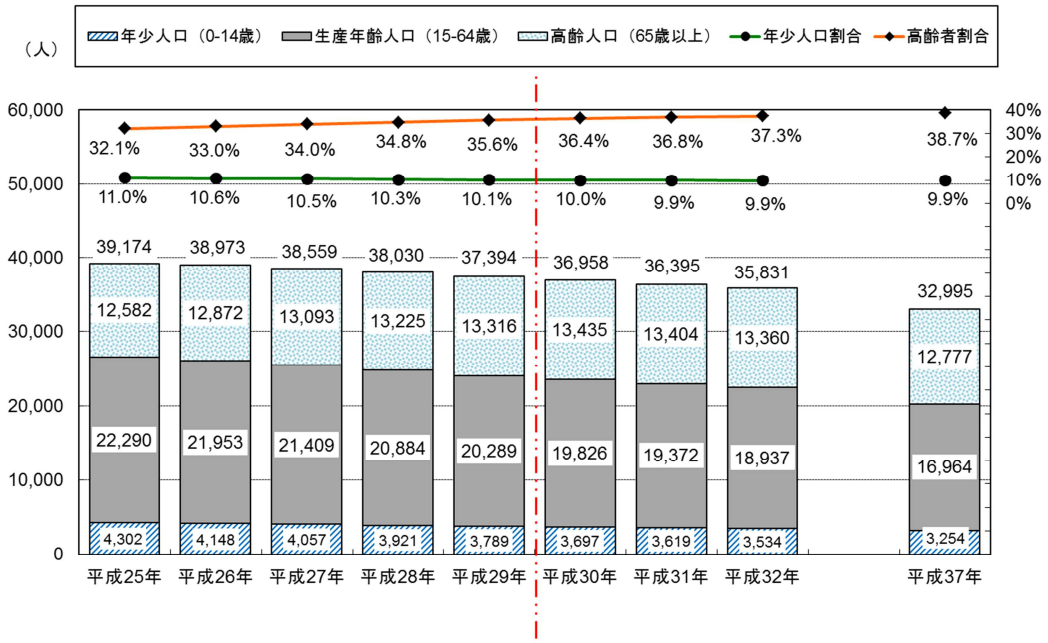

※人口推計：コーホート変化率法による　　各年 10 月 1 日現在

（２）被保険者数の見込み

推計人口から、介護保険の第 1 号被保険者、第 2 号被保険者数の今後の増減をみると、65 歳以上の第 1 号被保険者は、平成 31 年以降は緩やかな減少傾向で推移することが見込まれます。

また、40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者数は減少傾向で推移することが見込まれます。

平成 37 年（2025 年）の被保険者数は、第 1 号被保険者が 12, 777 人、第 2 号被保険者は 10, 713 人の合計 23, 490 人と推計されます。

■第 1 号被保険者数と第 2 号被保険者数の見込み

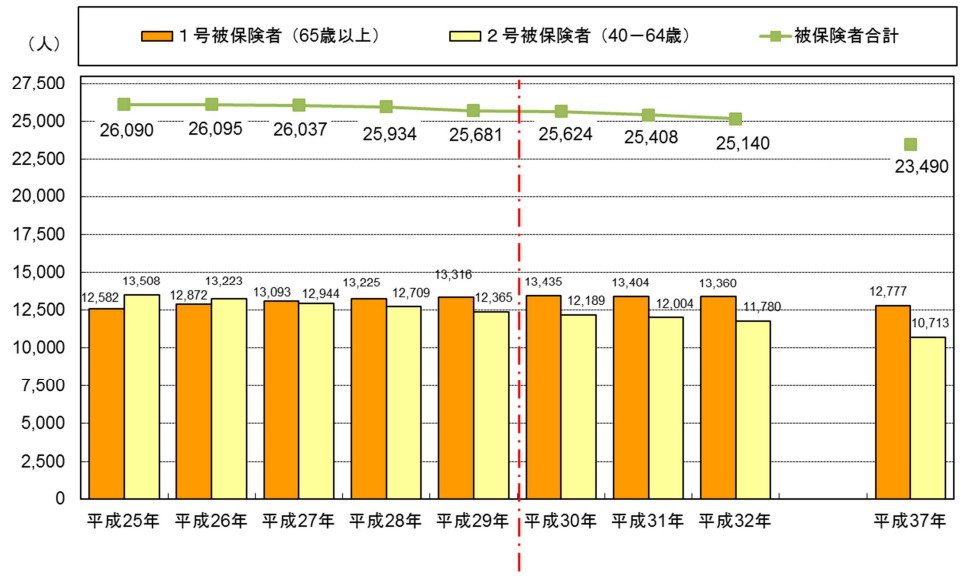

※人口推計：コーホート変化率法による　　各年 10 月 1 日現在

（３）要支援・要介護認定者数の推計

本市の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率の実績、介護予防効果などを踏まえ、平成 29 年以降の要支援・要介護認定者数を推計しています。

■要支援・要介護認定者数の推計

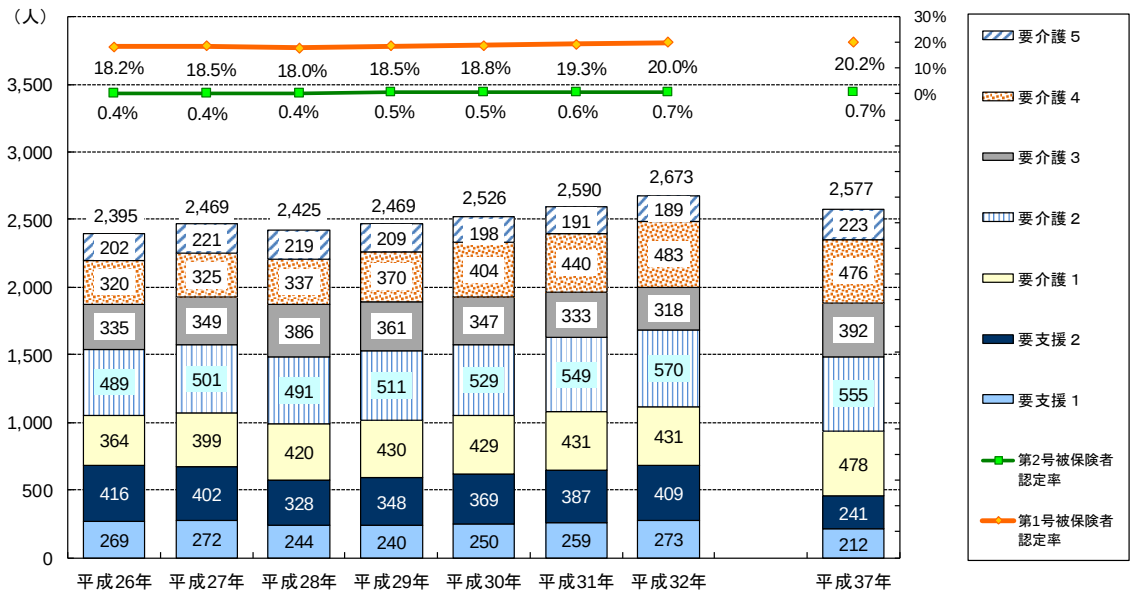

資料：介護保険事業状況報告（各年９月末現在）、地域包括ケア「見える化」システム（第２号被保険者数を含む）

（４）認知症高齢者の推計

全国的に 65 歳以上の高齢者の 15%が認知症と推定されることから、本市の高齢者人口の推計をもとに認知症高齢者を推計した結果は以下のとおりです。

■認知症高齢者の推移

区　　分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、家庭内、社会的にほぼ自立している。	554人	553人	551人
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	927人	924人	922人
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	403人	402人	401人
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	121人	120人	120人
Ⅿ	著しい精神障害や問題行動あるいは重い身体疾患が見られ、専門療養を必要とする。	10人	11人	10人
計		2,015人	2,010人	2,004人
人　口		36,958人	36,395人	35,831人
高　齢　者　人　口		13,435人	13,404人	13,360人
高　齢　化　率		36.4%	36.8%	37.3%

２　介護保険サービス事業量の見込みと施設等整備計画

（１）介護保険サービス事業量の見込み

介護保険サービス事業量の見込みに当たっては、過去のサービスの実績、推計される要介護（要支援）認定者数、サービス需要の動向等を踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度、更には団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年度（2025 年度）までのサービス量を推計しました。

①居宅サービス

（単位：人/月）

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	348	373	401	420	440	460	500
訪問入浴介護	33	31	28	30	30	30	30
訪問看護	52	55	78	87	93	98	110
訪問リハビリテーション	51	57	72	81	92	104	110
居宅療養管理指導	34	38	45	55	66	77	80
通所介護	546	415	426	440	440	510	510
通所リハビリテーション	201	218	205	220	220	220	220
短期入所生活介護	156	178	188	190	200	210	210
短期入所療養介護（老健）	46	45	54	55	55	55	55
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	528	582	618	646	676	706	750
福祉用具購入費	14	13	13	18	19	20	25
住宅改修	6	7	7	8	8	9	13
特定施設入居者生活介護	10	14	27	27	28	29	34
居宅介護支援	945	1,002	1,048	1,111	1,172	1,254	1,271

②介護予防サービス

（単位：人/月）

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	144	2	1				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1	2	4	4	5	6	10
介護予防訪問リハビリテーション	11	15	27	30	30	30	34
介護予防居宅療養管理指導	8	7	8	10	12	15	20
介護予防通所介護	251	1	0				
介護予防通所リハビリテーション	56	52	54	60	60	60	60
介護予防短期入所生活介護	6	6	6	8	8	8	10
介護予防短期入所療養介護（老健）	3	2	1	3	3	3	5
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	102	100	103	110	110	110	120
特定介護予防福祉用具購入費	3	3	5	4	5	5	8
介護予防住宅改修	2	2	2	3	4	4	7
介護予防特定施設入居者生活介護	2	1	1	2	2	2	2
介護予防支援	429	155	156	160	165	170	185

③地域密着型サービス

（単位：人/月）

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	26	26	25	30	30	30	32
小規模多機能型居宅介護	107	110	114	121	131	141	150
認知症対応型共同生活介護	52	46	45	47	47	47	56
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	76	87	91	95	72	75	75
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	176	179	191	191	191	210

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	12	18	20	22	22	22	22
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0

④施設サービス

（単位：人/月）

区　　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	201	207	212	223	258	263	260
介護老人保健施設	172	184	194	202	202	202	185
介護療養型医療施設	1	1	1	1	1	1	
介護医療院				0	0	0	1

（２）施設等整備計画

介護保険サービス事業量等の見込みとともに、高齢者人口の推移、介護保険料、介護人材不足の現状などを考慮し、第７期事業計画期間内において、以下の介護保険サービス基盤等の整備に努めます。

①施設サービス（広域型）の整備計画

全域

（単位：箇所/人）

区　　分		第６期末整備数	第７期中整備数			第７期末整備予定数
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護老人福祉施設	施設数	4	1	—	—	5
	定員数	191	35	—	—	226
介護老人保健施設	施設数	1	—	—	—	1
	定員数	152	—	—	—	152
介護療養型医療施設	施設数	—	—	—	—	—
	定員数	—	—	—	—	—

※介護老人福祉施設の平成 30 年度整備数は、「地域密着型介護老人福祉施設」からの転換分 28 床の整備と７床の増床による整備とし、増床のみの整備の場合は施設数に数えない。

②その他施設の整備計画

全域

（単位：箇所/人）

区　　分		第６期末整備数	第７期中整備計画数			第７期整備予定数
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	
通所介護	施設数	6	—	—	1	7
	定員数	167	5	—	70	242

3　介護サービス給付費の見込み

平成 30 年度から平成 32 年度までの各種サービスの利用の見込みに基づき、介護給付費を推計しました。

①居宅サービス

（単位：千円）

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	258, 307	293, 845	346, 114	515, 731
訪問入浴介護	16, 048	16, 226	16, 171	16, 531
訪問看護	43, 496	44, 561	49, 432	64, 036
訪問リハビリテーション	33, 271	37, 770	42, 775	44, 952
居宅療養管理指導	5, 143	6, 184	7, 244	7, 411
通所介護	340, 914	341, 067	393, 969	393, 969
通所リハビリテーション	194, 012	194, 773	196, 320	197, 385
短期入所生活介護	201, 288	221, 714	257, 383	311, 955
短期入所療養介護（老健）	69, 188	70, 780	71, 288	73, 103
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	114, 540	118, 129	123, 932	133, 995
福祉用具購入費	5, 713	5, 946	6, 134	7, 660
住宅改修	9, 054	9, 572	12, 019	16, 108
特定施設入居者生活介護	68, 263	70, 653	73, 014	84, 815
居宅介護支援	205, 555	216, 356	232, 168	237, 283
合　　計	**1, 564, 792**	**1, 647, 576**	**1, 827, 963**	**2, 104, 934**

②介護予防サービス

（単位：千円）

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,945	4,622	6,716	20,655
介護予防訪問リハビリテーション	14,851	15,114	15,370	17,522
介護予防居宅療養管理指導	786	949	1,186	1,612
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション	24,298	23,011	21,972	21,193
介護予防短期入所生活介護	3,939	4,480	5,038	9,472
介護予防短期入所療養介護（老健）	1,758	1,759	1,759	2,931
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,148	8,148	8,163	8,677
特定介護予防福祉用具購入費	1,811	2,250	2,250	3,568
介護予防住宅改修	3,188	3,847	5,058	5,824
介護予防特定施設入居者生活介護	2,093	2,093	2,093	2,093
介護予防支援	8,732	9,013	9,289	10,107
合　　計	72,549	75,286	78,894	103,654

③地域密着型サービス

（単位：千円）

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	32,914	37,684	42,926	72,033
小規模多機能型居宅介護	261,616	284,775	305,815	312,624
認知症対応型共同生活介護	145,755	145,820	145,820	173,947
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	285,734	219,396	228,497	228,497
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	219,880	219,978	220,422	481,764
合　　計	945,899	907,653	943,480	1,268,865

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	17,230	17,683	18,575	16,347
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
合　　計	17,230	17,683	18,575	16,347

④施設サービス

（単位：千円）

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	703,526	816,562	832,880	823,315
介護老人保健施設	675,468	675,770	675,770	625,031
介護療養型医療施設	4,149	4,150	4,150	
介護医療院	0	0	0	4,150
合　　計	**1,383,143**	**1,496,482**	**1,512,800**	**1,452,496**

⑤地域支援事業

（単位：千円）

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	136,300	139,700	143,800	163,000
包括的支援事業・任意事業費	83,639	95,120	106,600	18,300
合　　計	**219,939**	**234,820**	**250,400**	**181,300**

【各サービスの合計】

（単位：千円）

区　　分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	1,564,792	1,647,576	1,827,963	2,104,934
介護予防サービス	72,549	75,286	78,894	103,654
地域密着型サービス	963,129	925,336	962,055	1,285,212
施設サービス	1,383,143	1,496,482	1,512,800	1,452,496
地域支援事業	219,939	234,820	250,400	181,300
特定入所者介護サービス	188,700	195,700	200,700	210,000
高額介護サービス	65,000	70,000	75,000	100,000
高額医療合算サービス	5,700	6,200	6,700	8,200
審査支払手数料	4,400	4,480	4,560	4,960
合　　計	**4,467,352**	**4,655,880**	**4,919,072**	**5,450,756**

4　第１号被保険者の保険料

高齢化の更なる進行に伴い、介護費用の増加が避けられない中で、本制度を持続可能なものとするため、低所得者も保険料を負担し続けることができるよう、標準段階の見直しに加え、公費を投入して低所得者の保険料軽減を図ります。

また、介護給付費準備基金を可能な限り取り崩して、保険料上昇の抑制に努めます。

■所得段階の区分

※（　）内は被保険者の構成比見込み

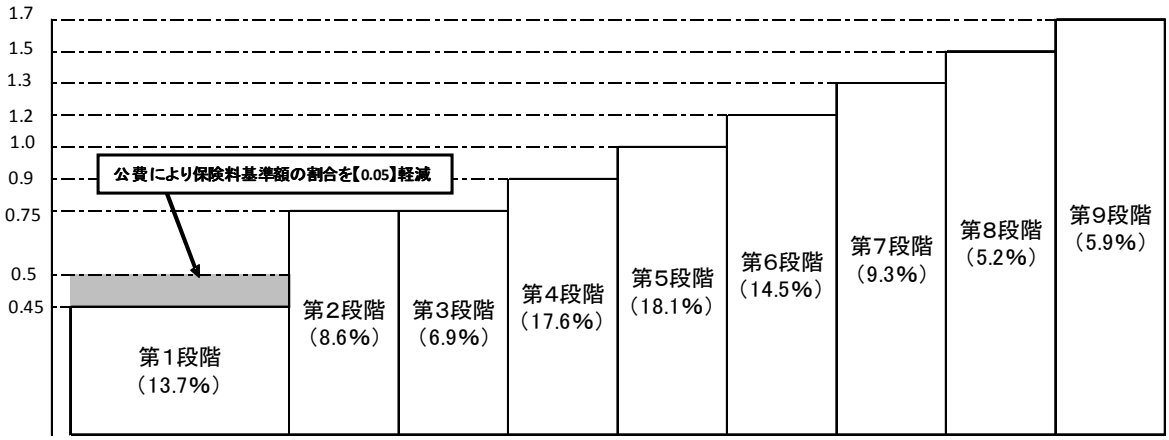

生活保護等、世帯全員が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税		本人が市民税非課税（世帯内に課税者あり）		本人が市民税課税			
第１段階	第２段階	第３段階	第４段階	第５段階	第６段階	第７段階	第８段階	第９段階

【第１段階】 生活保護被保険者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の者

【第２段階】 世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円超120万円以下の者

【第３段階】 世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円超の者

【第４段階】 世帯内に市民税課税者がおり、本人は市民税非課税で本人の「課税年金収入+合計所得金額」が80万円以下の者

【第５段階】 世帯内に市民税課税者がおり、本人は市民税非課税で本人の「課税年金収入+合計所得金額」が80万円超の者

【第６段階】 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の者

【第７段階】 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の者

【第８段階】 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者

【第９段階】 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の者

■保険料の算出結果　　（単位：円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額（A）	4,245,422,148	4,467,757,813	4,771,020,753	13,484,200,714
地域支援事業費（B）	219,939,000	234,820,000	250,400,000	705,159,000
第１号被保険者負担分相当額（C） 【（A＋B）×第１号被保険者負担割合23％】	1,027,033,064	1,081,592,897	1,154,926,773	3,263,552,734
調整交付金相当額（D）	219,086,107	230,372,891	245,741,038	695,200,036
調整交付金見込額（E） （交付率見込み）	306,721,000	319,758,000	334,208,000	960,687,000
介護給付費準備基金取崩額（F）				400,000,000
財政安定化基金償還金（G）				0
保険料収納必要額（H） 【C＋D－E－F＋G】				2,598,065,770
予定保険料収納率（I）	98.32%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数（J） （第１号被保険者数）	13,431	13,399	13,356	40,186
保険料基準額（年額）（K） 【H÷I÷J】	65,756			
保険料基準額（月額）（L） 【K÷12】	**5,480**			

■所得段階別の保険料

保険料段階	課税状況	対象者	保険料率	保険料(円)	
				月額	年額
第１段階(※)	非課税世帯	生活保護受給者、合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.50	2,740	32,880
第２段階	非課税世帯	合計所得＋課税年金収入が80万円超120万円以下	0.75	4,110	49,320
第３段階	非課税世帯	合計所得＋課税年金収入が120万円超	0.75	4,110	49,320
第４段階	課税世帯(本人非課税)	合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.90	4,930	59,160
第５段階(基準)	課税世帯(本人非課税)	合計所得＋課税年金収入が80万円超	1.00	5,480	65,760
第６段階	本人課税	合計所得120万円未満	1.20	6,580	78,960
第７段階	本人課税	合計所得120万円以上～200万円未満	1.30	7,120	85,440
第８段階	本人課税	合計所得200万円以上～300万円未満	1.50	8,220	98,640
第９段階	本人課税	合計所得300万円以上	1.70	9,320	111,840

※　第７期介護保険事業計画期間においては、低所得者であっても保険料を負担し続けることができるよう、第１段階の保険料率を、公費によりさらに0.05軽減します。

■第１段階の保険料

軽減前			軽減率	軽減後		
保険料率	保険料(円)			保険料率	保険料	
	月額	年額			月額	年額
0.5	2,740	32,880	0.05	0.45	2,470	29,640

■第１号被保険者の推計　　（単位：人）

			平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者数			13,435	13,404	13,360	40,199
	前期(65～74歳)		5,961	5,870	5,893	17,724
	後期(75歳～)		7,474	7,534	7,467	22,475
		後期(75歳～84歳)	4,930	4,911	4,751	14,592
		後期(85歳～)	2,544	2,623	2,716	7,883
	所得段階別加入割合					
		第1段階	13.7%	13.7%	13.7%	
		第2段階	8.6%	8.6%	8.6%	
		第3段階	6.9%	6.9%	6.9%	
		第4段階	17.6%	17.6%	17.6%	
		第5段階	18.1%	18.1%	18.1%	
		第6段階	14.5%	14.5%	14.5%	
		第7段階	9.3%	9.3%	9.3%	
		第8段階	5.2%	5.2%	5.2%	
		第9段階	5.9%	5.9%	5.9%	
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	
	所得段階別被保険者数					
		第1段階	1,841	1,837	1,831	5,509
		第2段階	1,161	1,158	1,154	3,473
		第3段階	932	930	927	2,789
		第4段階	2,363	2,358	2,350	7,071
		第5段階	2,436	2,431	2,422	7,289
		第6段階	1,946	1,941	1,935	5,822
		第7段階	1,255	1,252	1,248	3,755
		第8段階	703	701	699	2,103
		第9段階	798	796	794	2,388
		合計	13,435	13,404	13,360	40,199

資　　料　　編

アンケート調査の実施結果について

■ 目的

本調査は、平成 30 年度から平成 32 年度を計画期間とする「大船渡市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定するにあたり、市民の日常生活の状況、身体の状況、健康づくりに対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画づくりの参考資料とし活用するために実施しました。

■ 調査実施時期

平成 29 年４月

■ 調査方法

郵送による配布・回収

■調査対象と配布・回収の状況

調査対象	配布件数	回収件数【率】
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	1,340 件 （無作為抽出）	880件【65.7%】
②在宅介護実態調査 要支援・要介護認定を受け、在宅で生活している方	840 件 （無作為抽出）	507件【60.4%】

■ 調査結果

次ページから記載のとおり

※調査結果の表記について

①選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

（１）介護予防介護・日常生活圏域ニーズ調査

①運動器の機能低下について

運動器の機能低下は、全体の 30.3%が該当者となっています。

年齢別では、85 歳以上の 62.9%が該当者となっています。

居住地区別では、「赤崎地区」の 37.7%が最も多く、次いで「立根地区」（34.5%）となっています。

■年齢別運動器の機能低下状況

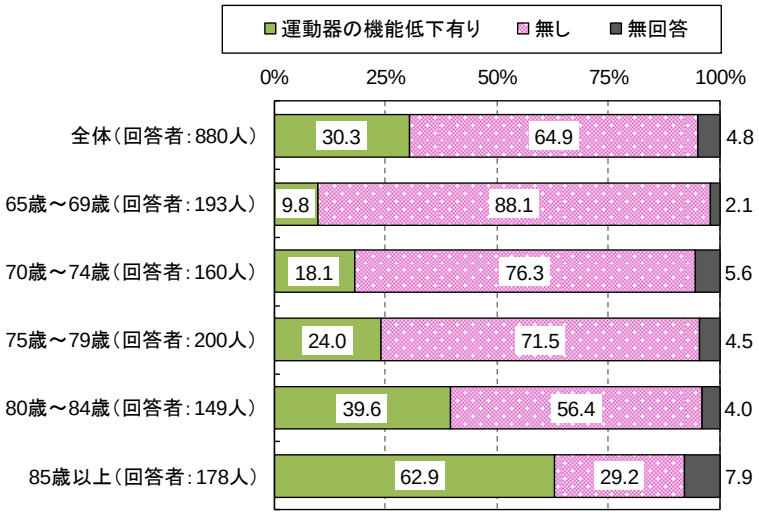

■居住地区別運動器の機能低下状況

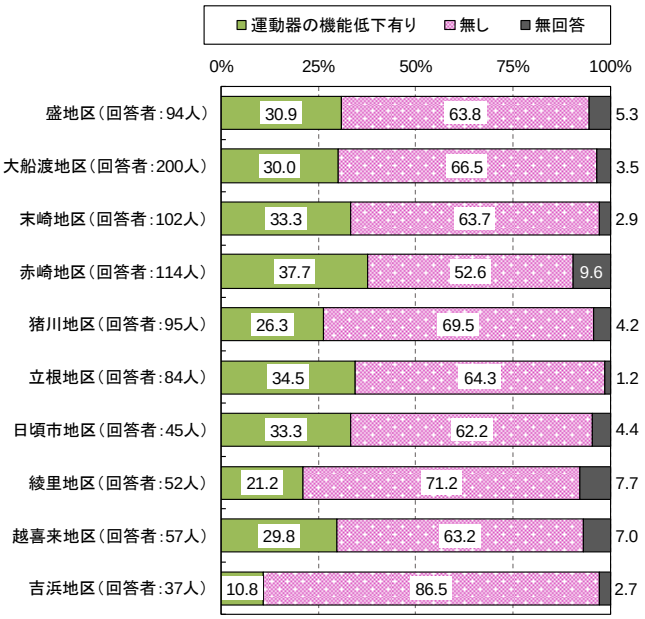

②転倒リスクについて

転倒リスクは、全体の 38.2%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなる傾向があり、85 歳以上が 57.3%と最も多くなっています。

居住地区別では、「日頃市地区」の 48.9%が最も多く、次いで「越喜来地区」(45.6%)、となっています。

■年齢別転倒リスク状況

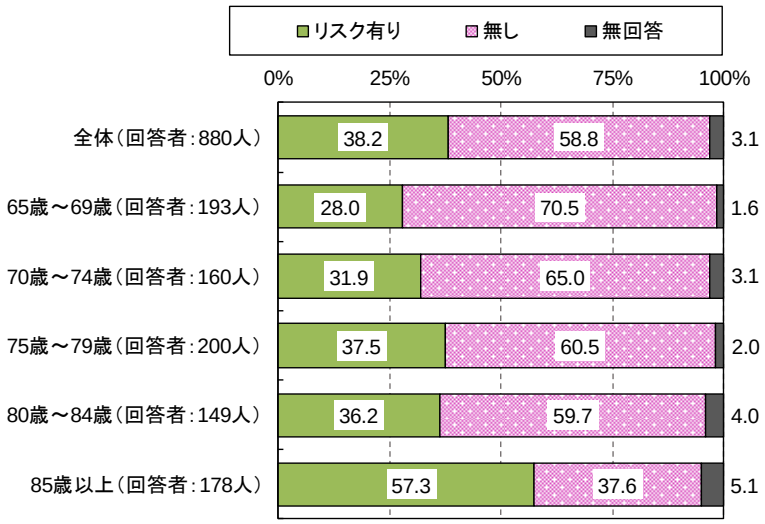

■居住地区別転倒リスク状況

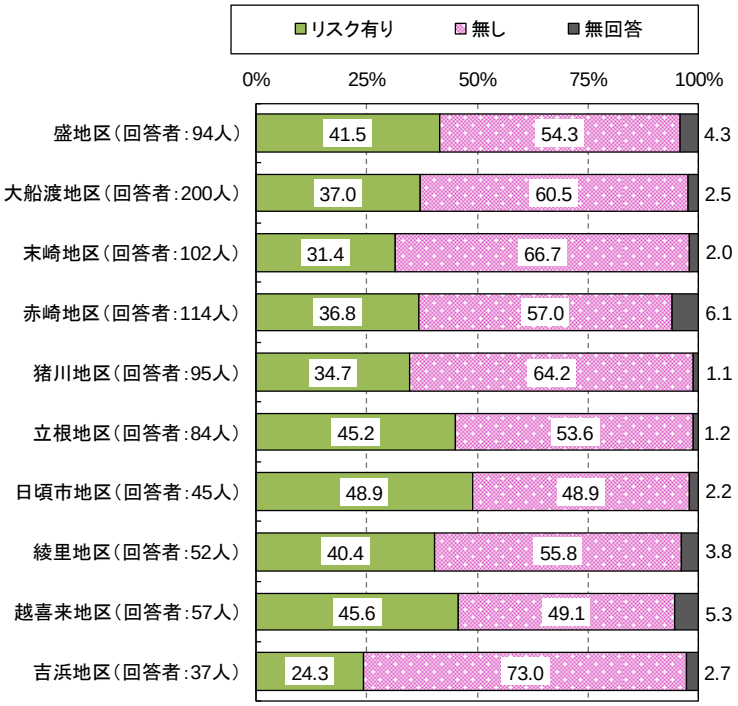

③閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向は、全体の 34.1%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85 歳以上の 56.2%が該当者となっています。

居住地区別では、「日頃市地区」の 48.9%が最も多く、次いで「綾里地区」（48.1%）となっています。

■年齢別閉じこもり傾向

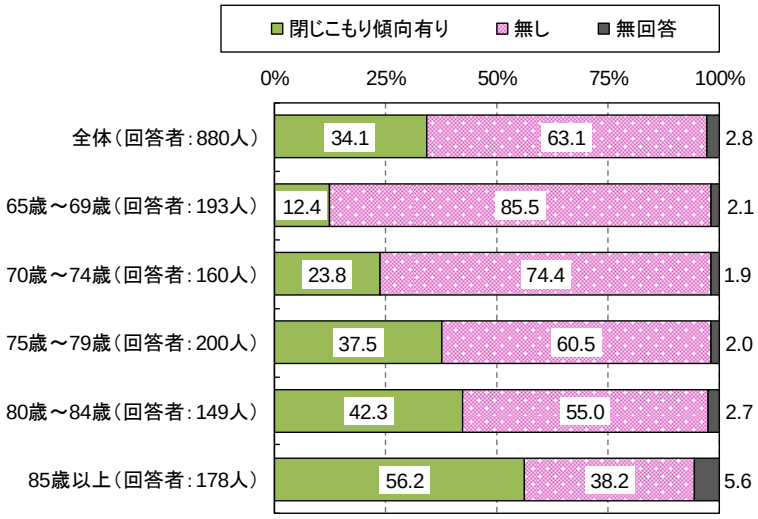

■居住地区別閉じこもり傾向

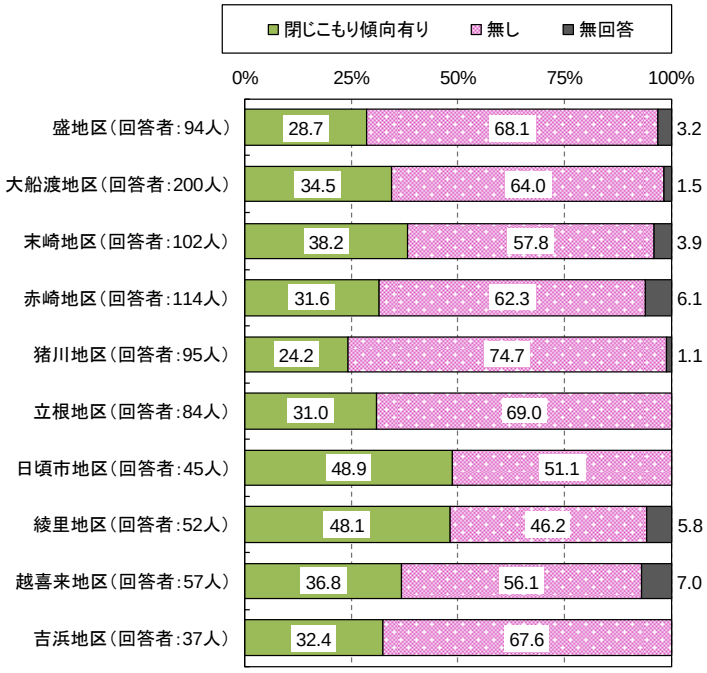

④口腔機能の低下について

口腔機能の低下は、全体の 29.0%が該当者となっています。

年齢別では、85 歳以上が最も多く 46.6%が該当者となっています。

居住地区別では、「日頃市地区」の 40.0%が最も多く、次いで「綾里地区」（32.7%）となっています。

■年齢別口腔機能の低下状況

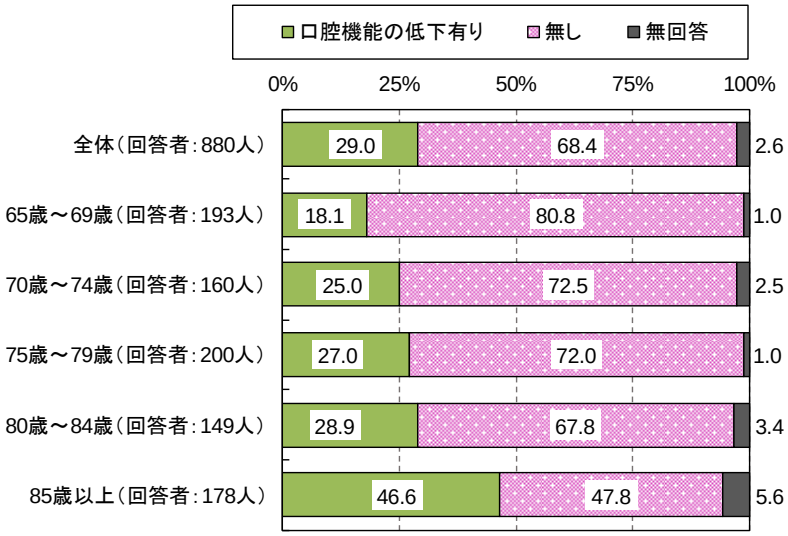

■居住地区別口腔機能の低下状況

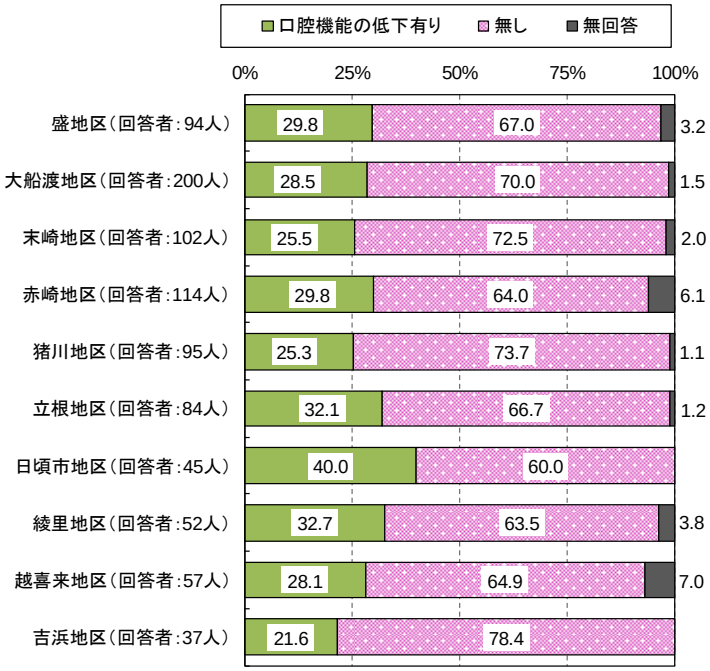

⑤低栄養傾向について

低栄養傾向は、全体の 1.0%が該当者となっています。

年齢別では、70 歳～74 歳、80 歳～84 歳の 1.3%が該当者となっています。

居住地区別では、「吉浜地区」の 2.7%、「立根地区」の 2.4%が該当者となっています。

■年齢別低栄養傾向の状況

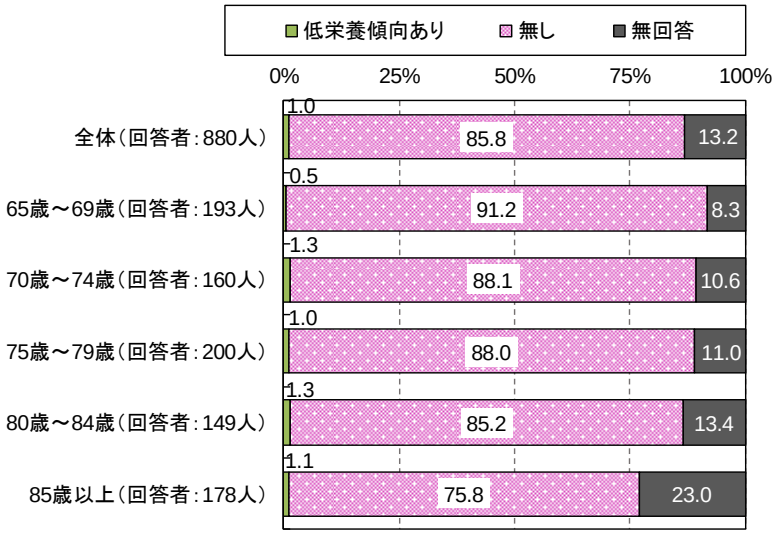

■居住地区別低栄養傾向の状況

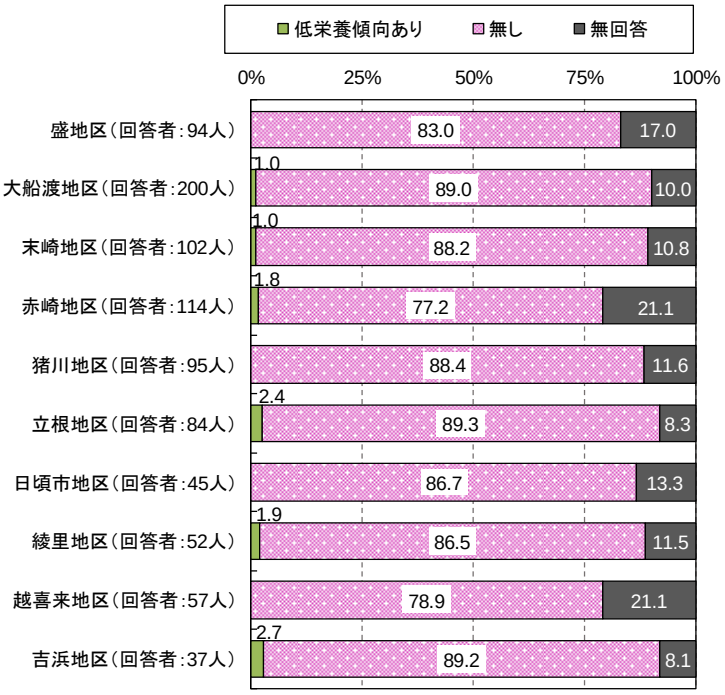

⑥認知機能の低下について

認知機能の低下は、全体の 49.7%が該当者となっています。

年齢別では、85 歳以上が 59.6%と該当者が最も多くなっています。

居住地区別では、「盛地区」が 61.7%で最も多く、次いで「立根地区」(54.8%)、「大船渡地区」(52.5%) となっています。

■年齢別認知機能の低下状況

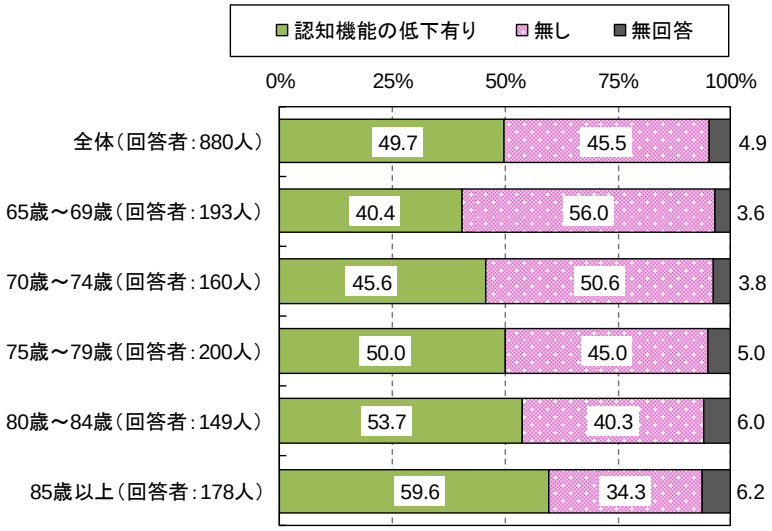

■居住地区別認知機能の低下状況

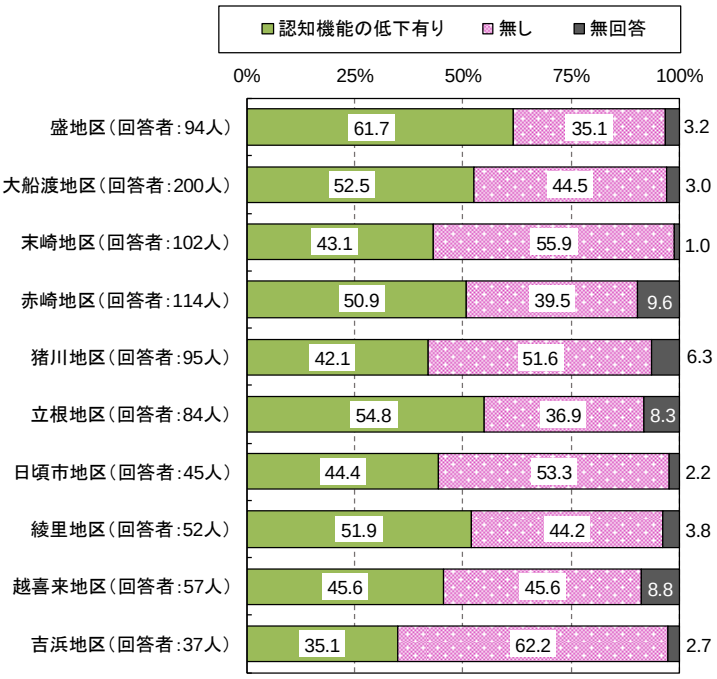

⑦ＩＡＤＬの低下について

ＩＡＤＬの低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とすると、全体の 21.0%が該当者となっています。

年齢別では、85 歳以上の 50.0%が該当者となっています。

居住地区別では、「日頃市地区」の 26.7%が最も多く、次いで「末崎地区」（25.5%）となっています。

※ＩＡＤＬとは「手段的日常生活動作」とも呼ばれ、排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作ＡＤＬ（日常生活動作）に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことを指します。また薬の管理、金銭管理、趣味活動、公共交通機関関連の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれます。

■年齢別ＩＡＤＬの低下状況

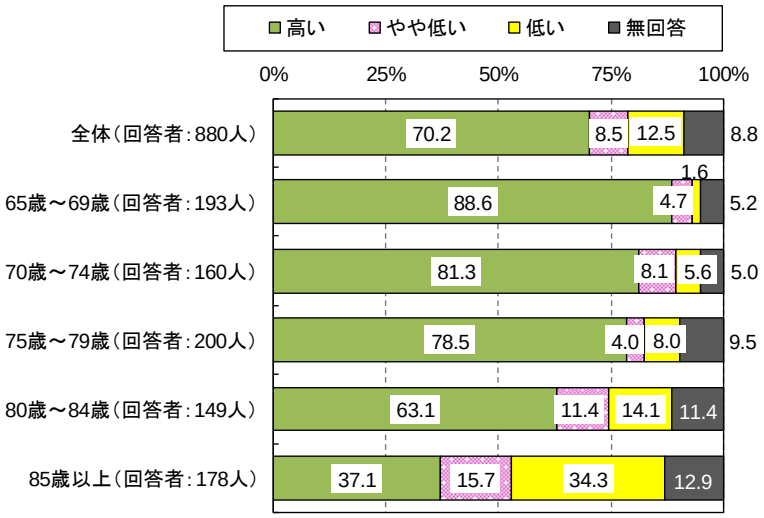

■居住地区別ＩＡＤＬの低下状況

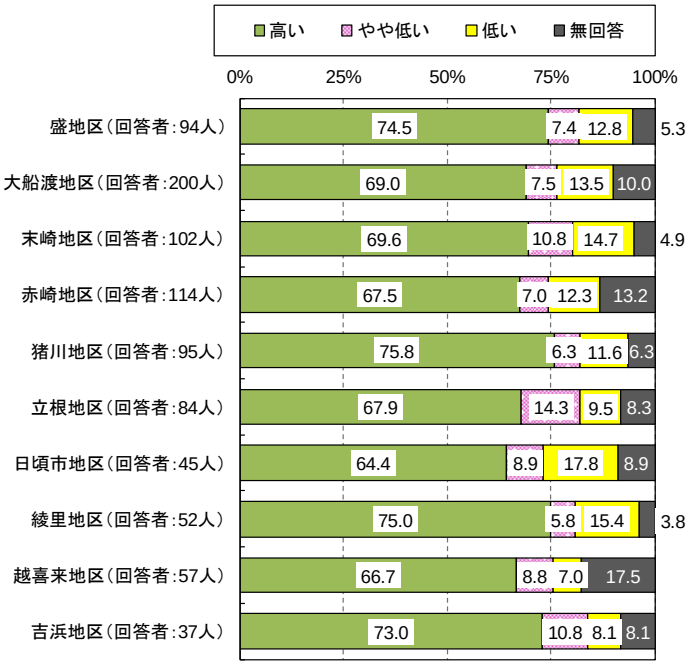

⑧うつ傾向について

うつ傾向は、全体の 49.8%が該当者となっています。

年齢別では、全体的に 5 割前後の該当者があり、最も該当者が多かった 85 歳以上では 57.9%が該当者となっています。

居住地区別では、「赤崎地区」の 59.6%が最も多く、次いで「盛地区」（55.3%）となっています。

■年齢別うつ傾向

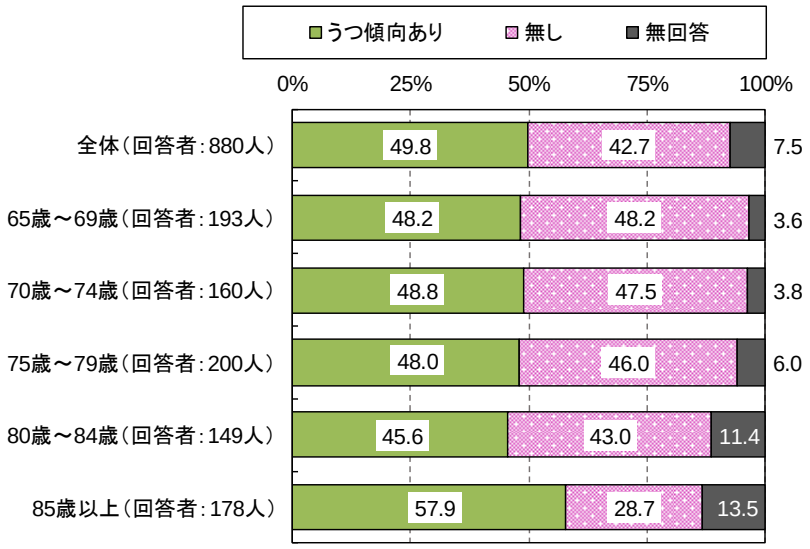

■居住地区別うつ傾向

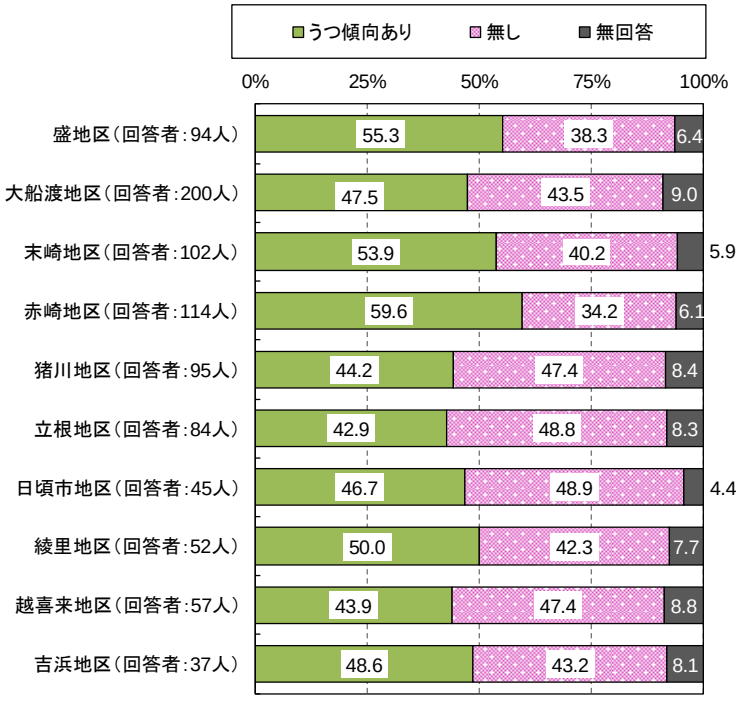

⑨リスク分析、全国平均比較

リスク傾向について、全国平均と比較すると、「低栄養状態」、「口腔機能」以外の 6 項目が上回っているという結果となっています。

「運動機能」、「閉じこもり」、「IADL」、「うつ傾向」については。全国平均より 10%以上上回っています。

■リスク分析、全国平均比較

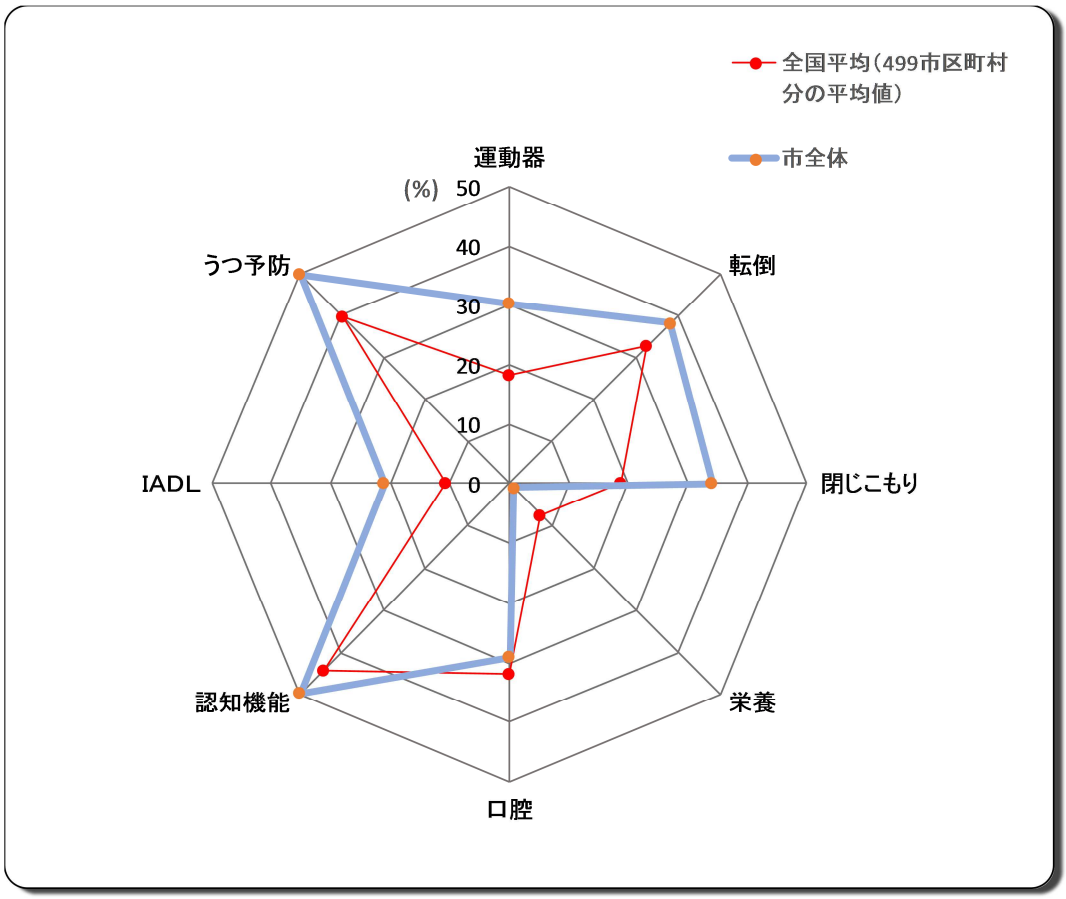

（２）在宅介護実態調査

①現在抱えている傷病について

現在抱えている傷病は、「認知症」が 34.3％と最も多く、次いで「眼科・耳鼻科疾患（21.3％）、脳血管疾患（18.3％）、筋骨格系疾患（16.0％）と続いています。

■現在抱えている傷病について

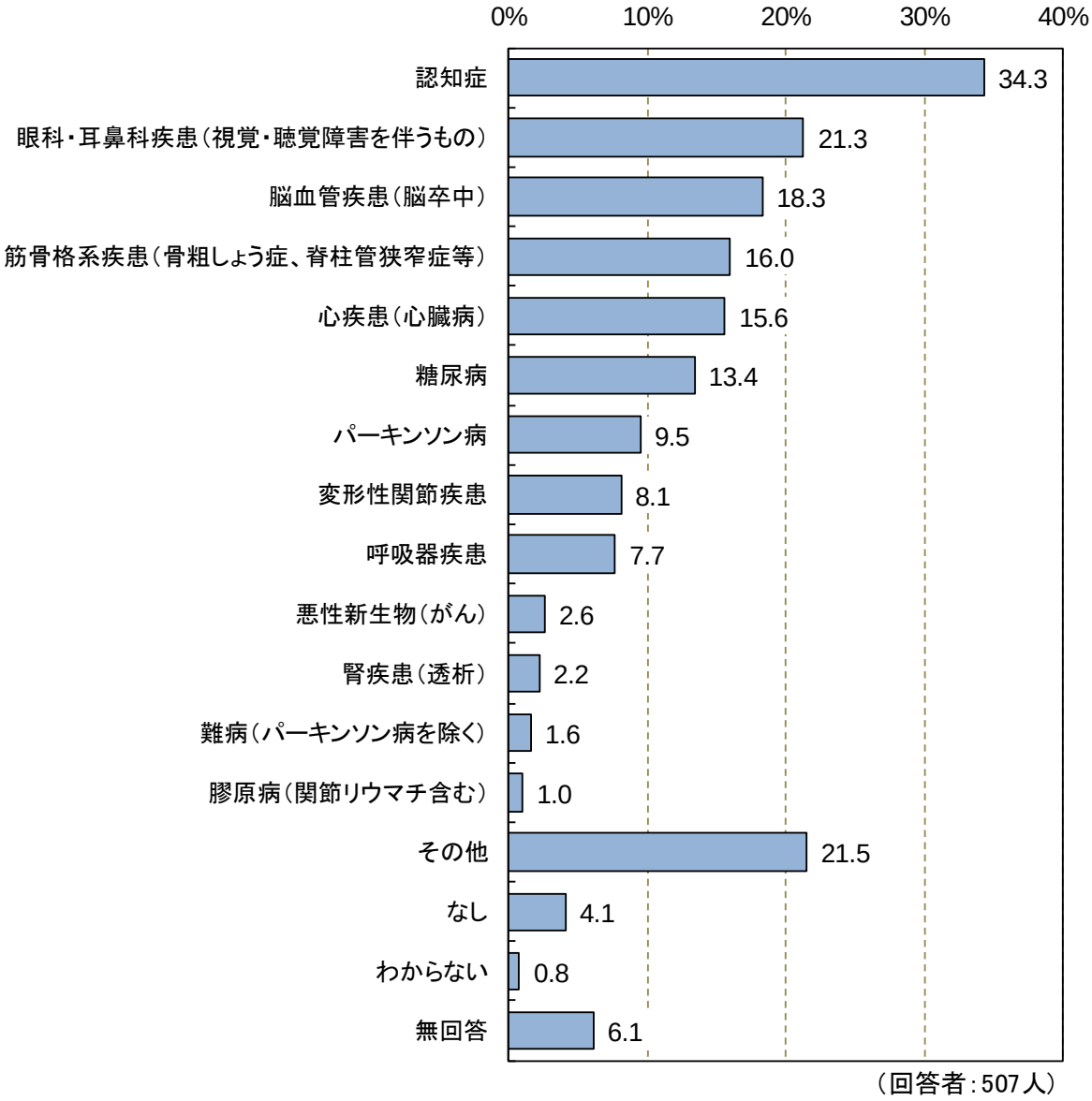

②在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

今後の在宅生活に必要と感じる支援、サービスについては、「特になし」が 28.8%で最も多いが、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(28.6%)、「外出同行（通院、買い物等）(23.3%)、「見守り、声かけ」(15.6%)、「調理」(13.8%)、「掃除、洗濯」(13.6%)と続いています。

■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

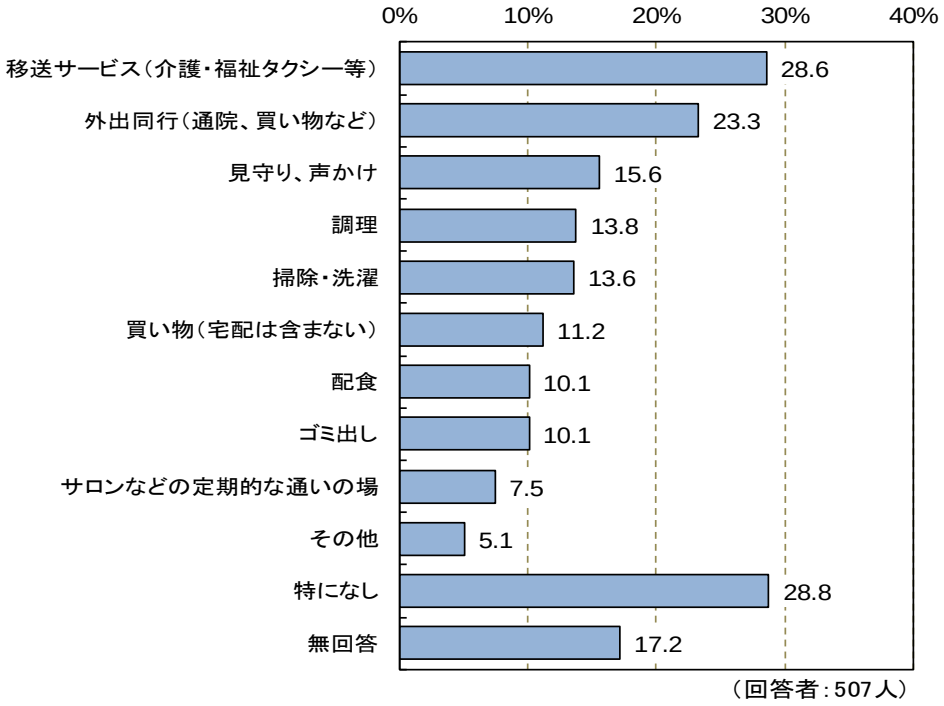

③訪問診療について

訪問診療については、11.8%が「利用している」と回答しています。

■訪問診療について

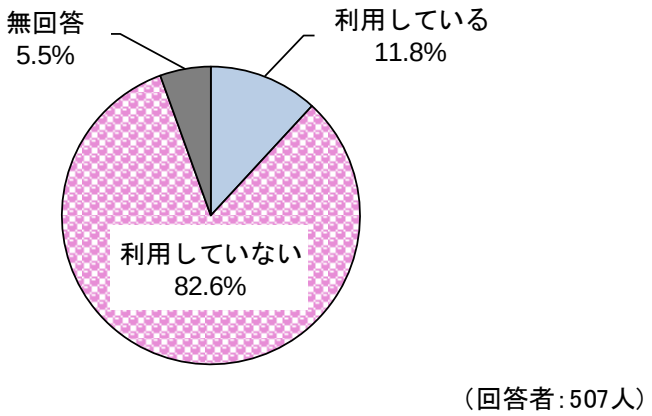

④家族や親族からの介護について

家族や親族からの介護が週にどのくらいあるかについては、「ほぼ毎日ある」が 60.6%となっています。その他、「週に１～２日ある」(7.1%)、「週に１日より少ない」(6.5%)となっており、７割以上が家族や親族からの介護を受けています。

■家族や親族からの介護について

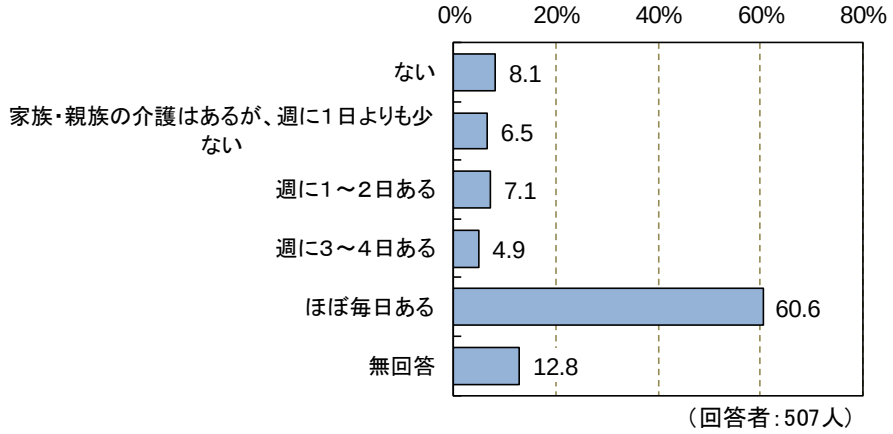

⑤介護を主な理由として、過去１年の間に仕事を辞めた方がいるか

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 53.4%と半数を超えたが、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」(10.7%)、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」(1.9%)、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」(1.1%)、「主な介護者が転職した」(0.6%) となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が 14.3%います。

■介護を主な理由として、過去１年の間に仕事を辞めた方がいるか

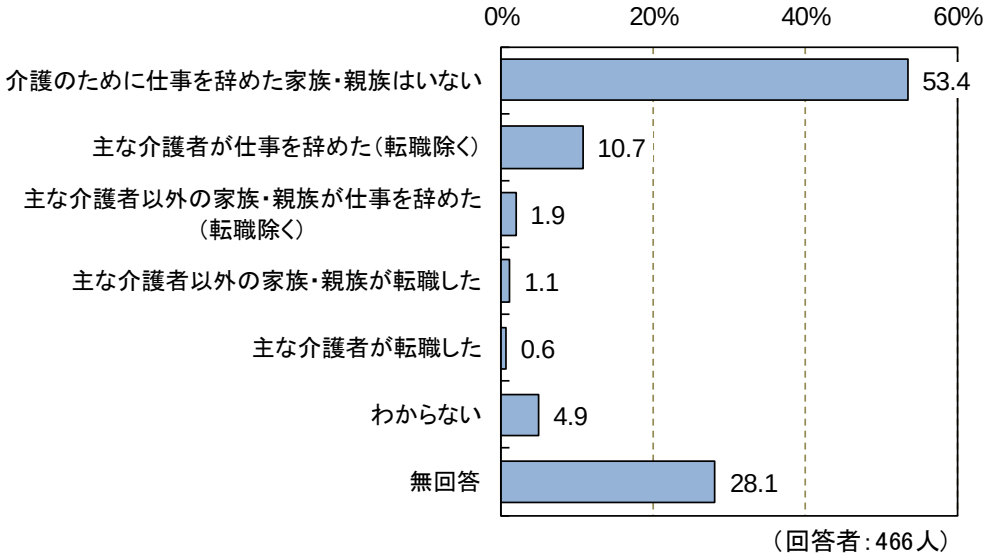

⑥主な介護者が不安に感じる介護等について

主な介護者が不安に感じる介護等の内容は、「認知症状への対応」が 35.0%で最も多く、次いで「夜間の排泄」(30.5%)、「入浴・洗身」(26.8%)、「外出の付き添い、送迎等」(26.2%)、「食事の準備（調理等)」(24.2%）と続いています。

■主な介護者が不安に感じる介護等について

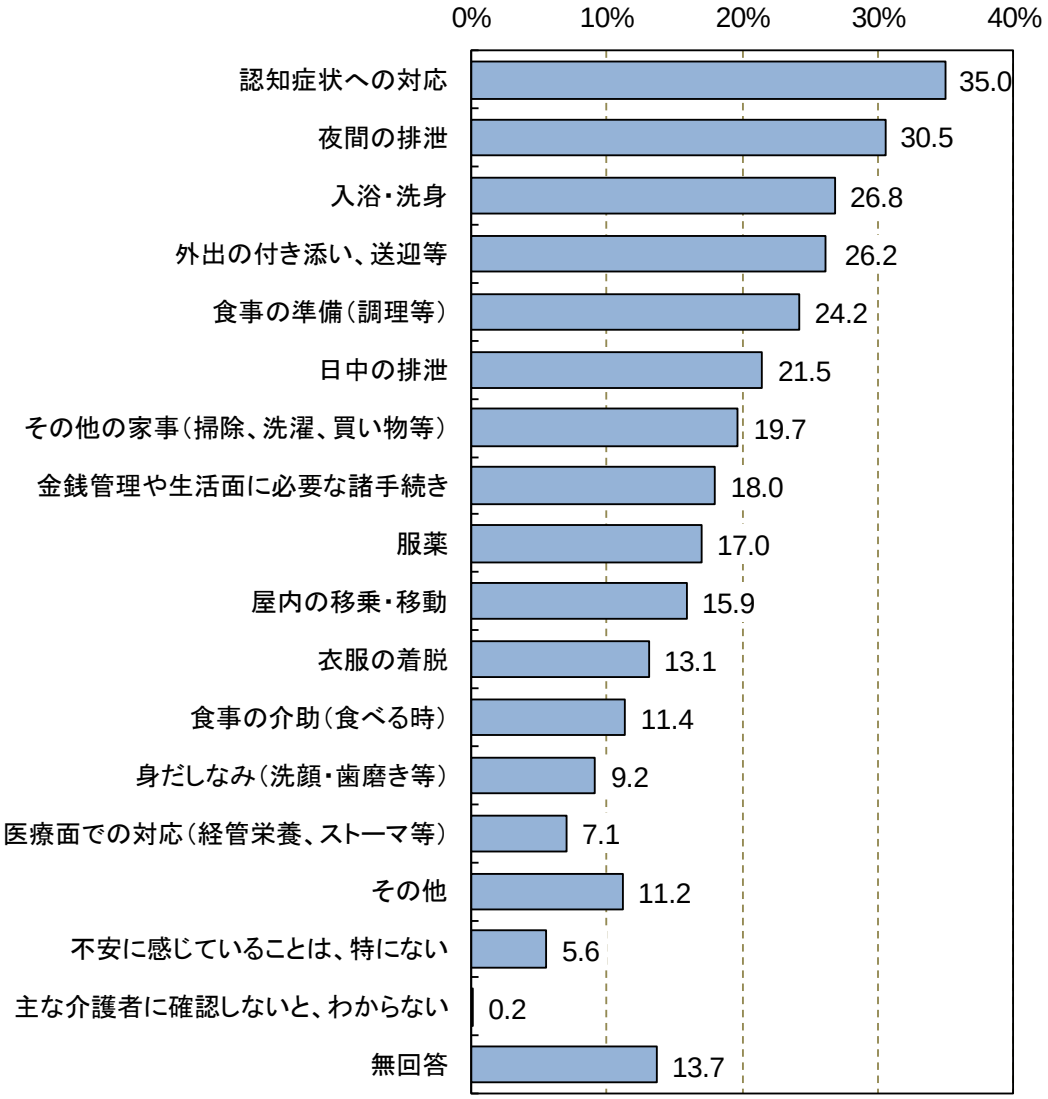

（回答者：466人）

⑦今後も働きながら介護を続けていけそうか

今後も働きながら介護を続けていけそうかの問いに対しては、「問題なく、続けていける」（14.6%）、「問題はあるが、何とか続けていける」（54.3%）を合わせると 68.9%が続けていけると回答しています。

また、「続けていくのは、やや難しい」（16.6%）、「続けていくのは、かなり難しい」（6.6%）を合わせると 23.2%は続けていくのは難しいと回答しています。

■今後も働きながら介護を続けていけそうか

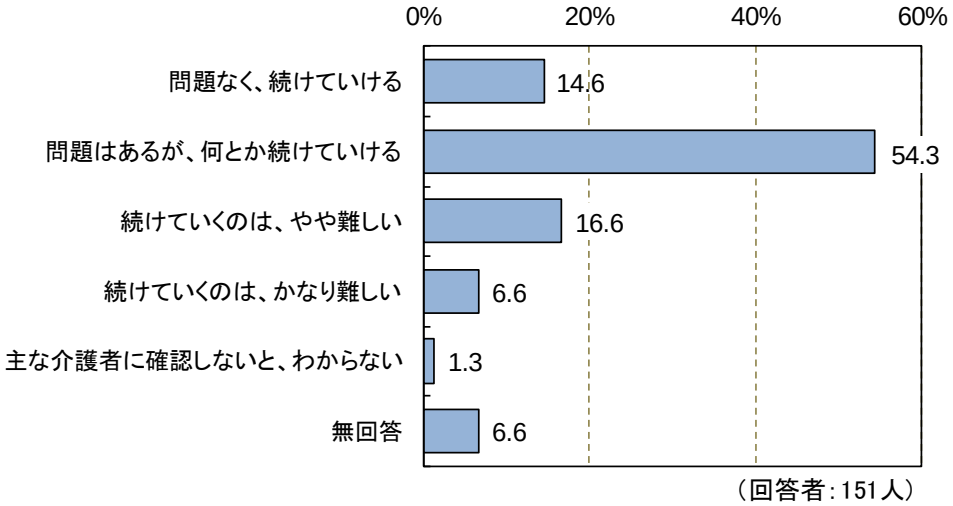

計画策定の経過

年　月　日	内　　容	備　　考
平成 29 年３月 31 日 ～４月 28 日	日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査	―
７月 24 日	市町村等介護保険・高齢者福祉担当者会議	盛岡市　マリオス
８月 21 日～ 平成 30 年３月 31 日	大船渡市高齢者福祉・第７期介護保険事業計画策定支援業務委託	【発注先】株式会社ワイズマンコンサルティング
９月 25 日	第７期介護保険事業計画策定に係る県ヒアリング	釜石市　釜石地区合同庁舎
10 月 13 日～27 日	介護サービス施設整備計画調査	市内 15 法人
12 月　８日	第１回大船渡市高齢者保健福祉推進室幹事会	大船渡市役所
12 月 22 日	第３回大船渡市ささえあい長寿推進協議会	大船渡市総合福祉センター
12 月 26 日	事業者意見交換会	大船渡市総合福祉センター
12 月 28 日	第２回大船渡市高齢者保健福祉推進室幹事会	大船渡市役所
平成 30 年 １月 11 日	高齢者福祉・介護保険説明会	大船渡市総合福祉センター
１月 16 日	高齢者福祉・介護保険説明会	三陸支所
１月 16 日	第７期介護保険事業計画策定等に係る市町村意見交換会	大船渡地区合同庁舎
１月 23 日	大船渡市議会全員協議会	大船渡市役所
１月 24 日～ ２月　６日	パブリックコメントの募集	大船渡市役所本庁舎（市民ホール）、市ホームページなど
２月　８日	第３回大船渡市高齢者保健福祉推進室幹事会	大船渡市役所
２月 15 日	第４回大船渡市ささえあい長寿推進協議会	大船渡市役所
２月 19 日	介護保険法及び老人福祉法に基づく岩手県からの意見書	―
３月 15 日	大船渡市介護保険条例の一部を改正する条例の可決	―

大船渡市ささえあい長寿推進協議会条例

（設置）

第１条　高齢者福祉の向上及び介護保険事業の推進に関し必要な事項を調査審議するため大船渡市ささえあい長寿推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

⑴　高齢者の保健福祉事業の推進に関すること。

⑵　介護保険事業の円滑な推進に関すること。

⑶　その他高齢者福祉の向上に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　介護保険の被保険者

⑵　医師、歯科医師及び薬剤師

⑶　指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する者

⑷　公益を代表する者

２　委員の任期は３年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長１名を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

（補則）

第７条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱

（設置）

第１条　介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく大船渡市地域包括支援センター（以下「センター」という。）及び地域密着型サービスの適正かつ公正中立な運営を図るため、大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　センターの設置、運営及び評価に関すること。

⑵　前号に掲げるもののほか地域包括支援事業に関すること。

⑶　地域密着型サービスの指定に関すること。

⑷　地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。

⑸　その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するため必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　介護保険の被保険者

⑵　医師、歯科医師及び薬剤師

⑶　指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する者

⑷　公益を代表する者

２　委員の任期は３年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

大船渡市ささえあい長寿推進協議会委員、大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会委員

任期：平成 27 年４月 1 日～平成 30 年３月 31 日

	氏　　名	所　属　団　体	職　　名	区　　分
1	会長 田　代　研　三	大船渡市民生児童委員協議会	会長	公益を代表する者
2	副会長 佐　藤　勝　利	盛地区公民館	大船渡市まち づくり推進員 （盛地区公民館長）	公益を代表する者
3	金　野　敏　夫	社会福祉法人 大船渡市社会福祉協議会	常務理事	公益を代表する者
4	岩　渕　正　之	一般社団法人 気仙医師会	理事	医師
5	飯　田　浩　之	大船渡歯科医師団	団員	歯科医師
6	金　野　良　則	気仙薬剤師会	保険薬局部会長	薬剤師
7	山　田　喜美雄	医療法人 勝久会	常務理事	介護保険施設を 代表する者
8	山　口　清　人	社会福祉法人 成仁会	専務理事	介護保険施設を 代表する者
9	内　出　幸　美	社会福祉法人 典人会	専務理事	指定居宅介護支援 事業者
10	及　川　岩　治	社会福祉法人 三陸福祉会	常務理事	指定居宅サービス 事業者
11	西　村　文　二	大船渡市老人クラブ連合会	事務局長	介護保険の被保険者 （第１号被保険者）
12	佐々木　好　子	大船渡市地域婦人団体連絡協議会	会長	介護保険の被保険者 （第１号被保険者）
13	金　野　寿　江	大船渡市農業協同組合 指定通所介護事業所立根	施設長	介護保険の被保険者 （第２号被保険者）
14	佐々木　ひで子	大船渡市漁業協同組合 大船渡地区女性部	副部長	介護保険の被保険者 （第１号被保険者）
15	田　口　ユリ子	大船渡地区認知症の人と家族の会	世話人代表	介護保険の被保険者 （第１号被保険者）

大船渡市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画

平成 30 年３月発行

発行／大船渡市

編集／大船渡市生活福祉部長寿社会課

大船渡市盛町字下舘下 14 番地 1
電　話　0192-26-2943
ＦＡＸ　0192-27-1589
http://www.city.ofunato.iwate.jp/